

令和3年9月定例会

# 農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

## 会議録

長崎県議会

# 目 次

## (委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議) .....	1

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	2
2、出席者 .....	2
3、審査事件 .....	2
4、付託事件 .....	2
5、経過	

## (産業労働部)

### 分科会

産業労働部長予算議案説明 .....	3
予算議案に対する質疑 .....	9
予算議案に対する討論 .....	26

### 委員会

産業労働部長所管事項説明 .....	26
陳情審査 .....	29
議案外所管事項に対する質問 .....	30

## (第2日目)

1、開催日時・場所 .....	49
2、出席者 .....	49
3、経過	

## (水産部)

### 分科会

水産部長予算議案説明 .....	49
水産加工流通課長補足説明 .....	50
漁港漁場課長補足説明 .....	50
予算議案に対する質疑 .....	51
予算議案に対する討論 .....	56

### 委員会

水産部長所管事項説明 .....	56
陳情審査 .....	58
議案外所管事項に対する質問 .....	59

## (第3日目)

1、開催日時・場所 .....	77
2、出席者 .....	77
3、経過	

(農林部)

分科会

農林部長予算議案説明 .....	77
農産園芸課長補足説明 .....	78
農政課長補足説明 .....	79
予算議案に対する質疑 .....	79
予算議案に対する討論 .....	90

委員会

農林部長所管事項説明 .....	91
諫早湾干拓課長補足説明 .....	93
林政課長補足説明 .....	93
陳情審査 .....	95
議案外所管事項に対する質問 .....	95

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料(追加1:産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(産業労働部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:産業労働部)
- ・分科会関係議案説明資料(水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(水産部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:水産部)
- ・分科会関係議案説明資料(農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:農林部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:農林部)

9 月 10 日

( 委員間討議 )

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月10日

自 午前 10時59分  
至 午前 11時05分  
於 委員会室4

2、出席委員の氏名

委員	長	久保田将誠	君
副委員	長	山口 経正	君
委員		溝口芙美雄	君
	”	瀬川 光之	君
	”	外間 雅弘	君
	”	西川 克己	君
	”	山口 初實	君
	”	川崎 祥司	君
	”	吉村 洋	君
	”	山本 由夫	君
	”	堤 典子	君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前 10時59分 開会

【久保田委員長】ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

はじめに、さきの定例会におきまして、瀬川議員が本委員会の委員に新たに選任されましたのでご紹介いたします。

これより議事に入ります。まず会議録署名委

員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、外間委員、吉村委員の2人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和3年9月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査の方法等について、お諮りいたします。

審査の方法は、委員会を協議会に切り替えたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前 11時00分 休憩

午前 11時04分 再開

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の農水経済委員会を閉会いたします。

大変お疲れ様でした。

午前 11時05分 散会

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月27日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時23分  
於 委員会室 4

新産業創造課長	福重 武弘 君
新産業創造課企画監 (海洋・環境産業担当)	黒島 航 君
経営支援課長	吉田 憲司 君
若者定着課長	宮本浩次郎 君
雇用労働政策課長	井内 真人 君
雇用労働政策課企画監 (産業人材対策担当)	川口 博二 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	久保田将誠 君
副委員長（副会長）	山口 経正 君
委 員	溝口芙美雄 君
”	瀬川 光之 君
”	外間 雅広 君
”	西川 克己 君
”	山口 初實 君
”	川崎 祥司 君
”	吉村 洋 君
”	山本 由夫 君
”	堤 典子 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	廣田 義美 君
産業労働部政策監 (産業人材育成・県内定着 促進・働き方改革担当)	村田 誠 君
産業労働部政策監 (新産業振興担当)	三上 建治 君
産業労働部次長	宮地 智弘 君
産業労働部参事監 (大学連携推進担当)	森田 孝明 君
産業政策課長	松尾 義行 君
企業振興課長	末續 友基 君
企業振興企画監 (企業誘致推進担当)	香月 康夫 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（農水経済分科会）

第110号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）

（関係分）

第124号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）

（関係分）

報告第21号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）

（関係分）

報告第22号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第9号）

（関係分）

報告第23号

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第10号）

（関係分）

7、付託事件の件名

農水経済委員会

(1) 議 案

な し

(2) 請 願

な し

(3) 陳 情

・要望書

・要望書

・令和3年度長崎県への施策に関する要望・提案書

- ・要望書
- ・諫早市政策要望
- ・令和4年度 離島振興の推進に関する要望書
- ・超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望
- ・要望書
- ・令和3年度長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・酒類製造・販売業者に対する支援を求める要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・要望書 厳原町漁業協同組合の民主的な役員選挙について
- ・大村市の養鶏農家の支援について

## 8、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開会  
-----

【久保田委員長】 おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件はございませんが、陳情14件の送付を受けております。

なお、予算及び予算にかかる報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分ほか4件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと

存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

【久保田分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び報告議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案及び報告議案説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料当初版と、その追加1がございます。お手元にご用意いただきたいと思っております。

まず、当初版の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分、報告第21号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）』」のうち関係部分、報告第22号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県一般会計補正予算（第9号）』」のうち関係部分、報告第23号「知事専決事項報告『令和3年度長崎県一般会計補正予算（第10号）』」のうち関係部分、加えまして、追加1に記載しております第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は記載のとおりであり、その主な内

容をご説明いたします。

産業政策課

（中小企業振興費について）

長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金の減に伴う、長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業費12億8,460万6,000円の減を計上いたしております。

企業振興課

（工鉱業振興費について）

地域経済や雇用の下支え及び今後の成長産業の礎を強化するための県内製造業に対する支援に要する経費として、地場企業総合支援事業費5億3,000万円の増を計上いたしております。

経営支援課

（商業振興費について）

長期化するコロナ禍を乗り越えるため、新分野展開による経営多角化や事業・業種転換等に取り組むサービス事業者の支援に要する経費として、サービス産業活性化事業費5,000万円の増等を計上いたしております。

雇用労働政策課

（雇用安定対策費について）

外国人技能実習生等を受け入れる際に必要とされる新型コロナウイルス感染症の水際対策（宿泊施設における待機等）の支援に要する経費として、外国人材受入促進事業費5,700万円の増を計上いたしております。

追加1、1ページをお開きいただき、中段をご覧いただきたいと思います。

次に、第124号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第13号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策を緊急的に実施するため、必要な予算を

追加しようとするものであります。

歳出予算は記載のとおりであり、その主な内容をご説明いたします。

産業政策課

（中小企業振興費について）

飲食店等の時間短縮営業や酒類提供の自粛等により影響を受け、売上げが減少している県内事業者への支援に要する経費として、長崎県事業継続支援給付金事業費7億3,900万円の増を計上いたしております。

当初版にお戻りいただき、3ページの中段をご覧いただきたいと思います。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第21号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金を支給する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年8月6日付けで専決処分させていただいたものであり、歳出予算は記載のとおりでございます。

次に、報告第22号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第9号）」のうち関係部分につきましては、飲食店等に対する営業時間の短縮要請期間を9月6日まで延長したことに伴い、協力を追加で支給する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年8月20日付けで専決処分させていただいたものであり、歳出予算は記載のとおりでございます。

最後に、報告第23号「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につきましては、本県へのまん延防止等重点措置の適用に伴い、飲食店等に対する営業時間の短縮

要請期間を9月12日までに延長したことに加え、長崎市、佐世保市における大規模集客施設等に対する営業時間短縮要請などを行ったことから、協力金を追加で支給する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和3年8月26日付けで専決処分させていただいたものであり、歳出予算は記載のとおりでございます。

なお、令和3年9月定例会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料と、同じくその追加1の合わせて2種類の補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議のほど、賜りますようお願い申し上げます。

【久保田分科会長】次に、産業政策課長より補足説明を求めます。

【松尾産業政策課長】資料は、令和3年9月定例会県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）の1ページをご覧ください。

長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金事業費として、報告第21号、報告第22号、報告第23号、総額95億4,525万円を既に専決処分させていただいております。

本事業は、県の営業時間の短縮要請等に応じ、ご協力いただいた店舗等に対し、営業時間短縮協力金を支給するものでございます。

協力金は2種類ございまして、私からは、2の事業内容の上段に記載しております飲食店等に対する協力金についてご説明をいたします。

迅速に協力金を申請者にお届けするため、協力金の審査や支払いは市町に行っていただくこととしております。

財源につきましては、1ページの中段に記載してありますとおり、事務費と合わせて全額を補助金という形で市町へ補助し、市町が申請者にお支払いするというスキームになっております。

次に、要請の内容や協力金の額について、2ページをお開きください。

簡単にこれまでの経緯をご説明いたします。当初は、一番左の報告第21号で予算措置しておりますとおり、県下全域の飲食店等に対しまして、8月10日から8月23日までの期間、営業時間短縮を要請いたしましたが、その後、県独自の緊急事態宣言が発令され、要請期間が9月6日まで延長されたことに伴い、報告第22号として追加で予算措置をさせていただいたところでございます。しかしながら、予算措置後に、長崎市及び佐世保市が9月12日まで、まん延防止等重点措置区域に指定されたこと、併せて県独自の緊急事態宣言も9月12日まで再延長されたことに伴い、報告第23号として新たに予算措置をさせていただきました。

要請内容につきましては記載のとおりでございますが、まん延防止等重点措置の指定を受けた長崎市、佐世保市におきましては、従来の営業時間の短縮に加え、新たに、終日、酒類提供の自粛、カラオケ設備の利用自粛を要請したところでございます。

協力金の支給額につきましては、店舗の売上高によって異なり、詳細は、2ページ下の方、補足2に記載をしております。

なお、佐世保市におきましては、9月13日から30日までの営業時間短縮を延長したところでございますけれども、これに係る予算につきましては、去る9月13日に議決をいただいたところでございます。

また、資料には記載しておりませんが、先の5月臨時議会において議決いただきました、いわゆる第4波、4月28日から6月7日の際、長崎市内の飲食店に対して要請いたしました営業時間短縮に係る協力金につきましては、このたび長崎市における審査、支払いが一定終了しましたので、実績に基づき、第110号議案におきまして、12億8,460万6,000円の減額補正を計上しております。

次に、資料が別冊となっておりますが、令和3年9月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料追加1（産業労働部）をご覧ください。

長崎県事業継続支援給付金事業費として、資料1ページに記載しております全業種向けの支援、2ページにあります酒類販売事業者向けの支援、合わせて7億3,900万円を計上しております。

資料1ページをご覧ください。

本事業は、飲食店等の時短営業の影響を受け、売上が減少している県内事業者、例えば、おしぼり業者であったり、タクシー事業者などを対象に、業種を問わず支援を行うものでございます。

対象としましては、本年8月または9月の売上高が対前年または対前々年比で30%以上減から50%未満減少している事業者でございます。

給付額につきましては、法人、個人を問わず1事業者につき、1月あたり上限10万円となっております。なお、売上が50%以上減少している事業者につきましては、国の月次支援金の給付対象となります。

また、これまで第3波、第4波におきまして同様の事業を行った際にも、市町と連携して事業を行ったところであり、今回も同様に、申請受

付、支給事務につきましては、市町で行うこととしております。これに伴います市町への事務費補助金も計上いたしております。

次に、2ページをご覧ください。

本事業は、まん延防止等重点措置が適用されました長崎市、佐世保市の飲食店に対する酒類提供の自粛要請により影響を受け、売上が減少している酒類販売事業者を対象に、国の月次支援金や、先ほどご説明した県の事業継続支援給付金に上乘せを行って支援するものであり、そのイメージとして、資料中段に図を記載しております国から示された基準額どおりでございますけれども、横軸の記載の売上減少率が大きいほど月ごとの上限額も大きくなるというスキームとなっております。

なお、支援対象といたしましては、法人200者、個人事業者300者を想定しており、申請受付や支出事務は県で実施をいたします。また、財源につきましては、記載のとおりでございます。

私の説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】次に、企業振興課長より補足説明を求めます。

【末續企業振興課長】それでは、補足説明資料に戻りまして、3ページをご覧ください。

長崎県成長産業ネクストステージ投資促進事業について、ご説明をいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化により厳しい状況にある地域の経済や雇用を下支えするとともに、今後の成長産業の礎を強化するため、半導体、ロボット（産業用機械）造船・プラント、航空機、医療関連の5つの成長分野における県内企業の取組を支援するもの

で、昨年度の9月補正予算及び2月補正予算として計上いたしました事業の第3弾となります。過去2回にわたり募集いたしました本事業におきましては、合わせて24億2,000万円の予算額に対し、応募総数が192件、金額ベースで約50億7,000万円の応募がっており、そのうち採択した件数が134件、約24億円となっております。県内経済の実態を踏まえた事業として、県工業連合会をはじめ、企業側から評価の声と多くのご応募をいただいたところであります。

今回につきましても、引き続きコロナ禍にある本県経済の状況を踏まえ、前回と同様の制度としており、具体的には、資料下段に掲載している表のとおり、2つのメニューをご用意しております。

左側の事業再構築促進型につきましては、研究開発や設備投資、生産効率化経費などをご支援するもので、補助率が3分の2、補助上限は100万円でございます。

また、右側の県内調達拡大プロジェクト型につきましては、成長分野において県外の需要を取り込むための設備投資などをご支援するもので、中小企業の場合は補助率3分の2、大企業の場合は2分の1としており、補助上限額は1億円でございます。

なお、県内調達拡大プロジェクト型につきましては、県内企業から部品調達を拡大するなど、県内への波及効果が高い取組であることを認定要件としております。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

【久保田分科会長】次に、経営支援課長より補足説明を求めます。

【吉田経営支援課長】私からは、3点ご説明を

申し上げます。

まず、補足説明資料の1ページをご覧ください。

2、事業内容の(2)大規模集客施設等に対する協力金について、ご説明をいたします。

当該協力金の予算2億2,500万円につきましては、報告第23号の中で専決処分をさせていただいております。

この協力金は、まん延防止等重点措置区域に指定された長崎市及び佐世保市において、県の営業時間短縮等の要請に協力いただいた大規模集客施設の運営事業者及び大規模集客施設に入居するテナント事業者等に対して支給するものであります。

協力金の審査や支払い事務は県が行うこととしており、財源は、国の臨時交付金（協力要請推進枠）が6割、残る4割が県となっております。

資料の2ページをお開きください。

大規模集客施設等への協力金については、表の一番右側と、その下に補足3として記載しておりますが、概要説明及び補足説明をさせていただきます。

県では、長崎市及び佐世保市にある建物の床面積が1,000平方メートルを超え、ふだん午後8時以降も営業している大規模集客施設等を対象として、8月27日から9月12日までの期間において、午後8時までの営業時間の短縮や入場者が密集しないための整理・誘導等の実施等を要請し、全期間において時短営業に協力いただいた方に協力金を支給することとしております。

時短営業の始期、スタートにつきましては、8月29日までに時短を開始していただいた場合は協力金の支給対象としております。

協力金の額は、補足3のとおり、大規模集客施設は、自己利用部分面積1,000平方メートルご

とに、20万円に時短率及び時短日数を乗じた額としております。ここで自己利用部分面積とは、施設の運営事業者自らが消費者向けに直接利用している区画のうち、要請に応じて時短営業等を行った部分の面積であり、テナントなどは除いたものでございます。また、時短率とは、短縮時間を通常の営業時間で割ったものであり、例えば、午前10時から午後10時まで12時間営業している施設が閉店時間を午後10時を午後8時に繰り上げて閉店した場合、短縮時間は2時間、営業時間はもともと12時間ですので、時短率は12分の2ということになります。

また、大規模集客施設に入居するテナント事業者に対する支給額は、テナントの店舗面積100平方メートルごとに、2万円に時短率及び時短日数を乗じた額となっております。

次に、本定例会に計上しております補正予算について、ご説明をいたします。

資料の4ページをご覧ください。

サービス産業事業再構築支援事業費、予算額5,000万円でございます。

コロナ禍の影響が長引く中で、融資を受けた事業者は、返済原資を確保するため、収益力を回復させなければならない状況にあります。一方、足元では、消費者の外出自粛等の影響で、店舗型の事業者を中心に売上が低迷をしております。

この状況を踏まえ、コロナ禍における消費者の行動様式など、社会の変化に対応し、新分野展開による経営多角化や業種・業態の転換など、事業の再構築を目指す取組に要する経費を補助することで、サービス産業事業者の事業継続を支援するものであります。

今年の春に公募した事業の2次募集に当たるものでございまして、補助率は3分の2以内、補

助金額は上限100万円、下限30万円としております。

なお、資料には記載しておりませんが、去る8月の豪雨で災害救助法が適用された雲仙市及び南島原市のサービス産業事業者の申請については、採択の審査において加点措置を行うこととしております。

次に、資料の5ページをご覧ください。

事業継続緊急サポート事業費、予算額714万5,000円でございます。

事業内容は、記載のとおり、コロナ禍において、県内中小企業者の各種支援制度の活用を促進するために、長崎県中小企業診断士協会に委託し、申請書類の作成支援等を行うものでございます。

コロナ禍の収束が見通せない中で、概ね半年分の予算として、1,036万2,000円を当初予算で計上しておりましたが、コロナ禍が長期化、深刻化しており、引き続き支援が必要であることから、714万5,000円を補正予算として計上するものであります。これにより、国の「事業再構築促進事業」等の支援措置のさらなる活用を促すことで、県内中小企業者の経営環境の改善につなげてまいりたいと考えております。

以上で私からの説明を終わります。

【久保田分科会長】次に、雇用労働政策課長より補足説明を求めます。

【井内雇用労働政策課長】では、資料6ページをお開きください。

外国人材受入促進事業費、9月補正予算額5,700万円でございます。

1番、事業概要としまして、まず括弧書きで記載をしております現状と課題でございます。現在、外国からの入国は停止されておりますが、入国再開となった場合、宿泊施設個室での14日

間の待機でありますとか、公共交通機関不使用などの行動制限（水際対策）が見込まれるところでもあります。これらに要する費用は県内の受入事業者が負担することとなりますが、平常時にはない費用負担が発生することから、県としましては、入国制限緩和後の県内事業者の円滑な外国人材受入れを促進するため、宿泊施設での待機等に要する費用を支援するものでございます。

次に、2番、事業内容でございます。

受入事業者や監理団体などへの補助としまして、宿泊費あるいは交通費などを対象に、補助率4分の3、1人当たりの補助金額10万円を上限に、500人の支援を想定しておりまして、5,000万円を計上しております。

また、本補助金の交付事務は、従来より国事業によって監理団体などの巡回指導を実施しております長崎県中小企業団体中央会を通じて行うことにより、これに要する事務費等として700万円を計上しております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】おはようございます。

まず、サービス産業事業再構築支援事業費について、お尋ねをいたします。今ご説明いただきましたので概ね理解しておりますが、今回、2回目の公募ということでした。まず、1次公募の状況ですが、140件中、認定52件。予算が5,000万円ということでありましたが、これは予算の上限に達したために52件にとどまったのか、要件が不適合だったのか、確認させてください。

【吉田経営支援課長】応募がありました内容につきまして審査員が審査をして、6割を基準として、それ以上を認定するという方針で臨みまして、結果的に52者が6割以上ということで、今回の採択につながっております。

【川崎委員】ということであれば、5,000万円を使い切っているわけじゃないということですか。

【吉田経営支援課長】申請額は5,000万円を超えております。

【川崎委員】そうしますと、採択をされた事業者さんが利用されて、経営の多角化や業種転換を図られると思いますが、これは利用された後の状況は、どういうふうに改善されたのかという、その結果を問うような事業でしょうか。

【吉田経営支援課長】この事業は、新しい分野に出ていくところについて後押しをしようということですので、その出ていった先で、しっかりと伴走支援と申しますか、その後、どう進んでいるのか、あるいはどういうところに問題があるのか、そういったことはしっかりフォローしていこうと思っております。

【川崎委員】ぜひ、そうあってほしいと思います。せっかく県もこういった施策をつくり、利用者さんも利用し、それが改善につながっていく、ぜひそのフォローもしながら、効果的な事業として進めていただきたいと思います。

次に、事業継続緊急サポート事業費、これも700万円ほどの追加ということでありましたが、今回も長崎県中小企業診断士協会への委託事業と記載がされております。

まず、従前の第1回目の分では、相談件数と主な内容はどうだったのか、お尋ねいたします。

【吉田経営支援課長】昨年度の実績としましては、個別相談以外にも、相談会等を行っており

ますけれども、トータル363者に対して支援を行っております。その内容としましては、例えば、金融機関への融資の申込みでございますとか、国や県等の給付金あるいは協力金、そういったものの申請のお手伝いというふうなこともやっておりますけれども、その大半の方は、経営を今後どうしていったらいいのか、どうやって収入、売上を確保していくのか、そういったようなご相談にもしっかり対応をしているところでございます。

【川崎委員】融資のご相談、あるいは協力金支援のお手伝い、さらには先ほど最後おっしゃられた、今後どういうふうにして取り組んでいくかということについて真摯にご相談に乗っていただいているということでございましたが、先ほどの融資の件について確認をいたしますけれども、現在、県内の事業者さんの資金繰り状況というのをどう捉えておられるのか、お尋ねいたします。

【吉田経営支援課長】資金繰りに関する相談等、我々、金融機関とか商工団体と定期的に意見交換、あるいは会議等で意見交換を行っておりますけれども、資金繰り、資金需要については、全体的には概ね落ち着いているということで理解をしております。もちろん、資金繰りは楽だというお話ではないと思うんですけれども、事業者さんも、今後、借りた分を返していく必要があるという中で、これ以上は借り切れない、むしろ、売上を確保するために、どうやっていったらいいのかという方に関心も置かれているのではないかと理解をしております。

【川崎委員】落ち着いているという、概ねでしょうけれども、個々に見ると、まだまだやっぱり大変な事業者さんがおられます。まさに先ほどのサービス産業事業再構築支援事業費、こん

なものを使って業務転換とかということを促すべきなのではと思いますが、もう少し細かくいろんなご意見も聞いて、つかんでいただきたいと思うんです。市中の金融機関にご相談を申し上げても、なかなか融資が得られないというお声はまだまだいっぱいいただいているところでございますので、そういった皆様に、しっかりと県の思いというのを届けるように取り組んでいただきたいと思いますが、この点について、ご答弁いただきたいと思います。

【吉田経営支援課長】金融機関への相談まで至らないような、実際には相談したいというふうなお気持ち、そういったところも商工団体あるいは業界団体等ともお話をしながら、先ほど申し上げましたように、具体的に経営改善に向けたような取組、売上を確保するような取組、そういったところに力を入れて支援をしていきたいと考えております。

【川崎委員】ぜひよろしく願いいたします。

最後に、外国人材受入促進事業費5,700万円についてお尋ねいたします。補正が追加ということではありますが、前回、1,500万円ほどこの事業として計上されておりますが、補正前の事業の概要と進捗状況について、確認をさせていただきます。

【井内雇用労働政策課長】今年度当初予算におきまして、本事業として1,531万4,000円を計上しております。事業の進捗状況でございますが、まず令和元年10月に、人材関係の覚書を締結しましたベトナム・クアンナム省からの人材受入れに向けましての調整などを実施しております。コロナ禍によりまして、この覚書に基づく入国は現在まだ実現しておりませんが、実現に向けた協定の締結、あるいは現在、数名が日本への入国を待っているという状況でございます。

また、今年の8月になりますが、クアンナム省労働局や送り出し機関の社長などを交えたりリモート会議を実施しまして、両国の現状と今後に向けた協力体制の確認などを行ったところでございます。

それから、県内各地においてリモート併用のセミナーを開催しております。既に今年度におきましては長崎、佐世保において開催をしまして、制度説明、あるいは監理団体の方の実体験に基づく講演、それによる受入れニーズの掘り起こしなどを行ったところでございます。

それから、今年度の新規としまして、日本語の教育支援の補助を設けております。現在申請が上がってきておりますのは、西海市に拠点を置きます組合の1件でございまして、今後、継続して掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

大まかな状況としては、以上でございます。

【川崎委員】この事業を進めるに当たっての準備の様々なセミナー、啓発とかを行うとともに、最後におっしゃられた日本語の教育ということが、私も質疑をさせていただいたと思うんですが、今のところ1か所のみ取り組んでいるということでありましたが、そのぐらいのニーズですか。もうちょっと多くあってしかるべきですが、この事業が周知されているのか、いかがでしょう。

【井内雇用労働政策課長】この事業の周知については、中央会をはじめとした商工団体などを通じた周知を行っているところでございます。また、思うように訪問ができませんが、監理団体への訪問などを通じて、日本語教育の必要性も含めたご説明もさせていただいているところでございます。

現在申請が上がってきているのは1件でござ

いまして、申請に向けた準備を進めている組合、監理団体などが数件ございます。さらに利用が拡大するように、引き続き周知を強化してまいります。

【川崎委員】今からの準備されている団体もあられるということですが、まさに外国人材のお力をお借りしないと産業も維持できないというところも多分にあるわけで、そうやってきますと、言葉というのは、日常の生活で日本になじんでいただくという意味でのまずは入り口なのかなと思っています。そこをぜひサポートしてあげて、県内の事業、経済が回っていくようにお願いいたします。

今回の本題の方ですけれども、内容についてはご説明を聞いたのでわかりませんが、この受入れの基本的なルールなんですけれども、ここに書いてはありますが、これが全てでしょうか。ワクチンを打たないとだめですよとか、あるいは日本は今、ファイザーとかモデルナ、アストラゼネカ、その3社だったと思いますが、それ以外のワクチンを打って入国してよしとするのかとか、海外性のワクチンを打ったけれども効果がないみたいなことも報じられている中において、今、これを受け入れるに当たっての水際のルールが具体どうなっているかというのがわかれば、ご説明ください。

【井内雇用労働政策課長】まず、入国制限、水際対策の肝となるのが、潜伏期間として、14日間個室で隔離をするというのが基本でございます。この宿泊施設までの移動など、入国した後の移動については、ここに記載をしておりますが、公共交通機関などを使ってはならないということもございます。それと、細かいところで申し上げますと、健康フォローアップを図るためのアプリを導入する、さらには接触確認アプリを

必ず活用することでありませうか、そういうルールがございます。

委員がおっしゃられたワクチンというところについては、日本においては入国の要件とか、緩和要件、そういうものにはなっていないというところがございます。

【久保田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山本(由)委員】まず、長崎県事業継続支援給付金事業費の全業種分の5億5,000万円の方についてお尋ねをします。今回、売上の減少が50%未満の30%から50%の事業者についても県として支援をされるということは、これまで多くの要望が出されていたところで、応えていただいていたというふうに思っております。これに関連して幾つか質問をさせていただきます。

この県の事業継続支援給付金というのは、過去に売上が50%以上減少した事業者に対して過去2回、すなわち今年の1月、2月影響分ということで全市町、それから4月～6月影響分ということで長崎市の影響分というところで行われていますけれども、これの想定件数と、前者については実績が出ているかと思うんですけれども、実績をお知らせください。

【松尾産業政策課長】まず、第3波、1月、2月に時短要請をした分に係るところがございますけれども、全体として1万6,000件程度の給付を行っております。この分につきましては、1万6,000件のうち、市町が売上減少の20%から50%というところも上乘せして支援したりしておりますので、その分も含めての数が1万6,000件といったところがございます。

次に、第4波に係ります長崎市での支給状況でございますけれども、こちらの方が今、受け付けている件数が4,900件ほどで、支給済みが

4,600件ほどということになっております。

【山本(由)委員】前者の1月、2月影響分が、たしか6月議会の段階での想定が50%以上が大体1万1,000件とお聞きしていたので、今のご回答は、市町のそれ以下も含めているということですから、6月からそんなに動いていないかなと思うんですけれども、念のために。

【松尾産業政策課長】ただいま委員ご指摘のございましたとおり、市町でどれだけ分析をしているかというところで差はございますけれども、大まかに言いますと、50%以上のところが大体1万件ぐらいということになっております。

【山本(由)委員】わかりました。

次に、今回「飲食店等と直接・間接の取引があること」というのがあるわけですが、このうち間接の取引についてです。例えば、生産者から流通関連事業者に行って、流通関連事業者から加工の製造事業者に行って、そこから飲食店に行くというのは、その間接も1段階あるところと、2段階、3段階、4段階というところまで一応対象にはなっていると思うんですけれども、こういった時に、取引を証明する書類というのをどこまで求めているのかということについて確認させてください。

【松尾産業政策課長】今回、第4波の際に長崎市に時短要請がかかりまして、長崎市内だけではなく周辺事業者ということで、県のほうで支給事務を行ったところがございますけれども、その際は、例えば魚市場から、その事業者の物がどこに流通しているかといったようなことを魚市場とか漁協が証明をさせていただいて、その分をつけて間接的に行っているといったようなところを添付書類としてつけていただいたという事例がございます。

【山本(由)委員】私が事務方と話をする中でお

聞きをした時、この4月～6月影響分については、長崎市の事業者に対しては長崎市が事務局をしたと、諫早とか時津、長与については県が事務局をしたと。県のほうは、かなり厳格に間接取引のところも資料を求めたと。長崎市のほうは、少しそこが緩和をされたような取扱いをしているとお聞きをしているんですけども、そういった状況というのはあるのでしょうか。

【松尾産業政策課長】長崎市の方は、書類の保管ということで対応したというふうには聞いております。

【山本(由)委員】結局、今回も事務としては市町がやるということになるわけで、そうなってくると、そういう厳格なものを求めるのではなくて、基本的に国あたりも、書類を保管しておいてください、調査した時には見ますよというふうなことで、だからその辺のところは、申請する段階できちっとそろえておかなければいけないのか。事実としてはあるんだろうけれども、証拠書類として、ふだん発行していないような書類まで求めるというのはいかがなものかと思っておりますので、そこについては、長崎市がそういう形でやっているということであれば、そのところは運用上の問題として、もちろん不正はあってはいけないだけけれども、書類について、あまりにも申請段階で複雑な資料を求めないように、そこはぜひ市等とも一度相談をして、そういう対応をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、今回のスキームの中では、30%から50%を県がやります、50%以上は月次支援金を活用してくださいということなので、予算とは直接あれかもしれないけれども、スキームとして月次支援金が入っていますので、月次支援金のことについてお伺いをします。

今回、50%以上の事業者については国の月次支援金を使ってください、30%から50%を県の事業として各市町でやりますというふうなお話なんですけれども、月次支援金の活用について、私は、運用上かなり問題があるんじゃないかと考えています。まず、県内で現在、月次支援金を活用している事業者がどれくらいいるのか、それが先ほど答弁がありました1、2月の事業継続支援金を受給した事業者約1万から1万1,000くらいだと思いますけれども、このうち、どれくらいの割合の人が使っているのか、そして今回県が50%以上減の事業者に対して月次支援金を活用するとされていますけれども、これに対して、どのような課題があると認識をされているのか、そこをお伺いしたいのですが。

【松尾産業政策課長】まず、1点目のどれくらいが使われているかということをございますけれども、これにつきましては九州経済産業局等にも問合せをしておりますけれども、こういった数値、昨年の持続化給付金もそうですけれども、どれくらいが使われているかということについては回答していただけないというか、九州経済産業局の方もよく把握していないといったようなお答えをいただいたところをございますので、どれだけ県内で使われているかということについては、私どもは把握しておりません。

それから、今回の1万件について、どれくらい使われるかということにつきましても、できるだけその数値に近いところで使っていただきたいとは思っておりますけれども、そうした中で、3点目の課題というところをございますけれども、一番の課題は、昨年の持続化給付金でありますとか、家賃支援給付金というところにつきましても、国の方で全商工会議所地区に、そういったサポートセンターを設けていただき

ましたし、サポートセンターがないところには、キャラバンという形で移動してそういったサポートも手厚くしていただいたところでございますけれども、今回、県内で長崎市内に1か所だけということで、私どもも九州経済産業局等に対して、会場増設等の対応はできないのかということは要望しておりますけれども、今のところはそういった対応は考えていないということで、各県を見ましても、概ね県内に1か所という形であり、利用者がなかなか使いにくいといったところが大きな課題ではないかということには認識しております。

【山本(由)委員】 課題のほうは後でもう一度申し上げますけれども、今、件数がわからないということをおっしゃったんですけれども、例えば島原市を例に取りますと、1、2月の事業継続支援金の交付を受けた事業者は大体500件あるんです。それに対して、月次支援金の前に一時支援金というのがあったんですけれども、一時支援金と月次支援金を申請した事業者というのが約120件あるんです。結局、これだけ見た時も、4分の1から5分の1ぐらいの人しか申請をしていないということになります。ちなみに、月次支援金の前に実施をされました一時支援金というのがあるんです。ご承知のとおりですけれども、この一時支援金については、会議所等にはその結果が通知といたしますか、検索できるようになっているんです。それで言うと、例えば島原市の場合は、66件申請をしたけれども、60件は交付されていますということがわかるんです。だから、そこというのは調べようと思っただけじゃなく、できたんじゃないかと私は思っています。

これはとりあえず先に行きますけれども、先ほど言った500件のうち120件、条件が必ずしも一致していないから、一概には正確には言えな

いけれども、やっぱり申請している人が非常に少ない。状況としては50%以上下回っていると思われるけれどもしていないということはなぜかということ、一番大きいのは、やっぱり月次支援金はオンラインでしか申請ができないということが1点、それから手続が非常に面倒だということで、まず登録確認機関というところで事前確認を受けなければいけないと。それから、自分でオンラインでやらなければいけないけれども、当然やり方がわからないという人に対して、申請サポートセンターというのが設置されていますけれども、先ほど産業政策課長が答弁されたように、長崎県では長崎市に1か所しかないということで、これは予約制で、予約を取ることもし、長崎まで行かなければいけないというふうなことも出てくる。

特に今申し上げた中でも問題なのは、登録確認機関というものと、それから申請サポート機関というもので、まず事前確認を行う登録確認機関として、現在は多分一番多いのは商工会議所とか商工会、それから漁協、一部の金融機関、税理士、行政書士というふうなところなんですけれども、現実には、会員とか、商工会議所とか商工会、それから銀行の場合には融資の取引先というふうな形で、限定されているところがほとんどなんです。ですから、全ての事業者が登録確認機関で登録ができるという状況になっていないと。もう一つが、オンライン申請の方法などを支援する申請サポート機関は、先ほど言いましたとおり、長崎県に1か所、長崎市に1か所しかなくて、また、これを通して申請をして、不備がありましたというふうな通知が来ても、それを問い合わせたら全く電話が通じないというふうなことが東京の事務局の方で起きているということですから、現実に非常に使いづ

らい状況になっているんです。

先ほど、県の方は九州経済産業局に要請をしているということですが、こういった状況に対して、県として、月次支援金を使おうとする人に、どういうふうにフォローしようとしているのかということについて、ご答弁をお願いします。

【松尾産業政策課長】 まず1つは、周知の問題でございますけれども、知らない方が多いといったようなお話も聞きますので、これにつきましては商工団体でありますとか、市町による周知、酒類の販売店など業界への周知、それから新聞広告等、周知に努めているところでございます。

非常に使いづらいといったお話がございますけれども、サポートにつきましては、今回、先ほど申しましたように、持続化給付金の際に設けられた全箇所にも私どもで何か準備するというのは難しいと考えておりますので、今、長崎に1か所しかございませんので、まん延防止等重点措置の適用がなされました佐世保市の方には、小規模ですけれども、一部そういった拠点を設けようと考えております。

それと、登録確認機関がなかなか会員しか利用できないといったようなところでございますけれども、登録確認機関としましては、そのエリアだけの方々、機関だけではなくて、長崎市内で、例えば地区を限定しない、会員を限定しないといった中小企業診断士等もおられますので、そういったところに電話確認等をするということも可能にはなっておりますので、先ほど経営支援課の方からございましたサポート事業、そうしたところも利用しながら、そういったサポートを広くやっていきたいと考えております。

【山本(由)委員】 今回の事業では、売上が30%

から50%減少した事業者については市町の窓口でワンストップでできるわけです。しかも、オンラインとかじゃなくて書面でできると。県内の多くの市町では、今回30%までしますけれども、その下の20%から30%について、市町で上乘せしてやろうというふうなところが結構あります。つまり、50%よりも影響が小さいというのはちょっと失礼ですが、そういった人については、そういう簡素なワンストップで手続きできると。ところが、より状況が厳しい50%以上の人たちが、件数的にも50%以上の方々も多いと思うんですね。そういう人たちが市町の窓口では対応できないと。今おっしゃったような非常に煩雑な手続になってしまうというのは、やっぱりおかしいだろうと思います。結局、そうすると事業者から見たら、市の窓口に行ったけれども、これはできませんというふうな話になってしまうわけですから、そのしわ寄せは全部市町とか窓口に行ってしまうということを大変懸念しています。

この点について、島原半島の3市の方から、月次支援金に係る事前確認と申請サポート機能を併せ持つ会場を振興局内に設置してほしいというふうな要望が出ています。そして、この要望について、県としてどういうふうに対応しようとしているかをお答えください。

【松尾産業政策課長】 3市から要望が来ておりますことにつきましては確認しております。これに対して、直接振興局の中にそういったものを設けるということについては今のところ考えておりませんで、先ほど申し上げましたとおり、例えば先ほどのサポート事業を活用して相談会を開くとか、そういったところでのサポートができないかということで考えております。

【山本(由)委員】 最優先に支援すべきというの

は、やっぱり50%以上の方で、ここをスムーズにするためには、今、登録確認機関と申請サポート機関も違うわけですから、自分で全部できる方は登録確認機関だけ行かれればいいのかもしいけれども、やっぱりそうじゃない、だから申請サポートが必要だということで、この機関を増やすということと、申請後のフォローも、東京の事務所と連絡をしても通じないということが起こっていますので、その申請後のフォローも行っていくということが必須だろうと思います。

一方で、これは市町でできないかとか、あるいは商工会議所とか商工会に会員以外の人を受けてくれないかといっても、これはまず人手が足りないということと、例えば商工会議所とかだと、これを機に会員になった人というのが当然いらっしゃるわけですから、そうなってくると、会員以外も実はしますよというふうな話になってしまうと、その会員の問題というのがあるので、やっぱりそう簡単にいかないだろうと思うんです。

ですから、県においても、こうしたものを考慮した上で、登録機関と申請サポートの拡充、それからできる限りワンストップサービスのためには、両方兼ねて対応できるような事務局をぜひ設置していただきたい。例えば金融機関だったら、登録確認機関であるわけですから、取引先以外の方もできないことはないだろうと思いますし、行政書士さんは、登録確認機関でもあるし、申請サポートもできるだろうと思いますし、例えば緊急雇用みたいな形で、登録確認機関はできないけれども、サポートはできるというふうなことは可能だろうと思うんです。あるいは私は個人的には、もともと月次支援金は国の事業で、比較的予算がまだあると聞いてい

ます。ということは、国であったり、これを委託を受けている、多分トーマツとかそういうところだと思うんですけども、そういったところにそういうサポート機関を増やしてもらおうというふうな働きかけをすとか、そういったことをやっていただかないと、実は、これはかなり大きな問題になるんじゃないかと私は思っています。

月次支援金の活用という国の制度を今回の県の事業のスキームの中に入れていっているわけですから、あとはやってくださいということではなくて、周知ももちろん大事なんですけども、周知だけじゃなくて、少なくとも30%から50%減の事業がやっているような形の売上げが半減した事業者のために、そういったところをやっていただきたいと思うんですけども、産業労働部長、いかがでしょうか。

【廣田産業労働部長】委員ご指摘のとおり、今回の支援金でございますけれども、国の制度を活用しつつ、県あるいは市町が連携をしながら各事業者への支援を行えることといたしたところでございます。ご指摘のとおり、申請先が様々でございます。そしてまた、申請手続についても、それぞれの機関によって異なるということがございますので、ご指摘を踏まえまして、事業者の方が申請事務を円滑にできますような体制構築というのは必要不可欠かと思っております。先ほどからご説明いたしましたように、月次支援金については商工会・商工会議所や金融機関等が登録確認機関となっているかと思っております。それと、商工会・商工会議所については、各地域の商工事業者の支援という立場も負っているかと思っております。そしてまた、市町においては市内、町内の事業者の支援ということも担っておりますので、ご指摘を踏まえまして、関係

機関と協議をいたしまして、混乱を招かないような体制を整えていきたいと考えております。

【山本(由)委員】冒頭、1月から2月の事業継続支援給付金が1万件とか1万2,000件というのをお聞きしたのは、あくまでも島原の場合は、そのうち月次支援金を申請した人が5分の1ぐらいだったということであれば、50%以上の方がそれぐらいの数が潜在的にいらっしゃると思うんです。だから、中小企業診断士協会とかはもちろんいいんですけども、そういう規模感ではないんじゃないかと私は思っていますので、産業政策課長、それから今、産業労働部長が答弁いただいたような形で、ちょっとでも早急に、特に月次支援金の締切りは基本的に2か月しかありませんから、8月分は10月、9月分は11月にもう締め切られてしまうわけですから、ぜひ早急に対応していただきたいとお願いをしまして、終わります。

【外間委員】第110号議案の関連のサービス産業事業再構築支援事業について、私の質問項目を出しておった内容とちょうど予算議案と同じだったものですから、この場で質問を幾つかさせていただきますと存じます。

冒頭、川崎委員からご質問があった内容と類似しているところもあるかと思っておりますけれども、このサービス産業活性化事業費の横長の資料の説明の4ページ目、ここに5,000万円のオール国庫でサービス産業事業再構築支援事業費ということで事業概要の説明が書いてあって、これについては先ほど課長からのご説明があったとおり、2月定例県議会で、1次募集として、140の採択に対して、約6割をめぐりに、62事業者が採択をされて、今それを継続してやっているという理解をいたしました。

それで、前回の2月定例県議会でも5,000万円、

また今回も5,000万円ということで、その前の予算のサービス産業活性化事業費というもののこの補正予算額の前、約2億1,000万円、これはこれらのサービス産業事業再構築支援事業の継続でずっとやっているという意味でのこの金額なのでしょうか。まず、そのこのところのご説明をいただきたいと思います。

【吉田経営支援課長】このサービス産業の分につきましては、事業再構築に関する予算としましては、先ほどご説明しました当初2月補正で上げた5,000万円で、本年度は、その分の追加ということで、今回も5,000万円ということで、先ほどの総額2億1,000万円というのは、ほかの事業も含んだ金額になっておりますので、この分としては、前回と同じような額を今回、補正で上げているという状況でございます。

【外間委員】わかりました。あくまでも新規として2月の補正で組んだ5,000万円の1次募集に対して、今回の5,000万円の2次募集として、再びその募集に対して6割を見込んだ採択をやっていこうと、再構築の支援をやっていこうということですね。理解ができました。

それで、この補助対象者について、議会承認後、52件の62事業者が認定されて、今、収益力回復のために、その予算を使って再事業にチャレンジをされている命拾いをされた企業が新しい事業展開に向けて頑張っておられるということで、まさに県の手を差し伸べる事業としては大変素晴らしいことであり、さらには、その募集を広げて、各市町のそういう回復をしていただきたい事業者に広く告知をしていく周知徹底を図っていただきたいと存じますが、その募集の要項について、現在、各市町が手を挙げて、諫早あたりが手を挙げておられるのでしょうか、21市町の募集に対する要望等の現況、1次募集

の時の状況をご説明していただけないでしょうか。

【吉田経営支援課長】この事業につきましては、できるだけ計画の策定段階から支援機関に関与をしていただきたいということで、市町あるいは商工団体の方々と事業者が相談をしながら計画をつくって、申請をしていただいたというふうな形になっております。周知につきましても、市町や商工団体あるいは金融機関、そういったところを通じて周知を図っておりまして、事業者だけではなく、県だけではなく、関係する機関、地域が一体となって支えていくような仕組みとして取り組んでいるところでございます。

【外間委員】であれば、この5ページの事業継続緊急サポート事業費というの、経営支援課が抱えているこの事業概要をサポートするという意味での予算計上ということで理解してよろしいのですか。

【吉田経営支援課長】この5ページの方の事業継続緊急サポート事業につきましては、4ページの補助金のみならず、先ほど申し上げましたような国の給付金とか、いろんな協力金、あるいは金融機関への融資の申込み、そういった時に計画あるいは申請書、そういったものをつくる時に、相談を受けながら、一緒に計画策定を支援してくれる先として中小企業診断士協会に委託をして、その作成支援を行っているという事業であります。補助金の申請も一部含まれるところはありますけれども、先ほど申し上げましたように、4ページの事業については、商工団体とか金融機関、そういったところは計画の策定を一緒になってやっていくことによって、一緒になって進めていくというふうな形を取らせていただいております。

【外間委員】それでは、コロナ禍にあって大変

厳しい経営に迫られて、そして再構築に向けて新事業に転換しようという企業、事業者についての支援を行う経営支援課の意義は非常に大きいものと理解をしておりますので、どうぞ幅広い、広範囲な形で多くの事業者に公募をかけて、そういった方々が命拾いをしたと、あるいは雨降って地固まる、そのようなことで新しい事業に転換することによって、さらには事業の再構築が図られるようなしっかりとしたお手伝いができるよう、その予算を一定了とさせていただきたいと存じます。

【久保田分科会長】ここで換気のためにしばらく休憩いたします。

11時20分から再開いたします。

-----  
午前11時 8分 休憩

-----  
午前11時19分 再開  
-----

【久保田分科会長】再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】さっきから聞いておって、何かわからんやったり、わかったり、わからん方が多かつちゃけど。まず、サービス産業事業再構築支援事業5,000万円だけれども、経営多角化などの再構築としてあるわけです。それで、この補助対象者に「サービス産業を営む県内中小企業者」、2番目に「team NAGASAKI SAFETY認証店の取組を優先的に支援」となっているんですけれども、team NAGASAKI SAFETYというのが、対象事業所数を分母として、どれくらい加入しておられるかというのは把握しておりますか。

【吉田経営支援課長】team NAGASAKI SAFETYで宿泊業とか飲食店について認証をしているということは承知しておりますけれど

も、具体の件数が何件かというところについては、詳細は把握しておりません。

【廣田産業労働部長】県民生活環境部の所管でございますので、そこの方から得た情報ということで、現時点で正確な数字ではないかもしれませんが、対象事業所が全体で1万1,000件、そして先週来認証を取っているところが約1,800件程度ということで伺っております。

【吉村委員】わかりました。県民生活環境部が所管とはいうものの、そこが把握しておるっちゃろけん、そこから聞けばわかるっちゃけんか、経営支援課長は、もう少しそこら辺は知っておかんばいかなやろけん。部長からそがん言われよったっちゃ、いかんっちゃないと。

それから、1万1,000分の1,800というこの数、少な過ぎるんじゃないかと思うんだけど、これをこれ以上聞くのは部局が違うとなるのか知らんけど、産業労働部から県民生活環境部に言って、もっと増やしてよと。こっちでこれで支援しようとする産業労働部としよるのだからということ働きかけなければいけないんじゃないかと思うけれども、いかがですか。

【廣田産業労働部長】このteam NAGASAKI SAFETYの認証制度でございますけれども、確かにこれは飲食店において感染拡大対策をしっかりとしていただいて、消費者の方に安心して利用いただくと、そのことによって飲食店の売上が向上するという目的を持って行われている事業でございますので、産業労働部といたしましても、飲食店を含むサービス産業の振興というものを担う立場として、県民生活環境部の方に話をしていきたいと考えております。

【吉村委員】お願いしますね。というのは、私も何か所か行った時に、team NAGASAKI SAFETYのシールが貼ってないから、ここはこ

の認証を取っていないのかと言ったら、「それは何ですか」というところから始まったり、「それを持っておっても何も変わらんとやろけん」と言ったりされるわけです。「いやいや、県がこがんやって進めてやりよとやけん、なるべく取ってくださいよ」と言って、その2軒は取られましたたけれどもね。その後、行ったら「取りました」と言われた。「これば取ったらどがんあるとですか」と、こう言う。サービス産業事業再構築支援事業とかにこういう認証店を優先的に支援するんだということがあるのだから、こういうところをもっと周知して、いわゆるコロナ対策の事業効果を上げるということにしていかなければいけないと思うので、よろしくお願ひします。

それと、これの1次公募があつて、さっきからも出よったのですが、申請140件に対して認定が52件、大体6割をめぐにと。その6割をめぐにというのがちょっとひっかかったんだけど、何で100をめぐにじゃないのかなと思うんだけど、それは予算が先なのか。でも、せっかく申請されたのに、6割しか認定されないというのが非常にどうかなと思うんだけど、いかがですか。

【吉田経営支援課長】ちょっと説明が言葉足らずでございますけれども、審査をする段階で百点満点のうち合格ラインを6割ということで、60点以上を取れるような申請内容のものを採択の目安として考えていると。今回は1次では、ほぼ60点を上回った件数と予算の額というものが見合っておりまして、概ねそこで採択をさせていただいたということでございます。決して申請件数の6割ではございません。

【吉村委員】私の方がよく聞いていなかったのかもしれないです。しかし、140件申請をして52

件しか認定されないという、3分の1よりはちょっとあるんだけど、認定されないというその計画。普通だったら大体3分の2ぐらいは少なくとも通るよというように、なるべく支援していこうというんだから、それがこういう不認定になったものがかなり多いというのは、中身があまりにも悪いのか、その状況についてお知らせしてください。

【吉田経営支援課長】結果的に6割のラインというものが予算に見合うようなラインだったということで申し上げましたけれども、これは国の方は県の予算よりももっと上のほう、100万円を下限とする補助制度を持っておりまして、そこに申請するには厳しいというふうな判断で、県の方に流れてきたと言うとちょっと語弊がありますけれども、そういったものもあろうかと思えます。審査委員さんと話をする中では、予算の関係はもちろんあるんですけども、事業再構築というよりは、ちょっとサービスの提供方法を変えとか、そういうレベルが多かったねというふうなご意見もありましたので、今後は、しっかりそういう支援機関に計画策定の段階でより入り込んでもらって、しっかりした事業再構築につながるような取組を支援してまいりたいと考えております。

【吉村委員】経営支援課長の答弁で、この再構築というのがひっかかるんだけど、この補助対象経費とかいうところが、システムの導入費、外注、研修、広告宣伝・販売促進、備品・機械装置、建物改修とか、今の状況の中で、そこまで取り組めるのかというような懸念もあるわけです。それで、再構築なんだけれども、そこら辺の今の提供の在り方をちょっと変えていこうとするぐらいも含めんとかなと思ったりするわけです。だから、そういった面でのこの要

件の緩和、そこら辺も視野に入れて第2次の際にはやってもらえんものかな。予算の額が1次と一緒にだから、それだけ組んでおるんだろけれども、考え方として、そこら辺まで拾い上げるということは考えられないのか、お願いしたい。

【吉田経営支援課長】考え方が非常に分かれるところではあろうかと思えますけれども、例えば県の分の上限に応募する案件であれば、もう少し頑張っって国の分を取りにいくというところの支援をするというのも一つの考え方かと思っております。一方で、自己負担が3分の1ございますので、やはり100万円でもきついんだというふうな事業者が県内には多いということも理解しておりますので、先ほど言った再構築にこだわるあまり採択できないといよりは、もう少し広げた、先ほど言ったような新分野進出であったり、ちょっとした多角化、そういった案件もしっかり評価できるようにしてまいりたいと考えております。

【吉村委員】その辺、長崎県向けに考えた施策であるべきとも思うので、今後、頭に入れて対応していただきたいと思えます。

次に、事業継続支援給付金事業費（全業種）5億5,000万円、5億円やね。先ほど山本(由)委員からもずっとありよったんだけど、聞きよって、もう少しどうかならんのかなと。登録確認機関とか、サポートをするところとかいうところを、なるべく使ってくださいというのだから、使いやすい窓口づくりというのを考えてもらいたいんだけど、その点については、重ねてになりますけれども、どうですか。

【松尾産業政策課長】先ほどの答弁とも重複しますけれども、今のところ、拠点としては、佐世保市に1か所設けようと思っております。長

崎市内については、国が設けましたサポート会場を使っていたきたいと考えております。先ほど産業労働部長の方からも答弁いたしましたけれども、できるだけ皆様に使っていたきたいということでございまして、先ほども申し上げました中小企業診断士協会に委託しているサポート事業を活用したり、もちろん商工会・商工会議所の方にも、今回、さらに事務が増えるということで事務費の上乗せでの交付ということも行いましたし、さらには先ほど行政書士等、そういったお言葉もございましたので、使える機関といたしますか、そういったところがないか、こちらの方でも再度検討させていただいて、登録確認機関の方につきましては、既に中小企業診断士でありますとか、行政書士、そういった多数の方が登録をされておりますので、対象を全く問わない、地区も限っていないという方もたくさんおられますので、そうした方々の協力なども得られないか、そうしたところもトータルで考えながらサポート体制を取っていきたいと考えております。

【吉村委員】 そうなるとやけど、商工会議所・商工会というところが経済団体として地域に根差しているわけですね。だから、こういう機関をもっと活用してもらいたい。活用するためには、こういう申請手続というのは、やっぱりマンパワーが要るんですね。だから、1か所に1人とか、今、臨時の事務員さんを雇ってできる人件費を補助してもらっているけれども、それを2人に増やすとか、3人に増やす、そういうことも考えてもらえればと思うけれども、よろしく願います。

それから、この給付金の給付要件、本年8月から9月、売上高が対前年あるいは前々年比で、市町と県が両方でやるのが、県が出すのはマイ

ナス30%からマイナス50%で、聞くと、ほとんどの県内市町が20%からとしているわけです。マイナス20%を含めている。だから、去年もした時にちぐはぐになって、市町と県の足並みがそろっていないと。市町が先にやってしまって、県が後づけのようになってたりして、だから今回やる時には、そこをきっちり足並みをそろえて、一本化で、窓口は市町でと、こういう話をしていたと思うんだけど、ここでやっぱりどうしても県は3割から5割とした。市町に問い合わせ、ほとんどの市町がマイナス2割をしているというのに、どうして3割にしたのか、そこら辺、考え方をお知らせいただきたい。

【松尾産業政策課長】 この3割～5割の部分につきましては、市町でやります事務と別々にやるというわけではなく、原資としまして、マイナス30%からマイナス50%の部分に対して県も一部負担をするという形で、事務としましては、マイナス20%から50%未満を対象とすることでワンストップでやっていただくということになっております。

なぜマイナス30%から50%未満にしたのかということをございますけれども、これは酒類販売事業者に対しての月次支援金からのいわゆる横出し支援、30%から50%を要件緩和するといったようなところでありますとか、他県の状況、それから財源など、そうしたところを総合的に勘案して、マイナス30%から50%のところにつきましては県の方が半分持つといったような形でございます。

【吉村委員】 何かわかるごたる、わからんごたさ。足並みをそろえているんでしょう。そして、県が半分、市町と折半、ここまで決まっているわけね。やりましょうよと。そうしたら、市町がマイナス20%からとしているなら、県も

マイナス20%からなら、全部一緒にできるたい。そこにマイナス20%からマイナス30%の部分というのは県の給付は入らないということになるわけやろう。そういうことにならんように一本にしたらどうかと。今からでも、これをマイナス30%をマイナス20%と変えられないのですか。

【松尾産業政策課長】確かに吉村委員おっしゃるとおり、私どもも20%から折半といったような形にできないかということも検討はいたしましたけれども、最終的には、先ほど申し上げましたとおり、財源の問題とか、そうしたところを勘案してマイナス30%から50%とさせていただきます。

【吉村委員】そこを市町に合わせてマイナス20%にするとすればよかだけたいさね。産業労働部長、どうですか。

【廣田産業労働部長】今回の給付金の制度構築するに当たりまして、様々な検討を行ったところでございます。先ほど産業政策課長がご答弁申し上げましたけれども、市町の大方のところは20%から支援されているというところは承知いたしておりました。ただ、第3波の時の状況を見ました時に、確かにマイナス20%で給付をされているところが多かったというところなんです。市町独自の給付金も行われていないところがございました。そういったところも勘案しました。そして、国の酒類販売事業者に対する支援がマイナス30%までということがございます。そして、今回の第5波でいわゆる横出し支援をやった他県の状況等を見ました時に、実施していないところもございました。実施しているところについても、マイナス30%を超える都道府県はなかったということがありました。そして何よりは財源の問題ということもござい

ますので、そういったもろもろのいろんな要素を総合的に勘案しまして、今回の制度とさせていただきます。

【吉村委員】産業労働部長の今の答弁で大体経過はわかったんだけど、よその県がしてらんから長崎はしないということは言うたらいかんよね。長崎県独自でもやっていいわけだから、それが住んでよかった長崎県やろう。だから、そういう意味でも、よそと比較して、これぐらいでよかるうなんていうことはだめだろうと思うし、給付をしていない市町もあったということもあるけれども、そこを誘導するためにも、2分の1県が負担しますからやってくださいよとお願いをして、その時には、市町の条件に合わせるということになるんだろうと。当然それは予算もある。だけれども、今まで見てきて、数が予定よりも少し少なかったりすると、言うたらあれやけど、余ったりしておるのだから、この要件ぐらいは合わせると。その10%を下げるために、どれだけ予算が要るかということにはなるんだろうけれども、そういうところは、今すぐ「はい」とは言えんとはわかるけれども、揃えるということ。受ける側は、市から来ようが県から来ようが一緒なのよね。ただ、市が半分、県が半分入っておりますと、言うたらみんなわかるんだけど、そこに20%から30%の間の人たちは市だけ、町だけとなると、「県は何でしてくれんと」と、こうなるわけね。

それと、さっきも山本(由)委員からの質問で考えよったけれども、50%を超えるという人たちがいるのかなと私は思っていたけれども、まだおらすとという話で、私も認識不足だなと思ったけれども、ここ2年ぐらいで50%、50%と言いよると、もうつぶれとるよというごたる話

ね。倒産件数が10件とこの説明の中で出ていたけれども、この中身がどうなのと。それと、この倒産件数の数に出てこない廃業とかなんかという、そういうものを入れるとどうなのかというのを状況について、この頃調べたことがありますか。

【吉田経営支援課長】倒産件数につきましては、民間の信用調査会社、2社ございますけれども、2社がそれぞれ負債総額1,000万円以上のものをカウントしているということで、信用調査機関が把握をした段階で挙げておりますので、実態とは若干ずれがあるのかなというふうには思いますけれども、それでも年間で50件未満というのがここ5年6年ほど続いておりますので、我々としては、倒産件数、公表されている数字としては落ち着いている状況、ただし、今後とも、景気は、コロナ禍がどの程度続くのか、深刻化するのかということになりますので、予断は許さないという理解でおります。

一方で、廃業につきましても、民間の調査会社は、四半期ごととか数字を挙げることがあるんですけども、2つの会社の数字があまりにも違い過ぎたりして、何をもって正確なものとして把握できるかなというところがありまして、認識はしておりませんが、全国的には、やはり廃業が増えているというふうには言われておりますので、私どもの事業承継の事業等をしっかり活用して、そういったところが引き継がれていくような取組を進めていきたいと考えております。

【吉村委員】まずもって、落ち着いているとかいう言葉は使わんごとしておってね。落ち着いているわけじゃないよね。このような数が落ち着いたという表現は恐らくしてはいけないだろうと。その帝国データバンクと東京商工リサー

チか、そういうものやろうけれども、1,000万円以上とかいうたら、それはかかってこない。商工会の地域とか、商工会議所でも小さなところの地域なんていうのは、歩いてみればすぐわかるよ。シャッターが全然開かないようになってきたり。だから商工会とか商工会議所あたりに、そういう数字はある程度、つかんであると思うから、そういうところに問合せをすれば、それは毎日の仕事が忙しかろうけれども、たまにはそういうものを聞いてみて、県内の状況がどうあるのかというのはやっぱりつかんでおってもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

もう一つ、外国人材受入促進事業5,700万円、これの外国人技能実習生がいつぐらいから入ってこれるのかなというのが、その準備で9月にこの補正を組んだんだらうけれども、大体どれぐらいに外国の人材が日本に、長崎に入ってくると見込んでこの補正をつくられたのか、まずお尋ねしたい。

【井内雇用労働政策課長】こちらの予算を検討する段階、6月、7月ぐらいの時点では、秋にも再開するのではなかろうかという情報も一部ございました。そういう構えを万全にしておいて、来るべきにすぐ対応できるようにということで今回上げさせていただいておりますが、現時点の状況を見ますと、いつ再開できるかというのは、正直、具体的にいつというのは、めどがまだ立っていない状況でございます。

【吉村委員】12月でもよかったのか、9月がよかったのかとか思ったりもするけれども、準備が早いにこしたことはないので、なるべく早く外国の技能実習生が入ってくるということを期待するんだけど、そこで中小企業団体中央会を通して補助を実施と。だから、いわゆる受

入事業者や監理団体、ここら辺の数というのは大体把握されておりますか。県内にどのくらいあるのですか。

【井内雇用労働政策課長】監理団体については、現在、県内に40ございます。外国人材全体になるのですが、外国人材を受け入れている事業所の数としましては、これは令和2年10月末の数字になりますが、1,419事業所でございます。

【吉村委員】1,419、かなりの数があるんやなと思いますけれども、ここに1人当たり10万円の500人というのを予算で組んであるんだけど、そういう受入事業者と監理団体、これは受入事業者に直接行くものもあるのか、監理団体を通して行くのか、中小企業団体中央会がそれをまとめるのかという、その構図的なものをお知らせいただきたい。

【井内雇用労働政策課長】この補助のスキームとしましては、県から中小企業団体中央会に補助をしまして、中央会がこの補助の申請、支出、最後の現地確認までを含めてやっていただくというスキームになります。

【吉村委員】ということは、県内の受入事業者や監理団体、この1,419の事業者が外国人を受け入れましたという時に、それを申請してもらって、中小企業団体中央会が、それでそれを取りまとめて、補助金を支出すると、5,000万円はとりあえず中央会にプールしておくわけ。になるのかな。そういう事務を中小企業団体中央会というのはできるような組織、団体なのかな。職員はおらずとかね。

【井内雇用労働政策課長】中小企業団体中央会におきましては、約7年前からになるのですが、国の外国人技能実習制度適正化事業というものに取り組んでおりまして、それは監理団体でありますとか、実習実施機関を対象に、適正な制

度に照らした運営がなされているかという巡回指導に取り組まれております。また、中央会におきましては、県内監理団体で構成をします長崎県外国人技能実習生受入組合連絡協議会を主宰しております。この制度に対して精通をしている団体でございます。そういう制度を熟知するとともに、中央会は日頃から監理団体の指導などを行っておりますので、この事業の円滑な実施が可能と判断をしております。

【吉村委員】そうしたら、そういうことはちゃんとできる団体ということで理解をいたしたいと思います。

そういう中で、500人という規模感なんですけど、これが約1,419団体ある中で、それで500を割ると、かなり少ないのかなという気もするんですけども、そこら辺の見込みとか、今後の対策、足らんようになった場合は、また12月でも追加して補正をするんですよというような考え方は持っておられるのか。

【井内雇用労働政策課長】この事業を組むに当たりまして、県内監理団体に対して調査を行いました。その上で、今年度中に入国を予定している技能実習生が約500人いらっしゃるということで、この予算はその数字を根拠にしております。今後の動向を踏まえて、人数がどのような推移になるかわかりませんが、その時の状況を踏まえて検討はしてまいります。

【久保田分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【山口(経)副会長】中小企業振興費でお伺いをいたしたいと思います。先ほどご説明の中で、12億8,000万円以上が減額補正ということで、これは第4波分だというご説明がございました。この予算は、感染症拡大防止協力金事業として全額国庫から支出されておりますけれども、その減額の理由といたしまして、所要見込みに基

づく補正ということになっておりまして、これが今までずっと専決補正として組まれてきてあって、これは第4波分だということなんですけれども、もうちょっと詳しく説明をいただければありがたいと思うのですが。

【松尾産業政策課長】この減額につきまして説明をさせていただきたいと思いますが、資料があった方がわかりやすいと思いますので、資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

【久保田分科会長】どうぞ。

〔資料配付〕

【松尾産業政策課長】それでは、説明をさせていただきます。

今回減額をお願いいたしておりますのは、先ほどご説明したとおり、第4波に伴いまして、長崎市内の飲食店に時短営業の要請を行った際の協力金に関するものでございます。長崎市内の対象店舗数につきましては、第3波、1月、2月の要請の実績から概ね把握はできていたところでございますけれども、一日当たりの売上高の規模別の協力金という方式は、この際、4月以降に国から示されまして、長崎市の時短要請について協力金を算定する際に初めて用いた方式でございます。

国の方から示されておりました、このグラフでいきますと、縦軸が協力金の単価、横軸が一日当たりの売上ということでございます。最低額の2.5万円ということになりますと、年間の売上が大体3,000万円ぐらい、それから上限額の7万5,000円ということになりますと、一日25万円で、年間9,000万円程度の売上が必要ということになっております。

当初、それぞれ2.5万円、2.5万円以上、それから7.5万円、そのランクのところが多量の事業者がいるのかということで、国の方から目

安として示されましたのが、下に店舗数の割合というところがございますが、2.5万円が70%で、その斜めになっている部分が20%、それから7.5万円が10%、70、20、10ということで目安として示されまして、県においては、大企業のところを2%ということを取るために、2.5万円のところを69%、その斜めの部分については19%ということで予算は組んだところでございますが、実際長崎市の支給状況を支給後に精査したところ、一番低いランクの2.5万円のところが8割、真ん中のところが13%、それから7.5万円のところが3%、大企業が4%ということで、こちらが見込んでいたよりも単価が低い事業者の方が多かったということで、そこで一つ大きな差が出てきたところでございます。

それと、そのグラフの斜めの部分でございますけれども、2.5万円超で7.5万円未満のところ、その間が平均が幾らになるかといったようなことも、私どもとしては、そういった方式が初めてでございましたので、予算としては、上限の7.5万円のところを採用したということもありまして、差として今回減額する13億円程度の額が減少するといったような状況になったところでございます。

【山口(経)副会長】異例のこういった協力金事業という形で、見込みが立たなかったという部分もあるのでしょうかけれども、これが算定の基礎の割合というふうにならなっていくわけですか。

【松尾産業政策課長】前回5月の臨時議会の委員会におきまして、吉村委員の方から、支給途中であっても、そういった傾向があれば、そういったものを用いて予算をもう少し正確につかむべきではないかといったようなご指摘がございました。第4波が終わりまして、その分析

をしながら、今回の第5波につきましては、そういった実績等も勘案しながら算定をしたところでございまして、今後につきましては、そういった実績を基に、より正確な予算の算定をしまいたいと考えております。

【山口(経)副会長】 この予算の仕組み、4波、5波となった場合に、専決補正という形でこうして組まれてきます。そうしたら、4波が終わって、期間を置いて、そうしたらもう精算事務に入っていくという形で、こういう途中であっても、仕組みとして、年間所要見込みの補正という形で国にお返しするという形になるわけですか。

【松尾産業政策課長】 協力金の財源の8割の部分については、別枠で、協力要請推進枠ということで国の方から支援がございすけれども、これは支給実績によって後から来るものになりますので、あとの2割の分につきましては、前回1割を市で持っていたきまして、1割を県の持ち出しということになりますので、1割分の1億2,000万円ほどが実際の持ち出し分で、今回減額ということになります。この減額部分につきましては、有効に活用できるように財政当局と調整しているところでございます。

【山口(経)副会長】 異例ではあるんですけども、新しい仕組みといえますか、こういったものが出てきた時に、まず我々が見る時、年間所要見込みの大きな差というのが一番目につくところありますので、丁寧なご説明をお願いして、終わりたいと思います。

【久保田分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分、第124号議案のうち関係部分、報告第21号のうち関係部分、報告第22号のうち関係部分及び報告第23号のうち関係部分については、原案のとおり、可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきもの決定されました。

それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

-----  
午後 零時 0分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【久保田分科会長】 再開いたします。

午前に引き続き、産業労働部関係の審査を行います。

【久保田委員長】 次に、委員会による審査を行います。

産業労働部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所管事項について質問を行います。

産業労働部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【廣田産業労働部長】 産業労働部関係の主な報告事項についてご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係説明資料当初版と、その追加1がございますので、お手元にご用意いただければと思います。

本日ご報告いたしますのは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について、佐世保重工業株式会社（SSK）への支援について、令和3年8月の大雨被害に伴う中小企業への対策について、経済・雇用の動向について、県内企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について、地場企業の支援について、サービス産業の振興について、県内定着の促進について、産業人材の確保・育成にかかる取組について、「第11次長崎県職業能力開発計画」の策定についてであります。

このうち、新たな動きについて、主なものをご説明いたします。

当初版1ページをお開きいただきたいと思えます。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者への支援につきましては、「感染拡大防止と県民生活の安全・安心確保」及び「県内の社会経済活動の回復・拡大」の両立を図るため、県議会でご承認いただきました施策を中心とし、これまで各種対策を講じてきたところであります。

いわゆる第4波と言われる感染拡大の際の飲食店等への協力金や売上が減少した県内事業者への給付金の実績につきましては、記載のとおりであります。

今般発生した、いわゆる第5波と言われる感染拡大においては、8月10日から8月23日までの期間、県下全域の飲食店及び遊興施設に対し、営業時間の短縮を要請いたしました。しか

しながら、その後、県独自の緊急事態宣言の発令に伴い、要請期間が9月6日まで延長されたことに加え、8月27日には「まん延防止等重点措置」が本県に適用されたことに伴い、長崎市及び佐世保市を「まん延防止等重点措置区域」に指定のうえ、同重点措置に基づく追加的な対策として、区域内の飲食店等に対し、営業時間の短縮に加え、終日にわたる酒類の提供自粛やカラオケ設備の利用自粛等を要請するとともに、新たに大規模集客施設等に対する営業時間の短縮を要請いたしました。あわせて、重点措置区域以外の地域における県独自の緊急事態宣言についても、重点措置と同様に9月12日まで、再度延長されたところであります。

追加1の1ページをお開きいただきたいと思えます。

その後、まん延防止等重点措置の適用は、9月12日をもって終了したものの、感染拡大が続いている佐世保市においては、県独自の緊急事態宣言が延長され、同市内の飲食店等に対しては、営業時間の短縮を9月30日まで延長するように要請いたしました。

ここで口頭で補足させていただきたいと思えます。

9月22日に県から発表した感染段階ステージの引下げに伴い、佐世保市への時短要請期間を前倒しし、9月24日に終了となりましたので、口頭でご説明いたします。

これら要請に協力いただいた事業者に対しては、県内全市町と連携し、協力金を支給することとしており、速やかな支給に向け取り組んでいるところであります。

また、本要請の影響により、売上げが減少している飲食店等の関連事業者や酒類販売事業者に対する支援につきましても、本定例会におい

て関係予算の追加提案を行っているところであり、市町と連携しながら支援を行ってまいりたいと考えております。

また当初版2ページの上段にお戻りいただきたいと思ひます。

感染症流行の先行きが見通せない状況にあることから、今後とも個人消費や企業生産の動向、雇用環境など、県内中小企業に与える影響を注視し、国の施策も最大限活用しながら、適時適切に必要な施策を講じてまいります。

（佐世保重工業株式会社（SSK）への支援について）

SSKが事業再構築に伴う希望退職者の募集を行った結果、248名の応募があり、現在、関係機関が連携して、退職予定者の個別支援を行っております。

現在、地元佐世保市を中心に就職先を探されている方が多い中、各機関の支援による県内企業への再就職も進んでおり、引き続き、退職者の県内での早期再就職に向けて、関係機関と連携して取り組んでまいります。

また追加1、1ページにお戻りいただきたいと思ひます。中段をご覧ください。

このような中、福岡県に本社を置き、船舶設計等を行う、ふくおかクリエイト株式会社が、佐世保市に事業所を開設し、9月21日に事業を開始されました。

今回の進出につきましては、設計部門の強化を検討していた、親会社である福岡造船株式会社に対し、県、産業振興財団、佐世保市が働きかけを行ったもので、SSKを希望退職される方を含め、5年間で31名を雇用される予定と伺っております。

また当初版にお戻りいただきたいと思ひます。2ページの中段をご覧ください。

また、関連する協力企業の受注獲得の支援については、去る8月5日に県産業振興財団による取引マッチングの商談会を行ったほか、企業の県外訪問への同行による受注獲得支援を行っており、引き続き、協力企業の受注獲得に向けた取組を支援してまいります。

追加1、1ページの下段をお開きいただきたいと思ひます。

（令和3年8月の大雨被害に伴う中小企業への対策について）

令和3年8月11日からの大雨により被災した中小企業の経営相談等に対応するため、去る8月18日に、中小企業の経営支援や資金繰りに関する県の相談窓口を設置いたしました。また、災害救助法の適用地域となっている雲仙市及び南島原市内の中小企業の災害復旧に必要な資金繰りに関しては、県制度融資の中でも条件を優遇している緊急資金繰り支援資金のうち、災害復旧支援分が申込可能となっております。

さらに、コロナ禍における県内事業者の経営多角化等を支援する「サービス産業事業再構築補助金」の拡充のため、本定例会に関係予算をご提案しているところであり、災害の影響により一段と厳しい状況にある雲仙市及び南島原市のサービス産業事業者から本補助金の申請があった際には、優先的に採択できるよう対応してまいります。

同じく追加1の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

（「第11次長崎県職業能力開発計画」の策定について）

職業訓練や技能振興などの職業能力開発に関する施策の基本的事項を定める5か年計画である「第11次長崎県職業能力開発計画」については、去る6月定例会において素案をご報告し

たところでありますが、その後、職業能力開発審議会からのご意見等も踏まえ、このたび最終案として取りまとめ、お配りしているところでございます。

本定例会でのご意見を十分踏まえたうえで、10月に計画を策定し、公表することとしており、本県の職業能力開発の推進に向け、今後とも取り組んでまいります。

その他の項目については、記載のとおりでございます。

なお、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく提出資料につきましても事前に配付させていただいております。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、41、42、43、45、49、50、52、53、57でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堤委員】50番「超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」というのがありますけれども、シルバー人材センターの今の状況についてお尋ねしたいと思います。会員数とか、今どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】県下シルバー人材センターの会員数でございますが、令和2年度末

の数字になりますが、5,683人でございます。令和元年度が5,879人ございまして、約3%の減という状況でございます。

【堤委員】その数というのは年々下がってきているのでしょうか。

【井内雇用労働政策課長】先ほど申し上げた令和元年が5,879人に対しまして、平成30年度、前年度が5,797人ということで、緩やかにではありますが増加をしておったのですが、令和2年度におきましては、コロナの影響もありまして減少したという状況でございます。

【堤委員】人口減少が進み、そして高齢者が増える中で、地域の中でいろいろなことに高齢者が活躍をしていただくというのは大変有効なことではないかと思っています。ここに「支援の要望」ということで、国に対しても、それから県に対しても、活動の資金というか、補助金を確保してほしいという、そういう要望が出されているわけですがけれども、これについて県としてはどういうふうに見えるのか、お尋ねします。

【井内雇用労働政策課長】県としましては、シルバー人材センターの連合会に対して補助金を毎年支出しております。その金額でございますが、804万5,000円でございます。これに国の補助金が同額交付されるというところでございます。この補助金につきましては、財政状況が厳しい中というのもあるのですが、平成30年度からこの水準を維持しております。何とかシルバー人材センターの活動に資する補助というもので維持をしていきたいと考えております。

【堤委員】財源に限りがある中で、ずっとこの水準を維持してこられているということですが、しかしながら「支援の要望」ということで出されているわけで、本当に高齢者の人材を活かし

ていく地域をつくっていくためにも、できましたら増額ができるような方向で努力をしていただけたらと思っています。

【久保田委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はありませんか。

委員1人あたり、20分を目安に、よろしくお願ひします。

【川崎委員】通告に従って質問させていただきます。

1番の事業者の資金繰り状況ということについては、先ほど議案の中で聞かせていただきましたので割愛をさせていただいて、2番目の委託訓練の拡充というところでお尋ねをいたします。

以前からこの制度はあるということは承知をしておりますが、このコロナの状況に合わせて、さらにスキルを上げていく、このようなことから、国も柔軟な制度の新設ということに取り組んでおられまして、いわゆる短期間、短時間の訓練の設定があるかと思ひます。国の制度、そして県の委託訓練と、2つ種類があるということは承知をしておりますが、短期、短時間訓練を導入した経緯や、あるいは制度の概要について、お尋ねをいたします。

【井内雇用労働政策課長】委員がおっしゃられますように、短期、短時間の訓練がこのたび創設をされているところでございますが、その背景といたしましては、新型コロナウイルスの影響により

まして、例えば非正規職員の方が、勤務シフトが減少して収入が減少するでありますとか、そういう背景がありまして、それを踏まえて設けられた制度でございます。

現在、長崎職業能力開発促進センター、ポリテクセンターが行う求職者訓練におきまして、非正規職員の方などを対象にした短期、短時間の訓練を開始されております。現在、並行して、10月以降開講の訓練の募集がされているという状況でございます。

【川崎委員】柔軟な取組ということがあったと思います。そして、いわゆる非正規の方も訓練が受けられると、これまでにはなかった取組というふうに承知をいたしております。国が、コロナによって収入減、一方ではスキルアップをするということで、非常にニーズに合致した制度を導入してくれたなというふうに評価はいたしております。

現在、県内でこの国の訓練、どのような形で短期、短時間の分が展開されているのか、お尋ねいたします。

【井内雇用労働政策課長】現在、県内におきましては、先ほど少し申し上げたのですが、ポリテクセンターにおきます求職者訓練というものがございまして、この求職者訓練は従来からありまして、雇用保険を受給できない求職者の方を対象にした訓練でございますが、このたび、非正規、短期の求職者訓練については、雇用保険に関係なく実施をされているところでございます。

実施状況につきましては、今年度、6コースを設定されております。各コース10人程度の定員で実施をされているところでありまして、中には、そこまでの定員には満たないコースもあるのですが、訓練としては、しっかりと進め

ていただいているという状況でございます。

【川崎委員】こういう制度があるということをお知らせするのは、恐らく、ハローワークが最初の窓口でしょうから、そうなるというふうに思いますので、ここは国の機関でしょうから、しっかりと連携を取っていただきたいと思いますが、まず知っていただくことが大事なんだろうと思います。

このように国は取り組んでくださっておりますが、長崎県としてはどうなのか。これはホームページ上ではありますが、他県では導入を検討している、そのような事例も調べさせていただきました。長崎県では、この短期間、短時間ということについては、まだ踏み込んでいないやに承知をいたしております。長崎県の認識をお尋ねいたします。

【井内雇用労働政策課長】先ほど申し上げましたポリテクセンター長崎による求職者訓練なんですが、県の離職者向けの委託訓練と、このポリテクセンターの離職者向けの求職者訓練と、従来から2つございまして、求職者訓練のほうが雇用保険を受給できない求職者、県の委託訓練が雇用保険を受給中の求職者という、この2つの役割分担の中で進めてきまして、今回、この非正規短期の求職者訓練については、雇用保険に関係なく、ポリテクセンターのほうが柔軟に対応をいただいているという現状がございます。ただ、県としても、ポリテクセンターが柔軟に対応いただいているので何もしなくていいというわけではなくて、そういう中でも、県の委託訓練がどういうことができるかというところをしっかりと検討する必要があるんだろうと考えております。関係機関と協議の上、取組を検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】ありがとうございました。やはり

ニーズが間違いなくあると思います。この期間に、時間がある時に取り組んで、次のステップアップをしておこうということであれば、これは技量が上がれば、当然収入が上がるということにもつながっていきますし、長崎県全体の産業の底上げということについても直結する内容かと思えます。それは数は少ないかもわかりませんが、1つ1つを丁寧にやっていくことが大事かと思えますので、この短期、短時間の委託訓練についても、ぜひ前に進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、在籍型出向の取組状況について、お尋ねいたします。

前回の委員会の時にも、在籍型出向について、積極的に取り組んでいきたい旨、ご答弁がございました。この制度は、別にコロナだからということで設定をされたものではなく、従来からある内容ということでございましたが、まず制度の内容と、そしてこのメリットについて、お尋ねをいたします。

【井内雇用労働政策課長】国の制度であります産業雇用安定助成金というものでございますが、こちらは在籍型出向による雇用維持を支援するという、これがまず第一の目標として掲げられた制度でございまして、現在、解雇がある、なしで国の助成率は変わってきますが、出向に要する賃金、あるいはその他経費に対して、国の助成率は10分の9または5分の4を支援するという制度でございます。これに県も上乗せ支援を今年度から実施をすることとしておりまして、当初予算に計上をしているところでございます。

この在籍型出向のメリットとしましては、先ほど申し上げた雇用の維持というものがあるのですが、それに加えて、人材育成という面があ

るかと思えます。出向される人においても、その経験を通して成長できるという面もあるかと思えます。また、出向を受ける企業においても、業務の内容によるかと思うんですが、その出向された方からの刺激を受けて、業務にプラスになる部分もあるかと思えます。そういう幅広いメリットがあるものと認識をしております。

【川崎委員】非常にすばらしい内容の事業であります。いかんせん、このことは私も恥ずかしながら最近知ったわけございまして、こういう取組がどれだけ県内に浸透しているものなのか、現在のこのいわゆるマッチングといいますが、計画、どのような状況なのか、お尋ねいたします。

【井内雇用労働政策課長】在籍型出向の実際のマッチングにつきましては、産業雇用安定センターのほうで現場で精力的に動かれているという状況でございます。

現在の状況でございますが、9月21日時点になります。出向元の県内企業の数のベースで、11社からの在籍型出向に関する計画が提出をされているという状況でございます。

【川崎委員】11社で最低11名はおられるのでしょうか、まだまだ制度のことをご存じじゃない方が多くいらっしゃるだろうなど。やはりこの啓発に努めていただいて、先ほどおっしゃられたメリット、このことも経営者にわかっていただくことで、随分とこのことが広がっていくんじゃないかと思っておりますが、啓発について、どう取り組まれるか、お尋ねいたします。

【井内雇用労働政策課長】委員おっしゃられますように、在籍型出向に対する認知度というのは、まだ低い部分があると認識をしております。県におきましては、オンラインによる説明会を去る6月に開催いたしまして、こちらは産業雇

用安定センターと、あと現場の社会保険労務士さんにも参加をいただいて、そういう観点からの周知を図っているというところでございます。ちなみに、そのオンラインの説明会の映像は県のホームページで公開をしております。また、新聞でありますとか、労働関係の機関紙にも随時掲載をしております。引き続き、制度の周知に取り組んでまいります。

【川崎委員】先ほど、雇用の維持、そして人材の育成、能力の開発、全く違う会社に行き、例えば違う仕事に就くと意外な発見があったりするわけで、私もサラリーマンの頃には、随分「えっ」と思うような人事異動も受けて、「えっ」と思うような仕事もやらせていただきましたが、振り返れば、本当にありがたかったなという思いしか残っていない、そのような出向の経験をさせていただきました。やっぱりそういったところが経営者の皆様のご理解のところまで十分伝えていくことによって、さらに広まっていくと思いますし、まさに雇用は維持したいが仕事がないと、雇用調整助成金で雇用が維持されている方もいると思いますけれども、やっぱり人間ですから、お休みするよりは、仕事に就いて日々生き生きと働かれることが望ましいんじゃないかと私は思いますので、そういった意味でも、この制度をぜひ活用していただきたいと思いますが、事業者側、いわゆる経営者側になるかと思っておりますが、この制度を導入するに当たっては、様々な乗り越えていかなければいけない課題があるやに聞いております。

報道を拝見させていただきましたが、例えば、就業規則を変更しなければいけない、そのためには様々な内部の手続、そしてそれを労働局に提出をしなければいけないというような実務も出てくるのだらうと思っております。その事業者の負

担をどのように軽減をされていくのか、お尋ねをいたします。

【井内雇用労働政策課長】雇用労働政策課におきましては、県の社会保険労務士協会と連携をしまして、県内各地の社会保険労務士さんに県のアドバイザーとしてご協力をいただいているところでございます。当初、雇用調整助成金の制度がわかりにくいとため、昨年度、20名の方をアドバイザーとして設置したという経緯がございますが、幅広くそのアドバイザーの方に、先ほどおっしゃられました就業規則をどのように具体的に変えていいのかとか、そういう実務の支援というものをやっていきたいと考えております。

【川崎委員】ぜひ、雇用の維持は本当に絶対やっていただきたいと思っておりますし、能力の開発、人材育成についても、いい制度と思っておりますので、お進めいただきたいと思っております。

最後に、障害者の働く場の開拓ということで通告をさせていただきました。

第11次長崎県職業能力開発計画も今回、案をご提出いただいております。この中においても、障害者の障害特性やニーズに対応した職業能力の開発というテーマで計画を述べられております。福祉の分野になってしまう部分が多分にあるかと思っておりますが、皆様も何とかして働きたいという思いは、障害がある方も頑張っておられます。しかし、なかなか長崎県は、法定雇用率は大分いい方だとは思いますが、一方で、雇用されていない企業も相当の割合いらっしゃるわけで、そういった中において、どうすれば障害のある方がお勤めができるのかということについては、もっともっとやはり県も働きかけをしていただきたい。つまり、多様性のある働く場、こういった障害があるけれども、

こういったことができるんだということを開拓していただくことによって、就労につながっていくんだらうと考えますが、県のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

【井内雇用労働政策課長】今回、11次計画の中で、障害者に関する職業能力開発ということで、その必要性についても盛り込ませていただいたところでございます。

先ほどおっしゃられましたように、法定雇用率を達成している企業、県内で言いますと、約63%が達成をしております、これが全国6位という水準にはございます。しかしながら、逆を言いますと、約4割がまだ達成をしていない状況ですので、まだ推進の余地はあるのかなということは考えております。

【川崎委員】ぜひ、その約4割の方に働きかけはもちろんですけれども、少し取り組む業務と申しますか、いろんな多様性が発揮できるというか、受皿を広げてもらう、ウイングを広げてもらうようなことも働きかけてもらいたいんです。うちの会社はこの業務だから、せいぜいやってもここまでと言われると、なかなかそれより先に行かない。例えば、最近はパソコンはクリック一つでいろんなことができる時代があるじゃないですか。そうすると、こういった業務がそちらのほうにシフトできますよということも皆様方で提案をされることによって、幅が広がっていくんじゃないかと思っております。ぜひそういったところも企業の皆様に、国と共に働きかけをお願いしたいと思っておりますが、最後にご決意をお願いします。

【井内雇用労働政策課長】従来から、経営者の方に働きかける機会としまして、障害者雇用セミナーを開催しております。その内容で言いますと、例えば昨年度から、テレワークによる就

労についても障害者の方の雇用としては可能性があるんじゃないかと、そういうような投げかけもしております。引き続き、この取組を強化してまいりたいと考えております。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(由)委員】3項目通告をしていたんですけれども、月次支援金につきましては、先ほど予算のところ質疑をさせていただきましたので、残りの2項目について質問をさせていただきます。

まず、コロナ行動制限緩和に対する県の対応についてということで、第5波が全国的にも改善傾向ということで、県の方も先週、県全体の感染ステージをステージ2に引き下げて、外出自粛要請とか時短要請を終了させて、観光キャンペーンも再開をしています。国においても、こうした状況を受けて、従来の各種行動制限を緩和する方向で今、検討をされています。いよいよウイズコロナ、いわゆるアフターコロナの行動について、現実問題として準備する段階になっていると思います。

そこで、産業労働部としての今後の行動制限緩和に対する見解、また今後検討すべき事項にはどういったものがあると考えておられるのか、ご見解をお聞かせください。

【松尾産業政策課長】ただいま山本(由)委員からございましたが、今後の行動制限の緩和ということでございます。私どもも、報道、それから国の新型コロナウイルス感染症対策本部から、「ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方」といったような文書も参っているところでございますが、その中で例えば事例として挙げられておりますのが、飲食店につきましては、これまでの営業時間の短縮であったり、酒類提供の制限、会食の制限、そういっ

たことを緩和できるように、ワクチンとか、検査パッケージ、あとは第三者認証制度、そういったものを用いて検討していくというようなことの文書が来ているところでございますけれども、実際のところは、私どももまだ報道レベルといたしますか、そういったところでしか認識はしておりません。あと行動制限の緩和につきましては、直接の所管は、総務部のコロナ戦略チームのほうで検討していかれることとなると思いますけれども、その前提としまして、まず国のほうでも、そういった実証実験といたしますか、そういったことをやっていくというような状況でございますので、私どもとしても、そういったものを今後注視していきたいといったところで、今のところは、部として行動制限に対する見解といったところでは、はっきり申し上げることができない状況でございます。

仮に、そういった緩和がなされた場合に、部してどうするかということでございますけれども、もちろんこれまでも消費喚起策でありますGoToイート、そういったところも含めてアクセルを踏もうとした矢先に感染が拡大するといったような状況を何度も繰り返してきておりますので、もしこういったワクチン・検査パッケージで行動制限がかなり緩和されるということになれば、消費喚起策ということについても考えていく必要があると思っております。

【山本(由)委員】産業労働部の関係といたしますと、お店の問題、それからあくまでも行動制限緩和というのは、総務部がどうのこうのとかいうことじゃなくて、経済回復の話なんですよ。産業労働部の関係で考えると、飲食店とか、商業施設、サービス施設の経営であったり、そういったものを考えていただきたい。そうすると、利用するお客さんの側の問題と、それから利用

されるお店側の条件をどうするのかと、具体的な話になってくるんだと思うんです。国といっても東京と長崎では状況は違うだろうし、一律の制限緩和ということは、わかりませんが、多分ないと思います。

お客さん側の条件というのは、今言われているように、ワクチン接種であったり、陰性証明、そういったものが中心になってくると思うんですけれども、お店側の条件としては、国の方でも言われているのは、認証制度とかいうものが一つの条件になってくるんだと思う。午前中、吉村委員からも話がありましたけれども、新長崎セーフティーであったり、あとコロナ対策飲食店認証制度、これも所管としては県民生活環境部になるんでしょうけれども、午前中のお話からすると、想定が1万1,000件ぐらいあると先ほど産業労働部長はおっしゃった。飲食店の認証制度が直近で多分1,970件だろうと思います。ですから、1万1,000件の1,970件ですから、今、認証を受けているところが2割ぐらいではないかと。認証を進めるのは県民生活環境部の方の担当なのかもしれないんですけれども、例えば、国がもう認証制度を使いますよと言った時に、2割の人しか認証を取っていない状況で対応できるのかというふうなことは考えていただきたいと思うんです。

ですから、認証制度との関係であったり、あと飲食店の中でも、喫茶店とか定食屋さんみたいな形の昼間主体のお店と、それから居酒屋とかスナック、そういう夜間主体のお店、そういうふうに営業形態であったり、営業時間、客層、こういったもので区別をしなければいけないような場合も出てくるんじゃないかということをご希望というんですか、お店の営業とか経営というふうな視点から産業労働部として考えて

いただきたい、そうなるかどうかはわかりませんが、検討材料として考えておいていただきたいと思うんですけれども、産業労働部長、いかがですか。

【廣田産業労働部長】コロナの行動制限の緩和につきましては、先ほどご説明ありましたように、現在国において、自治体あるいは事業者との議論を深め、国民的な議論を踏まえ、具体化が検討されるようなところでございます。ご指摘のとおり、私どもは事業者支援という職責を担っておりますので、今回の行動制限というのは、主に飲食店等のサービス産業の営業活動を回復させるという目的で検討されているものと思っております。そこには、所管はそれぞれ庁内で担当部局を決めておりますけれども、密接に関連する部門がございまして、私どもとしても、先ほど産業政策課長が申し上げましたけれども、国の動向がどうあるかということをご希望をまず注視すべきだと思っております。その上で、県内事業者の支援という視点に立ちまして、関係部局と十分協議をしながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

【山本(由)委員】ありがとうございます。今、産業労働部長がおっしゃったとおりで、お店のことをわかっていらっしゃるの行政の中ではやっぱり産業労働部だと思いますので、もちろん国の動向もでしょうけれども、ぜひその辺の状況も踏まえて、よろしくお願ひします。

次に、県内就職の状況についてということで、高校生、大学生の新規就職についてなんですけれども、数字を確認させていただきたいんですけれども、高校生全般については、今春の県内就職率が69.9%ということで、非常にいい成績を収めておられるんですけれども、長崎県総合計画チャレンジ2020の計画目標数値の中に、

工業高校生の県内就職割合を40%というのがたしかあったかと思うんですけども、この数字の実績はどうなっているのでしょうか。

【宮本若者定着課長】私どもで公立、私立含めでの目標を65%としておりまして、工業高校の方が、高校教育課でそこを主に所管しておりますので、すみません、今直ちに数字が出てまいりません。

【山本(由)委員】わかりました。私が所管まで見てなかったんですけども、長崎県総合計画チャレンジ2020のところは、工業高校生の県内就職割合となっていて、新しい計画のほうでは、この目標数値ではなくて、建設業における県内高校生の県内就職率と、この表現が変わっていたものですから、私がそれを押さえてなかったものですかとお聞きしました。所管が違うということでしたら、もしわかりましたら、また後日教えていただければと思います。

次に、来春の県内就職の見込みについてなんですけれども、こちらにも少し書いてあるんですけども、昨年は、高校では県内企業の10月時点の採用計画に対する未充足情報をリストアップして全校に配付をしましたということとか、キャリアサポートスタッフを工業高校では専任にしたとか、こういうような取組が功を奏したというふうなご説明がありました。

一方で、長崎労働局の資料を見ますと、令和4年3月、来年の新卒者に対する求人というのが6月末時点、多分締切りだと思いますけれども、去年より400人ぐらい増えていると。それから、これはちょっと古いんですけども、5月末時点の高校生の就職希望では、県内就職を希望する生徒の割合が去年よりも5%ぐらい増えているというふうな数字が出ていました。今年度のこれまでのこういう状況を踏まえて、そ

れからこれまでの施策も踏まえて、来年3月の新規学卒者の県内就職の見込み、それから大学生については、10月1日を迎えて、かなり内定しているのかなと思うんですけども、大学生の状況も含めて、来春の卒業生に対する今後の取組について、改めてご説明をお願いします。

【宮本若者定着課長】まず、高校生は、委員おっしゃられたとおりに、求人数が6月末時点で3,100になっておりまして、1年前が、その3,100に相当する数字が大体2,700ぐらいでしたので、6月末までの求人としては、大事な時期の求人なんですけれども、ポイントでいきますと13.5%回復しているというところで、これは県内の求人がそれだけ回復しているということは、それだけ選択肢が戻ってきている、一昨年に比べれば、まだもう少し少ないというところではありますが、そういった状況は現場のほうでも求人票で確認をしながら対応しているところでございます。

それから、希望の方も、5月15日現在労働局発表になりますけれども、確かに昨年度と比べたら4.6%ぐらい県内を希望する子が多いということで、大きくは生徒本人の意思も希望が伸びている、そして求人状況も回復傾向にあるといったところを当然つかまえながら、そこで丁寧に県内の求人票を1つ1つ案内していると、そういったところでの、先週9月16日が高校生の民間企業の試験がスタートするということでございますので、今、だんだん合否が出てきているところなんですけれども、そういった状況です。残念ながら不合格になった生徒については、一昨年からやっておりますけれども、引き続き、未内定対策をやっていきたいと考えているところでございます。

一方、大学生につきましては、今後の見通し

ということでありまして、例年、大学生の就職活動というのは、簡単に言うと自由に動いておりますので、大学に都度都度報告があるというものでもございません。ですから、例年であれば、10月末あたり、1か月後ぐらいからだんだん把握できるものでございまして、今日現在どうかと言われると、把握するのは困難でございます。

ただ、大学の方も、私ども、今の4年生を対象に、この3月からオンライン説明会をやっておりまして、これにつきましては昨年度よりも参加が非常に多いような状況ですので、期待を持ちたいと思っております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。前回もちょっと申し上げたんですけれども、県内の企業というのも、いろんな賃金の改定であったり、働き方改革、福利厚生の上昇、それから求人票の早期提出、そういった形で、とにかく採りたいということで努力をされています。県の方も、以前から長崎の暮らしやすさというふうな形のをPRしながらやっていますので、こうした企業の方の努力も踏まえて、何とか学生の皆さんに届くような形で引き続き取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、UIターン就職も書いていたんですけれども、昨今の地方回帰というふうな流れに加えて、コロナ禍で生活様式の変化ということで、地方へのUIターンの転職を見据えた移住が増えているというふうな報道は見るんですけれども、実態はどうかのわからなかったものですから、本県でのUIターン就職の現状と、特に昨年からのコロナ禍における状況と取組について、ご説明をお願いします。

【川口雇用労働政策課企画監】 転職希望者の動

向というのは県のほうでは押さえていないんですけれども、労働局の報告によりますと、コロナ禍においては、求職者については、引き続き求職活動を控える動きも見受けられるということも言われています。一方、求人については、若干回復してきているという状況でございます。あと、国の厚生労働省が出している「労働経済の分析」の中でも、2020年（令和2年）の状況を見ますと、転職者は減少傾向にあるということが出ております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。

県のほうでも、UIターンの方も含む転職者の方のいわゆるオンライン面談会みたいな形のを最近されています。また今後もされとお聞きしておりますので、こちらのほうも併せてよろしく願いしておきます。

最後に、長崎県職業能力開発計画についてなんですけれども、ざっと見せていただいたんですけれども、結局、産業構造のサービス化であったり、それからDXの加速化という中で、計画の狙い、視点とか、施策体系の総論については読んでいてなるほどと思いますし、大まかに理解はできるんですけれども、どうしても具体的なイメージが湧かないんです。ですから、今、働いていらっしゃる方から見て、例えば、新しい仕事というのはどういうものなのか、今自分がやっている仕事はどういうふうになるのか、そのために何をしなければいけないのか、どういうスキルが必要なのかと、これが従業者の方本人もそうでしょうけれども、経営者の方も、これはDXの時も同じなんですけれども、経営者の方自体が出口が見えていない、完成形というのが見えていないというふうな印象を持っています。これは私自身含めてなんですけれども、ですから、この計画は計画でよしとして、具体

的に、今の職業であったり、年代、ライフステージごとにずっと細分化して書いてありますので、最終的なゴールのイメージであるとか、それをどこで、どうやって、どれくらいの期間で身につけられるのかというようなロードマップというんですか、チャート、そういったものをぜひこの計画書に添付をして、目に見える形で周知を図っていただきたいと思うんですけれども、この点だけお伺いします。

【井内雇用労働政策課長】職業能力開発計画でございまして、この計画の目的としては、個々の求職者の方が就労に当たって必要とする技能そして知識を身につけて、確実に訓練後の就職に結びつくということでございます。

ゴールのイメージとしては、今申し上げたお1人お1人のというところがあるのですが、大きな流れとしては、デジタル化、そういうスキルもより必要になってくるであろうというところで、IT分野の訓練を強化したいということをして今回の計画の一つの特徴として記載をさせていただいたところでございます。

目に見えた形で周知を図るということは非常に重要でございます。文字だけの計画というのは、なかなか入ってこない部分もありますので、そういう形で見せる形というものも今後検討してまいりたいと思っております。

【山本(由)委員】ありがとうございます。県計画は本当に立派なものができるんだと思うんですけれども、やっぱり読むだけで終わってしまいますので、ぜひ今おっしゃったような絵でわかるような形のものも添付していただければと思いますので、よろしく願います。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】2点通告していましたので質問します。

県内の経済雇用の動向について。

説明資料の追加1の方に差し替えて書かれていますけれども、県内の状況というのは日銀長崎支店が、7月も9月も同じような表現で、緩やかに持ち直しているが、感染症の影響から引き続き足踏み感が見られる、となっていますけれども、その「緩やかに持ち直している」というところがあまり実感が持てないというか、いろいろ事業者の皆さんにお話を聞いてみても、去年よりきついかという声を聞くんですけれども、県内の状況について、県としてはどう見ているのか、お尋ねします。

【松尾産業政策課長】この日銀の経済概況の9月公表分におきましても、「長崎県の景気は緩やかに持ち直しているが、感染症の影響から引き続き足踏み感がみられている。」といったような表現がございまして。これに関しましては、例えば、公共投資であれば高水準で推移している、それから設備投資でも大型案件が増加していると。その一方で、個人消費については、サービス消費への下押し圧力が強い状態が続いている、観光では、落ち込んだ状態となっているといったようなところで、業種によってかなり違いがございまして、そういったところで、ある部分では持ち直しが見られるけれども、全体としては厳しい状況といったような表現になっていると思っております。

【堤委員】公共投資や設備投資は好調であるということでしたけれども、その好調なところ、コロナ禍にあっても好況を呈している業種というのは、どういうところに理由があるのか、お聞きしたいと思います。

【松尾産業政策課長】飲食とか宿泊、小売等につきましては、当然のことながら、人流が縮小していることの影響、これによります消費の低

迷といったようなところが大きく響いていると思いますけれども、公共投資でありますとか、工場における設備投資、こういったところにつきましては、あまり人流といったようなところの影響がないというところが違いかと思っております。

【堤委員】 不要不急の外出の自粛要請、飲食店の制限とか、そういうものはありましたから、そういうことに関係なしにされている業種では、引き続き活発に活動されていると、そういうことだと思います。

それで、「サービス消費への下押し圧力」という表現があるんですけれども、この下押し圧力というのはどういうことか、経済用語なんですか。どういう意味でしょうか。

【松尾産業政策課長】 日銀の金融経済概況であったり、財務省が出します概況におきましては、こうした例えばマインドとか、下押し圧力、平たく言えば厳しい状況ということだと思っておりますけれども、表現としては、こういった表現が多いというふうには感じておりますが、率直に言って厳しいということを表現しているんだと思っております。

【堤委員】 下押し圧力の逆は何なんですかね。今、コロナ禍が1年以上続いて、今までにない厳しい経営状況で、今までこんなことありませんでしたとか、これ以上融資もままならないとか、そういう声をいろいろ聞くんですけれども、国が再度、持続化給付金を給付するべきではないかと考えるんですけれども、全国知事会なんかからも、いろいろな経済対策、働きかけがあると思うんですが、県として、国にどうそういうことを働きかけていかれるのか、お尋ねします。

【松尾産業政策課長】 委員ご指摘がございませ

た全国知事会に対しては、私どもも、単独でそういった要望をするということもございませけれども、今の状況でありますと、全国知事会それから九州知事会、そういったところで先ほどお話にありました持続化給付金であったり、家賃支援給付金、そういったところを再度給付していただけないかといったようなお願いというのは常々やっているところでございます。

【堤委員】 力を合わせて国に対して要望をしっかりとっていただきたいと思っております。

もう一つの質問に移ります。産業人材育成奨学金返済アシスト事業について、お尋ねをします。

この制度ができてから、県内企業に就職して3年が経過した人への返済支援が今年度から始まったとか、始まるとか聞いていますけれども、具体的に、どのように支給されるのか、お尋ねします。

【宮本若者定着課長】 この制度ができて5年たつんですけれども、先ほど委員おっしゃられたように、対象企業に県内で3年働いたことを確認して支給ということなので、今年度がちょうど4年目になりますものですから、3月31日で丸3年働いているということを確認して、支給する初年度になります。それにつきましては、対象が、150万円を上限にしているんですけれども、3年たったらその半分ということで、借入額によりましては、平たく言うと、上限までいっている人は150万円の半分の75万円を今年度、3年たったということを確認して、本人の方に振り込むというような流れでございます。

【堤委員】 そうしたら、もう対象者には振り込まれているわけですか。

【宮本若者定着課長】 タイミングとしては、先日、そういった決裁もろもろをやっておりまし

たので、厳密にはわかりませんが、入っているか、もう間もなく入るかといった状況でございます。

【堤委員】この事業の対象業種について、製造業とか、建設業、関連の業種、それから県の企業誘致に応じて協定を締結して県内へ立地した企業などが主な対象業種となっていますけれども、この業種の選定というのは、どういった観点で行われているのか、お尋ねします。

【宮本若者定着課長】これは制度設計は5年ぐらい前と申しあげましたけれども、その時に、もともと県の産業、製造業であったり、建設業、そこをリードしていく人材を確保しよう、リーダー的人材の育成とか、確保を図るとというのがこの事業の概念でございまして、そうなった時に、長崎県としては、製造業であるとか、建設業あるいは観光、それから誘致の方、そういったところを対象業種として選んで、そういったところで活躍していく人材を育てていこうと。県としては、その時に、製造業、建設業、観光業等というところの人材を育てていくんだというふうに考えたというところでございます。

【堤委員】このアシスト事業の文書にも、将来の地域産業を担うリーダーとなる人材の確保、定着を図るためというようなことが書いてあるわけですが、製造業、建設業、また県の特色ある産業、そういうところを盛んにしていく、優秀な人材を確保するためというような選定で、そうしたら、県内で就職をしても、これに入らない企業への就職者は、この制度は利用できないと、そういう理解でいいのですか。

【宮本若者定着課長】委員のおっしゃるとおりでございます。

【堤委員】いろんな業種ありますけれども、そういったところからしっかり進めていくという

ことで、一定これは本当に頑張っていたかと思えますし、本当に助かる若者もたくさんいると思うんですが、この事業、年々採用するのは大体50人ぐらいですか。だけれども、申込み者の数というのは、どのようになっているのでしょうか。

【宮本若者定着課長】まず、認定するのは、この5年間で毎年55名認定をしております。直近の今年度の申請は122名、1年前が81名、もう1年前が75名、そんな感じで、少しずつですが増えてきている状況にあります。

【堤委員】認知度が高まって、高校生、大学生が、こういう制度があるんだ、利用してみようという若者が増えているということ、そしてこれを利用して地元の企業に就職しよう、というふうにする人たちが増えてきているということではないかと思えます。

今回、最初の返済の支援、振り込まれるということで、これを受けた若者の声とか、これを利用した若者の声をこれから広く知らせることができたら、制度の周知とか、県内企業の関心もますます高まっていくのではないかと思います。どんなふうにするのか、お尋ねします。

【宮本若者定着課長】今年度、初めての支給にはなります。ただ、以前も、支給予定者の声といったところで、全世帯広報誌とか、そういったところでも取り上げたところではございます。ただ、今後、本当に支給された人になりますので、委員がおっしゃるとおり、そういったところの声を広く広めていくことは大事かと思えますので、当然、大学へのPRペーパー、あるいは私ども、就職情報誌で「NR」というものもあり、そういったところで特集を組むとか、いろいろ高校に出かけて話す場面もありますし、

そういったところで様々な広報媒体あるいは場面をつかまえて、受給者の声もしっかりと届けてPRしていきたいと思います。

【堤委員】大学の学費が高騰して、そして家計収入が減少して、本当に奨学金に頼らなければ進学できない学生がどんどん増えてきています。卒業しても、収入がなかなか得られなかったり、奨学金の返済で非常に重荷に感じる人たちも増えてきていると思いますので、こういう制度をしっかりと周知して、そして県内企業に優秀な若者にしっかりと入っていただく、そういうためにも、これからもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

【久保田委員長】ここで換気のためにしばらく休憩いたします。

14時50分から再開いたします。

-----  
午後 2時38分 休憩

-----  
午後 2時49分 再開  
-----

【久保田委員長】再開いたします。

引き続き、所管事務一般に対する質問を行います。

事前通告をされた委員の方で、質問はありませんか。

【西川委員】議案の中でも、9月補正5,700万円の外国人材受入促進事業費が出ていますが、この予算と違った目的、角度でお聞きしたいと思います。

外国人労働者が県内にも建設業、縫製業など、あらゆる業種に入っていると思います。その中で、コロナ禍の中で、出国、つまり帰国されない方のビザはどうなっているのでしょうか。

それと、どのような業種に、どれくらい外国人労働者が就業しているのか、その全県の就労の実態について、お知らせいただきたいと思

います。

【井内雇用労働政策課長】現在、国際的な人の往来が制限をされております中で、技能実習生も1号、2号、3号と、それぞれ年限が区切られて、2号3年目終了時には一旦帰国しなければいけないというものがございます。その帰国自体も今は思うようにできないという状況でございますが、その対応の一つとして、時限的ではありますが、技能実習の在留資格の変更を国の方は認めております。また、技能実習から特定技能に移られるという方も中にはいらっしゃいます。さらに、帰国はなかなかできないのですが、国によっては、チャーター機が出て、一部ではあるのですが、そういうチャーター機の機会を活用して帰国されるという方もいらっしゃるという状況でございます。

それから、県内外国人労働者全体の状況でございますが、直近の数字では令和2年10月末になるのですが、長崎県内で6,178人の外国人労働者の方がいらっしゃいます。この数字については、前年同期から200名ほど増えていると。コロナ以降も、昨年の夏から秋にかけて、往来できる時期もありましたので、そういうものを反映して、全体で200人増加をしているという状況です。

業種別で申し上げますと、食料品あるいは繊維関係を中心とした製造業が2,035人で全体の33%を占めております。続いて、卸・小売業が941人で全体の15%、その次が、農業として671人、全体の11%を占めているという全体の状況でございます。

【西川委員】結構な人数が働いておられると思います。実は、私の地元平戸でも、縫製業、そして今現在、コロナのために入国されない状態ですが、インドネシアからのまき網、それから

もうすぐ来るんじゃないかというお話を聞いたのですが、建設業関係の従業員の入替えとかのうわさも聞いておりまして、宿舍を民家をもう用意しているとか、そういうところのお話も聞きました。

そういう中で、不法滞在、要するに、ビザが延長されていないとかという話が県外では事件として出たりしますが、県内は、その辺、今、在留資格の延長とか、特別措置とかで大丈夫かなと思ったんですけども、コロナと関係なしに、行方不明者が昔よく出ていました。そういう面での、いい意味での管理監視体制というか、そういう把握状況などがわかっておりましたら、教えていただきたいと思います。

【井内雇用労働政策課長】まず、外国人労働者の失踪でございますが、こちらは全国の数字になりますが、2019年で8,796人で、前年の2018年は9,052人ということで、9,000人前後で推移をしているという状況でございます。なお、この失踪の数については、本県、県レベルの数字というのは公表されていないところでございます。失踪に当たって国の調査がございまして、失踪事案においては、残業時間の不適正でありますとか、賃金の不払い、そういう不正行為が多く見られるという調査結果がでございます。

この適正な労務管理が行われているかというところは、外国人労働者の方も問わず、すべきことではあります。長崎労働局が今年、令和3年1月に発表しました技能実習生の実習実施者の主な違反事項ということで、やはり賃金支払い、あるいは労働時間の関係の違反事項が多くなっているというところでございます。

労働局あるいは労基署におきまして、監理団体あるいは実習実施者、受入れ企業に対しまして、労働基準関係法令の周知、啓発を努めると

いうのはあるのですが、その中で、疑義のある企業に対しては、監督指導を実施しているところでございます。国におきましても、外国人技能実習機構というものが平成29年に設立をされておりまして、その機関と情報共有、連携の上、現在、指導を強化しているというところでございます。

【西川委員】大体わかりましたが、賃金未払い、低賃金、労働条件の劣悪とか、そういう面はできるだけ県としても把握しておっていただきたいと思います。

それで、医療、福祉、介護などの業種に対する今後コロナが落ち着いたら入ってこられるのが、どれくらいの話があるのか、その数がわかっていたら教えていただきたいと思いません。

【井内雇用労働政策課長】医療、福祉、介護別に今後何人入ってくるかという数字は、すみません、把握はできていないんですけども、午前の補正予算の中でありましたように、今年度というスパンで見ると、県内で少なくとも500人が入ってくると、それが見込まれるという状況でございます。

【西川委員】県内、国内でもそうだと思いますけれども、今までが医療、介護、福祉人材に対する給与が低かった。大分待遇改善をなされてきたと思いますが、まだまだ人材不足、相当過重労働などの話も聞きます。そういうことで、やはりどうしても外国人労働者の力を借りなければやっていけない。高齢化がますます進んでいきますので、そういう面で、安全確保をしながらの外国人就労者の確保に努めていただき、それを監督指導していってほしいと思います。

【久保田委員長】ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】2点ほど通告をしておりましたの

で、質問させていただきます。

まず、「県内経済状況について」と大枠で表題がついているのですが、先ほど堤委員からも、まさに私が聞こうと思っておったような質問があったので多くは聞かないですが、この日銀長崎支店の県内金融経済概況、これがずっと発表されるわけですね。これは2か月に一回だったか、3か月に一回か、四半期に一回だったか。この同じ文章がずっと続いていると思うんだけど、もう何回この同じ文章が続いているか数えたことはありますか。

【松尾産業政策課長】数えたことはございません。

【吉村委員】この全く同じ文章がここ数回続いているはずよね。だから、これだけではわからない。でも、政府が9月に発表した月例経済報告ということ、これも同じような文章なんだけれども、金融機関じゃなくて、国、いわゆる行政機関が発表しているわけです。だから、そういった意味で、長崎県版のやつを県が概況報告をやるということを考えてらどうかと思うんだけど、いかがでしょうか。

【松尾産業政策課長】委員から今お話のございました県独自の経済概況というところでございますけれども、なかなか全体を把握するというのが今のところ難しい状況でございまして、数値としてどう表していくか。県のそういった数値、統計的なものとしましては、県民経済計算ということで、タイムリーではなくて、かなり遅れた状況で発表がされるところでございますけれども、私どもとしまして、その数値を逐一把握するというのもなかなかちょっと難しい状況がございまして、今すぐにそういったものを発表できる状況にあるというふうにはお答えできないところでございます。

【吉村委員】20分しかなかけん、だめならだめと。ただ、これは提案やけど、やっぱり国が言うということは、行政機関が言うということは、いろんな角度から見れるわけよ。金融機関は、やっぱり金融機関としての見方、ここになっていくので、文章がてきめん、こういう文章になっていくと。行政機関やったら、いろんな手だてをしよるたいね。だから、そういった意味で、もっと違う表現とか、文章的にも、少しここら辺が変わってきよるんだとかいうようなことが言えないかなと思って、こういう文章だけ見ていると非常に寂しいわけです。だから、そういう意味で、忙しかろうけれども、さっきから何回も言うけれども、そういうものも考えてみてほしいと思いますので、よろしく願います。

それから、その経済対策ということで、特に佐世保市なんですけれども、佐世保重工（SSK）の事業再構築、ここについて非常に懸念をしているわけで、県は、希望退職者について支援を行っている。それで248名の応募があって、関係機関と連携して支援をしていると、こういうことが書いてあるんだけど、その下には、関連する協力企業の受注獲得の支援については、去る8月5日に県産業振興財団による取引マッチングの商談会を行ったほか、企業の県外訪問への同行による受注獲得支援を行っているというふうに報告したんだけど、ここら辺の中身について、具体的に何か言えることがないか、お尋ねします。

【末續企業振興課長】SSKの特に協力企業に対しましては、委員がご指摘のあったとおり、協力企業に対する取引のマッチング等を県の産業振興財団の方で担わせていただいております。コロナ禍の中でも、7月は県外での商談会に対

しまして、組合の企業6社が参加をいたしまして、また8月に、県内でビジネスマッチングフェアを開催いたしましたところ、ここにも7社がご参加いただいております。それ以外にも、いろいろな仕事を取る時に、いわゆる営業の訪問の際、産業振興財団の職員が同行訪問するなど、いろいろな形で新しい仕事を取ってくるための支援というのをしております、一定協力企業の中で、特に加工をされるところを中心に動きはあるところでございます。

【吉村委員】特にSSKということに特化して聞いたつもりやったんだけど、それについての具体的な成果というのがあれば、後でもいいですから教えてください。具体化しておかんとわからんですね。7社が来ました、仕事が取れたのかと。取れたならオーケーだけでも、参加しただけではオリンピックになってしまうんだ。

それで、そういういろいろな動きの成果の一つかと思うけれども、この9月21日発表のふくおかクリエイイト株式会社の佐世保市への立地決定、これについて、多分、この立地場所が立神町だから、これは旧SSKのところとなるんだけど、中身について、もう少し教えていただけますか。

【香月企業振興課企画監】ふくおかクリエイイトの立地につきまして、立地場所は、SSKの立神の正門近くに民間の物件がございまして、そこを今回借り上げられて、9月21日に事業を開始されておられます。先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、今のところ、5年間で31名を採用されるというようなことで、SSKを希望退職される方なども含めて採用が見込まれている状況でございます。

【吉村委員】よくわからないんだけど、福

岡造船株式会社が佐世保市への立地を決定し、長崎県は、同社の子会社であるふくおかクリエイイト株式会社と佐世保市との間に立地協定を締結しましたという、何でこがごちゃごちゃせんばいかんとかなと思うんだけど、そこら辺はどうですか。

【香月企業振興課企画監】ふくおかクリエイイトは、今回佐世保市に立地するに当たって設立された会社でございます、資本は、記載の福岡造船の資本でございます。進出される企業がふくおかクリエイイトとなりますので、県、市と進出企業のふくおかクリエイイト、こちらの3者で立地協定をしたところでございます。

【吉村委員】わかりました。ざっくり言うと、SSKがもう新造船をやめるということが決定して、それで代わりにじゃないけれども、福岡造船が入ってきて、SSKの一翼を担うということで捉えていいものかどうかということなんですが、いかがですか。

【末續企業振興課長】福岡造船につきましては、本社は福岡でございまして、実は、長崎市内に事業所を設けております。今回、ふくおかクリエイイトという形で設計専門の会社を立ち上げられたわけですが、基本的には、福岡造船自身が建造する船の設計及び他社で今、設計人材等が少ない状況がございますので、他社からの設計の受託も将来的には視野に入れた立地ということでございます。

【吉村委員】それなら、結局は、この立神で船を造ることはない、設計だけということですか。確認。

【末續企業振興課長】そのとおりでございます。

【吉村委員】船を造ってくれるのかなと半分期待しておったんだけど、そこら辺、可能性がないわけではないのかなと思うんだけど。

それはSSKもドックは余ってくるし。だから、そういう意味で、福岡造船を見ていると、売上高は令和3年3月期で275億円と、結構な会社なんだね。だから、そういった意味で今後も対応をやっていただければと思います。長崎なんかも前からこれはあったんだろうと思うけれども、その縁で佐世保にも立地してきたということと思うので、なお一層、こういうところと連携をして、SSKのリカバーをしていくというか、そういうことをお願いしたいと思います。

もう一つ、工業誘致で、相浦工業団地が令和元年10月に分譲開始して、今まで全然動きがないというところについて、佐世保市と産業振興財団とは、市の職員を1~2名派遣、県も平成24年より佐世保市立地推進局に1名派遣というようなことでやってきていますと出ているんだけど、これまでの間、ここの動きということについては、どうですか。

【香月企業振興課企画監】相浦工業団地への誘致のご質問でございますけれども、もともと佐世保市につきましては、地元佐世保高専ですとか、工業高校がございます。工業系人材の育成が進んでいるというふうな点と、造船業で培った高い金属加工の技術を持たれている地場の企業がございまして、そういった進出時の協力企業の体制が整っていること、あと製造業の世界で言いますと、北部九州に大手製造業の生産拠点などがございまして、そちらの方とのアクセス、こういったことを佐世保の売りとして企業に働きかけをしているところでございまして、関心を持たれている企業もおりますので、コロナ、この状況を見ながらになると思いますが、立地決定に向けて、まずは現地視察を誘導しながら誘致活動を進めていきたいと考えているところでございます。

【吉村委員】今の話で、ずっと継続して努力をしているということはわからんこともないけれども、令和元年10月といえば、今月で令和3年9月なんです。約2年たってしまっているわけです。だから、コロナの状況があったとはいえ、これを造る時は、ばたばたやって造ったものね。そういう記憶があるんだ。そんなに急いでどうするの、というごたつたけど、それがこうやって2年も全然決まらんままに残っているというのは、ゆゆしき問題になるんじゃないかと思うので、引き続き早い立地をしていただくようにお願いします。

それから、次の海洋再生可能エネルギー事業ですが、これは五島市沖洋上風力発電合同会社が今年の6月に決定をしたという報道がありましたね。それで、今9月で、3か月したたっていないのだけれども、その後の動きとか、いわゆる事業計画、ここは区域指定を受けてやるわけだけれども、そういうことの中身がわかれば、お知らせをいただきたいと思います。

【黒島新産業創造課企画監】五島市沖の促進区域につきましてはでございますが、これまで指定の経緯といたしましては、令和元年12月27日に、国内初の洋上風力の促進区域に指定されております。その後、令和2年6月から国の公募が開始されまして、令和2年12月に公募が締め切られ、約6か月間の国の審査期間を経まして、令和3年6月に選定事業者の公表が行われたところでございます。

委員がお尋ねの今後のスケジュールでございますが、選定された発電事業者を新たに加えた形で国、県、市、関係漁業者の皆様等が構成員となっております地域協議会を開催いたしまして、そこで具体的な工期等の発電計画を説明いただく予定となっております。

そのスケジュールにつきましては、新型コロナウイルスの感染状況等がございますので、そのあたりを考慮しまして、国そして発電事業者の方で現在調整中ということで伺っております。

【吉村委員】 会社が決まって、今、スケジュールと言ったんだけど、地域協議会で今からいろいろと検討されるんやろうけれども、まず応募するに当たって、この合同会社が計画した事業計画とかがあるんじゃないかと思うんだけど、出力規模がどれぐらいを想定されているのかとかいうのはわかりませんか。

【黒島新産業創造課企画監】 詳細の事業計画につきましては、国の方に公募で提出されておりましたが、私どもは把握できないものとなっておりますが、発表された資料によりますと、出力規模につきましては、発電機が1基当たり0.21万キロワットを8基設置ということで、総発電量といたしましては1.68万キロワットということで詳細を発表されております。

【吉村委員】 今、キロワットで言ったんだけど、約16メガという話。今、浮体式の洋上風力が1本立っているよね。これも大体2メガで、これが建設された時に費用は幾らぐらいかかったのかなと思うんだけど、そういうものを調べたことはありますか。

【黒島新産業創造課企画監】 現在立っております洋上風力発電の風車につきましては、複数年かけまして環境省の補助事業で設置されているというところがございますので、あの単体1基当たりでどれくらい費用がかかったのかというのは、私どもは把握できなかった状況でございます。

【吉村委員】 そこら辺は興味を持って、大体どれくらいかかったのかなとかいうのを調べてみたらと思うんだ。何でそういうことを言うかと

いうと、今度2メガが8基立って16メガ。そうすると、これの経済効果とかなんかいつでも言うじゃない。その時に、建設総費用がこれぐらいになるんですよ、その中で、地元への経済効果がこうなんだとかいうことを言ってほしいわけです。だから、そういうところも調べて、いわゆるサプライチェーンも確立するんだと言うやろう。だから、そういうことの準備も進めていますか、どうですか。

【黒島新産業創造課企画監】 先ほどお話しさせていただきましたとおり、具体的な事業計画につきましては、今後、発電事業者から説明いただくご予定と国からお伺いしております。現時点におきまして、その正式な投資額でありますとか、県内企業への受注見込み額については承知していないところでございますが、国が洋上風力発電の調達価格の算定において示しました想定値から試算をさせていただきましたところ、設置に要する初期投資費につきましては、16メガ当たり約95億円程度というところの試算が算出できるところでございます。そうしたところから、我々といたしましても、各分野への中核企業等に発注が行われるものと考えておりますので、当該中核企業でありますとか、県内企業のサプライチェーンの構築及び受注体制の強化に取り組むことで、県内企業への最大限の受注の獲得を目指してまいりたいと考えております。

【吉村委員】 大体100億円ぐらいやなと思って見るんだけど。だから、ある程度、想定をして、いろんな準備をもう始めていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

それと、それに関連して、燃料電池船があると思うんだけど、聞いたところによると、造った費用が1億5,000万円。これは国が造って

県に移譲しているんだと聞くんだけど、そこら辺はどうですか。

【黒島新産業創造課企画監】燃料電池船につきましては、環境省の実証事業により製作されたものでございまして、平成27年度に長崎県が環境省から無償譲渡を受けまして、平成29年度までに燃料電池船建造に向けたデータ取得等に活用しておったものでございます。

【吉村委員】それで、県が移譲されたけれども、その後、県が活用したということはあるですか。

【黒島新産業創造課企画監】譲渡を受けた後、平成28年度、平成29年度につきましては、この燃料電池船の建造に向けましたデータの取得、そうしたものを実証運航により取得して、燃料電池船の次なる建造に向けて活用するデータの取得を行っていたものでございます。

【吉村委員】その時に、これは燃料電池だから水素が要るわけです。その燃料となる水素はどうやって手に入れたのですか。

【黒島新産業創造課企画監】その実際の運航時は、水素につきましては、水素ステーションが建造できなかったということもございまして、燃料電池船の電池の方に充電を行いまして、この充電の電動船ということで運航を行ったということでございます。

【吉村委員】既に、もう1基浮体式洋上風力発電機があるわけですね。だから、水素をためる施設とか、発生させるのは水を電気分解すればいい。その風車で発電した電気で電気分解して水素を作って燃料電池に、これは燃料電池というのが、どうもただ充電すればいいという構造ではない。だから、それを積んだまま動かすことができない。今は菊谷造船というところに陸揚げされているようだけれども、これを去年の質問の時に、年度内には五島市か、その合

同会社というところと話をしながら移譲していく手続をするんだという答弁があっているんだけれども、そこら辺の進み具合、今後の取組ということについて、取りまとめて答弁してください。

【黒島新産業創造課企画監】県としましては、譲渡元でございます環境省のご意見も伺いながら、県内海域での有効利用が図られるよう、五島市や利活用が可能な民間事業者を含めたところで検討を行い、今年度中には手続を完了したいと考えております。

【吉村委員】県はただでもらったから粗雑に扱っているような気がしてくるんだけれども、造った時は1億5,000万円なんですよね。これは国費が使われているのだから、そこを無駄にしないように、早めにちゃんと手続をやっていただくようお願いしておきます。

【久保田委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時22分 休憩

-----  
午後 3時22分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。  
-----

-----  
午後 3時23分 散会  
-----

# 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月28日

自 午前10時 0分  
至 午後 1時48分  
於 委員会室 4

水産加工流通課長 渡邊 孝裕 君  
水産加工流通課企画監  
(国内外流通対策担当) 齋藤周二郎 君  
漁港漁場課長 川口 末寿 君  
漁港漁場課企画監  
(漁場・環境担当) 一丸 俊雄 君  
総合水産試験場長 中村 勝行 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 久保田将誠 君  
副委員長(副会長) 山口 経正 君  
委 員 溝口芙美雄 君  
" 坂本 智徳 君  
" 外間 雅広 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 川崎 祥司 君  
" 吉村 洋 君  
" 山本 由夫 君  
" 堤 典子 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【久保田委員長】 おはようございます。

これより、水産部関係の審査を行います。

【久保田分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【斎藤水産部長】 皆様、おはようございます。

本日もよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ご説明いたします。

お手元にお配りしております「令和3年9月定例会議案予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」水産部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

歳出予算は、6,990万1000円の増となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（県産水産物販売促進緊急対策事業費について）

国の緊急事態宣言により都市部向けの天然魚、養殖魚、水産加工品の荷動きが悪化していることから、県内量販店等での販売促進キャンペー

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

水産部長 斎藤 晃 君  
水産部次長 小田口裕之 君  
水産部次長 川口 和宏 君  
水産部参事監(漁港漁場  
計画・漁場環境担当) 高原 裕一 君  
漁政課長 佐古 竜二 君  
漁業振興課長 吉田 誠 君  
漁業取締室長 尾田 一将 君  
水産経営課長(参事監) 岩田 敏彦 君

ンの展開による消費拡大の取組等を支援するための経費として、県産水産物販売促進緊急対策事業費6,990万1000円の増を計上しております。

（繰越明許費について）

次に繰越明許費についてご説明いたします。

繰越明許費については、施工計画・設計及び工法の変更による遅れ等により、事業の年度内完了が困難であることから、記載のとおり設定しようとするものであります。

2ページをご覧ください。

（債務負担行為について）

次に債務負担行為についてご説明いたします。

「栽培漁業センター維持管理運営費」は、令和3年2月定例会において議決いただいた、フォークリフトのリース契約について、契約期間の変更により令和8年度まで契約を行う必要が生じ、債務負担の限度額が増加したことから、栽培漁業センター維持管理運営費78万5,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議、お願いいたします。

【久保田分科会長】 ありがとうございます。

それでは、次に、水産加工流通課長より補足説明を求めます。

【渡邊水産加工流通課長】お手元に配付しております資料1「令和3年9月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

県産水産物販売促進緊急対策事業費についてご説明いたします。

この事業では、国の緊急事態宣言により都市部向けの天然魚、養殖魚、水産加工品の荷動きが悪化していることから、県産水産物の流通促

進を図るため、県内量販店等での販売促進キャンペーンの展開による消費拡大に取り組む経費として、6,990万1,000円を計上しております。

水産物流通の現状等につきましては、昨年末までは相場が回復傾向にありましたが、度重なる緊急事態宣言により安値傾向が継続しております。

右のグラフをご覧ください。

長崎魚市場における本年7月のマダイ単価はキロ427円、ヒラマサはキロ398円であり、昨年のコロナ禍時と同等、もしくはそれ以上に単価が下がっております。

天然魚につきましては、令和2年度の2月補正予算により、商流を緊急的に確保する取組を実施してまいりましたが、飲食店等を主要販路とする天然高級魚は厳しい状況が続いております。

養殖魚は、コロナの影響で既存取引先からの需要の低迷が続く、一部の魚種で再度滞留が発生しております。

また、加工品については、対面による商談ができない状況が続いており、取引が減少してきております。

そこで、今回の補正予算におきましては、これまでの取組をより強化し、県外量販店等の取組に加え、県内量販店の販路開拓や漁協直売所での取組により商流を確保するものであり、具体的には量販店等における販売促進キャンペーン実施にかかる調達費等の2分の1を県で支援しようとするものでございます。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】 それでは、次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【川口漁港漁場課長】 私からは、繰越明許費に

ついて、補足して説明いたします。

お手元にお配りしております資料2「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の繰越事業理由別調書をご覧ください。

こちらは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち、5ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものでございます。

補足説明資料の1ページをお開きください。

今回計上しております令和3年度から令和4年度への漁港漁場課の繰越明許費は、全体で11件、12億2,338万5,000円でございます。

次に、繰越理由別にご説明いたします。

1ページの表には繰越理由別の件数と金額を示しております。

まず、施工計画・設計及び工法の変更による遅れでございますが、五島地区の新規増殖場整備工事において、事前に地元調整を行って実施箇所を設定し、その箇所も含め予備調査を行いましたところ、設定した箇所よりも効果的であると思われる箇所があったことから、再度、地元調整を行い、実施箇所を変更いたしました。その調整に時間を要し、その後の詳細調査・設計が遅延し、本工事の着手が遅れ、適正工期が確保できなくなったものでございます。

また、長崎漁港三重地区の岸壁改良工事において、隣接して行っている荷捌所工事の完成後に着手するものでありますが、荷捌所の床掘やコンクリート打設等の基礎工事が潮位の影響により遅延し、本工事の着手が遅れ、適正工期が確保できなくなったものなど、10件、11億4,338万5,000円でございます。

次に、その他（コロナの影響による遅れ）でございますが、長崎漁港の臨港道路の既存トンネルの照明設備工事に先立ち設計を行ってお

りますが、機器仕様の検討にかかる照明機器メーカーへの詳細な確認が、メーカー側のコロナ対策による出勤回避等で遅延し、設計の完了が遅れているため、本工事の着手が遅れ、適正な工期が確保できなくなったもので、1件、8,000万円でございます。

下段に、参考として経済対策補正に伴う繰越を除く最近3か年間の繰越状況を記載しております。

2ページから3ページまでは、漁場水産基盤整備など予算科目別に繰越理由、事業名、箇所名、工事概要等を記載しており、各表の上段には県予算額、繰越額を予算科目別にまとめておりますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山本(由)委員】県産水産物販売促進緊急対策事業費のことでお伺いしたいんですけども、先ほどご説明がありました、2月補正で同じような事業をされて、今回もされているんですけども、若干対象品目であったり、量販店の内容というんですかね、流通先が少し違うというご説明をいただいたんですけども、もう少し具体的に教えていただけますか。

【渡邊水産加工流通課長】今回の事業については、2月の補正というのは高級天然魚を中心に商流を確保するため、県内外の量販店の販売促進キャンペーン、消費拡大を図るということで、そういう方々に対して支援を行っていたと。今回の事業は、これまでの量販店の取引だけでは

なくて、新たな商流確保を行うもの、また県内の量販店、または漁協に対しての販売を促進して商流を確保していこう、消費拡大を図っていこうということところで、県外に出すものと、今度は県内にちょっと力を入れてやってみようというところの違いが大きなところでございます。

【山本(由)委員】わかりました。前回のいわゆる商流というんですかね、生産者から漁協や漁連、それが量販店にあって販売する、もしくは今おっしゃったみたいに漁協の直売所で販売をするというお話だったんですけども、直接漁協や漁連から消費者の方に販売をするようなスキームというんですか、そういったものは検討されたのかというのを伺いたいんですけども。

【渡邊水産加工流通課長】漁協や漁連等から直接消費者にということでございますが、若干はありますけれども、基本は量販店等に出すのが多い。または魚市とか、そういうところに出すのが漁協や漁連は多いんですが、今回のコロナの対策で、これまでの対策の中でネット販売というのを行っておまして、ネットではよかもんキャンペーンという形で漁連等については行っています。これまで、第1弾、第2弾、第3弾ということで行って、今、第3弾中で、送料の無償化ということで支援をしておりますけれども、それで7,000万円程度の売上を上げていると。それ以外にも、深江漁協の、クルマエビ等でもネット販売を使って販売を伸ばしているということ、そういうものが消費者に対して直接販売するようなものということで、私たちはそれに対して支援をしているということでございます。

【山本(由)委員】今ご説明があった分に関連するんですけども、島原市の方が、漁協が直接消費者の方に2分の1で販売をし、その差額を直

接補助するということをやっている、そうすると生産者や漁協も潤いますし、何よりも買う消費者自体が半額で買えるということで、ここも値段を補填しているということなんでしょうけれども、両方に恩恵があるというのは割と見やすい。今回の場合、どうしても量販店が絡むものですから、量販店が売りやすい価格でといった時にどれくらいの価格なのかというのが、なかなか見えない感じがしたものですから。

今、よかもんキャンペーンの話もされましたけれども、よかもんキャンペーンはたしか差額を補助したわけではなくて、送料を補填したり、あるいは買った人に県産品を送るということですから、物産ブランド課の所管の事業という形でやっているの、支援には違いないんですけども、少し中身が違うのかなと。

ですから、直接販売するという形が考えられないのかなということでお聞きしたんですけども、再度お願いできますか。

【渡邊水産加工流通課長】今お話があったように、直接漁協から販売するような形になれば、直接漁業者に対して、少し高いお金で実入りが多くなるんじゃないかという話だろうかなと思っています。

今回の事業もこれまで行ってきた事業も、基本は生産者の所得を向上させる目的というか、生産者の所得がそんなに下がらないようにということで事業を組み立てたもので、実際は生産者からこれまでとそう変わらないような値段で買い取って、それを漁連とかが買い取るわけですけども、それに対して県が支援を行って、確かに外に出す時には若干低め、当然コロナで物が動かなくなっていますので、量販店とか安くたたいて買うわけなんですけれども、そういうところを支援して物を流そうと。だから、生産

者にとってみたら、これまでとそう変わらない形で水揚げ金額が入ってくるような形ということで支援をしていくものです。わかりにくいんですけども、生産者が恩恵を受けてないということではないと私たちは考えています。

実際、昨年の買い支えということで考えれば、スルメイカ等で2,000円から3,000円の浜値だったのが漁連の買い支えによって4,000円近くになったとか、カマスとかヒラマサとかいろいろありますけれども、1,000円だったものが1,500円とか、そういう形で買い支えるような形で物が動かせるようになったというところで、漁業者からもよかったというお声を聞いていますので、そういう意味では生産者にも成果があったのかなと考えているところです。

【山本(由)委員】生産者にメリットがということ、それは多分一緒だと思うんですね。直接売っても一緒だと思うので、消費者にもメリットがありましたよと、よりわかりやすいメリットがありましたよと。ただ、半額だから買ったかもしれないけれども、それによってこういう商品があるということがわかったということで、少し今後の商流につながるのでは、直接販売したのがつながったのではないかということも思っています。ただ、それについては、逆に直接売ってしまっているものだから、小売店であったり、そういったところへの影響がなかったとは言えない部分があると思いましたので。

だから、今、市がやっているのと県がやっているのは仕組みが違う。生産者という意味では同じなのかもしれないんだけど、仕組みが違うので、どっちがいいというのは一概に言えないんですけども、市の方はこういうのをやりましたよ、県の方はこういう制度を今やりますよということなので、両方がうまく、どち

らもいいような形のものができるばいいなと思って今質問しておりますので、今後、あるかどうかわかりませんが、県内の市町でどのような取組をしているか全部は知りませんが、そういったものを見ていただきながら、よりよい制度ができればいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【久保田分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山口(初)委員】先ほどご説明をいただいた次の行になりますか、芦辺漁港の導流堤工事の関係で繰越が計画されております。近年、予測以上の高波等々の関係で施設が崩壊したり、あるいは波が越えたりということで、そのためにこの設定波を見直されているんだと思うんですが、今までも普通の一定の安全率を掛けた設計をされていると思うんですが、予想以上の高波がきたと。それを今回はどのような基準で見直されているのか。恐らくこれは県内どこでも、あるいは全国どこでもこのことは発生している状況だと思うんですが、一般的な話でいいですが、この芦辺漁港の導流堤に関わらず、今どういう考え方になっているのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

【川口漁港漁場課長】まず、芦辺漁港について若干説明させていただきたいんですけども、当該施設がジェットfoil用の浮棧橋を新たな岸壁に移動するというのを考えております。その静穏度を確保するために導流堤というのでも計画しておりました。その設計自体は平成28年度にもう終わっていたんですけども、実際の移転する場所の岸壁が砂置きに使われていたものから、その移転交渉が若干長引いたということで、なかなか導流堤にかかれてなか

ったという経緯があります。

その中で、最近の台風とかが起こりまして、これはもう再度、もう一回波を見直すべきだということを判断しまして、もう一回見直しを行って、今回そこに時間がかかったということでございまして、やはりその都度その都度、場所場所で、いろんなタイミングというのもありまして、その見直しというのは図られていくものと思っております。

【山口(初)委員】見直すということになると、波を越させないための高さ、その波を受けるための強度というのが要るんだろうと思うんですね、よくわかりませんが。そのためには、高さも幅も、導流堤等々の設計変更が求められるんじゃないかと思うんですが、そこも当然専門の皆さん方ですから、ちゃんとされていると思いますが、概略教えてください。

【川口漁港漁場課長】委員ご指摘のとおりでございまして、一応波を再度見直して、どのような波、波の高さだけではなくて、波の強さといえますか、波圧といえますけれども、そういうのも再度チェックしまして、その構造がもつのかどうか、越波して背後の水面に影響がないのかどうかというのもしっかりチェックして行っております。詳細なデータは今日持っていないんですけれども、それは確実に行っておりますので、問題なく現場には入れると思っております。

【山口(初)委員】わかりました。そうやって、せっかく設計変更までして、工期まで遅らせてちゃんとやろうとされているので、より安全で確かなものをつくっていただかないといかんのかなと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

【久保田分科会長】ほかにありませんか。

【吉村委員】1~2点、まず、繰越ですが、ここにいろいろ繰越理由を書いているんじゃないけど、全体的に何というか、今の設計変更とか、そういうのは最初からどうしてできてなかったのかなという疑問が出るんじゃないけど、次のページも先行工事が遅延とか、設計完了後の工事発注のためとか、全部同じような理由が並んだらいいけど、その先行工事が遅延した理由は今度は何になるとというふうになるわけだね。それが遅れたから遅れとるんですと言うけど、そんならその前が遅れた理由は何ねというのを聞かんばごとなるたい。そういう先行工事が遅れたというのは、結局ここに書いてあるのと同じような理由で遅れよるんかね。そこら辺の中身をちょっとお知らせください。

【川口漁港漁場課長】先ほど説明した長崎漁港の岸壁工事の話として、もう一度そこを繰り返してもよろしければ。（「ここにもきちっと説明しておかんばいかんやったっちゃなかと思うわけだね。なんでできとらんやったかということ聞きよる」と呼ぶ者あり）

そうですね…。

【久保田分科会長】しばらく休憩します。

-----  
午前10時22分 休憩

-----  
午前10時23分 再開  
-----

【久保田分科会長】委員会を再開いたします。

【吉村委員】部分的な一つの箇所を言いよるんじゃないなくて、全体で11件繰越をしておりますと言うけど、できれば予定どおり完成して、受益者にその恩恵を与えるということにならんばいかんとやろうけど、遅れてしもうてすみませんでしょう。そしたら、その理由はこうこうですと書いておるけど、前の工事が完了してから着工せんばけん遅ったと。そしたら、前の工事

はなんで遅うなったとという、そういう全体的な流れをきちっと示してくれんと、何となくちゃんとやりよりますよと言ったって信用できないという話になる。ざっとしよっちゃないって。そいけん、そこら辺はもっとしっかり説明をしていただきたいと思います、今後。要望しておきます。

それから、もう一つ、フォークリフトのリース契約、これは先般の委員会であったんじゃけど、要るんじゃろうなと思って見とったけど、「契約期間の変更により令和8年度まで契約を行う必要が生じたため」と、なんで令和8年度まで契約を延ばす必要が出てきたのかというのを説明してもらいたい。

【吉田漁業振興課長】これにつきましては、導入を予定しておりました仕様のフォークリフト、これが3月、4月にかけてモデルチェンジがございました。モデルチェンジがあったがゆえに契約の手続を行うことができず、また、契約ができる運びとなったんですが、在庫もなくて、これから発注ということになりまして、当初60か月でリース契約を予定した契約開始日が後ろにずれたため、その分、令和7年度までのリース期間が令和8年度まで延びてしまったために、今回お願いしているものでございます。

【吉村委員】流れとしてはわかったんですけど、モデルチェンジとか何とか言うけど、1年遅れたために現場に支障は起こらなかったんですか。そこら辺お知らせください。

【吉田漁業振興課長】種苗放流に支障がなかったのかというご心配のご意見でございます。

この栽培漁業センターで種苗生産を請け負っております漁業公社の方、私どももたびたびこの件につきましてはお話し合いをしております。

現状で申しますと、廃車予定でありましたフ

ォークリフト、これのメンテをしっかりとやって、この新車が入るまで今継続して使っていただいているというのが現状であり、種苗生産には今のところ支障は発生しておりません。

【吉村委員】結局、そしたらこのフォークリフトというのは、まだ使えよったけど、とりあえずリース期間がきたので、次新しい機械に替えようということで予定していたけど、その新しい機械が出るのが1年遅れたために、現行のフォークリフトをあと1年間長く使って、その後のリース契約をするようにしたということで理解していいとかね。

【吉田漁業振興課長】現行のフォークリフトにつきましては、平成21年に導入をしておりました、リースではなく購入で導入しておりました。現行でもかなり老朽化をしておまして、使用に耐え得るか、非常に危うい状況ではございました。そのため、リース契約で新たなものの導入を予定したところでございますが、1年間の延期と申すよりも数か月延期になったため、その分、令和8年度にまでリース期間が食い込んで、その分期間変更が必要になったということでございます。

【吉村委員】大体わかりましたが、そうすると、この文章の書き方よね。もう少しその実態に沿った書き方をしてもらわんと、変更で契約を延ばす必要が出てきたためとか何とかということで書かれると、そういう中身が全然わからんけんさ。そういうことで今後の書き方、説明の仕方はよく考えていただきたいと思います。

以上です。

【久保田分科会長】予算議案に対する質疑はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ほかに質疑がないようです

ので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

それでは、ここでしばらく休憩いたします。

-----  
午前10時29分 休憩

-----  
午前10時30分 再開  
-----

【久保田委員長】それでは、再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所管事項について質問を行います。

水産部長より所管事項説明をお願いいたします。

【斎藤水産部長】資料は、「農水経済委員会関係説明資料」と同資料(追加1)がございます。お手元にご用意いただければと思います。

議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、令和3年8月大雨による水産業被害について、新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について、スマート水産業の推進について、長崎水産業大賞につ

いて、長崎県水産業就業支援フェア等について、水産物輸出の現状について、松浦魚市場について、県内の今季における赤潮の動向等について、公共事業の再評価について、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案についてであります。

このうち主な事項についてご説明いたします。説明資料の1ページをお開きください。

（令和3年8月大雨による水産業被害について）

令和3年8月11日から17日にわたる大雨での水産業被害状況は、漁港施設で1件であります。

被害の状況といたしましては、平戸市の薄香湾漁港の臨港道路において法面崩落が発生しております。なお、被害額は約1,500万円となっており、人的被害等は発生しておりません。

また、有明海等浅海域においては、木くず等が漂着しており、関係機関等と対応を進めており、また、8月12日から国土交通省九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所の海洋環境整備船により流木の回収が行われております。

今回被災した臨港道路については、災害査定後速やかに工事を発注し、一日も早い安全・安心の確保のため早期の復旧を図ってまいります。

今後も、大雨や台風等の自然災害に備え、情報収集に努めるとともに、必要に応じて漁業関係者の皆様への注意喚起等を行うなど、被害防止対策を講じてまいります。

（新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応について）

新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や飲食店の休業等で、外食向け水産物の需要の低迷や価格の低下など、本県水産業への影響は依然として継続しており、漁業者をはじめ漁業関係者の経営は、引き続き厳しい状況にありま

す。

そのため、県におきましては、昨年来、流通対策として、養殖魚を中心に学校給食等への食材提供、ネットを利用した取引の送料無償化などの取組支援を行い、さらに今年度から、天然魚等の地元や都市部の量販店における販売促進キャンペーンなど商流確保の取組支援を行ってまいりました。

しかし、本年4月以降の緊急事態宣言等の影響により、魚価の低迷や一部養殖魚において流通の滞留が生じていることから、県産水産物のキャンペーン展開や新規販路開拓など新たな販売促進対策を講じてまいります。

このほか、影響を受けている漁業者が経営を継続できるよう、引き続き国の「農林漁業セーフティネット資金」、「漁業近代化資金」などの制度資金や、国・県・市町の各種関連事業の円滑・有効な活用を進めるため、関係金融機関、漁協系統団体、市町と連携を図りながら取り組んでまいります。

今後、新型コロナウイルス感染症が県内水産業に与える影響を注視し、状況の推移に応じて浜が求める新たな対策の検討を行うなど、厳しい状況を乗り切るためしっかりと対策を講じてまいります。

説明資料の3ページをお開きください。

（長崎県水産業就業支援フェア等について）

本県ではこれまで新規漁業就業者の確保に向け、県外の漁業就業者フェア等へ出店し、Uターン者の呼び込みや、技術習得支援等により就業者の確保に取り組んでまいりましたが、依然として漁業就業者の減少に歯止めがかからない状況が続いております。

このため、県内高校生の地元水産業への就業を促進することを目的として、去る7月1日、県

立長崎鶴洋高校において県主催で3年目となる水産業就業支援フェアを開催いたしました。

就業支援フェアには、沿岸漁業者、遠洋・沖合漁業、卸売業、加工業、漁協など23団体にご出展いただき、同校水産科を中心に県内4校から参加した3年生48名を対象に各企業・団体の業務内容や仕事の魅力、待遇などを紹介いたしました。

参加した生徒からは「進路を決める際にとっても役に立った」、「いろいろな会社の仕事内容や職場環境を知れてよかった」などの反応があり、また、出展業者からも「知名度を上げるためにも継続して参加したい」など、フェア継続を期待する多くの声が寄せられました。

今後も、県内高校生及び一般求職者を対象として定期的を開催することで水産業界における就業者の確保に努めてまいります。

（水産物輸出の現状について）

本県水産物の輸出はおおむね順調に増加しており、平成30年度に過去最高の33億円に達し、令和元年度と令和2年度は新型コロナの影響でやや減少したものの、今年に入り回復の兆しが見え始めております。

今後は、最大の輸出先である中国市場での「長崎鮮魚」ブランドの維持とシェア拡大を図るため、上海など既存市場での販売強化とともに、中国南部や内陸部などの販路開拓に取り組むほか、輸出先国のニーズに対応した施設の整備などについても、国事業の活用を図りながら進めてまいります。

（県内の今季における赤潮動向等について）

県内の今季における赤潮の発生状況は、5月上旬から6月上旬に五島海域においてコクロディニウム赤潮が、6月下旬から7月下旬に九十九島、伊万里湾、平戸、西彼、五島の各海域にお

いてカレニア赤潮が、また、7月中旬から8月中旬に有明海においてシャットネラ赤潮がそれぞれ確認されました。

このため、各地域においては、養殖業者や漁協、地元市、県で連携し、漁場監視などの対策を強化するとともに、6月28日に「水産部赤潮等対策推進本部」を設置し、関係者との情報共有やへい死被害を防ぐ餌止め等の対策の徹底を図ってきたところであります。特に、赤潮発生規模の大きかった九十九島海域においては、養殖魚のへい死被害を防ぐ目的で地元漁協が赤潮防除剤の散布を実施したところであり、この取組にかかる経費について県と佐世保市で支援することとしております。

また、去る8月7日、県庁において長崎平和大使協議会主催の「長崎未来平和フォーラム水産県長崎の未来をつくる2021」が開催され、「水産業・養殖業の新たな道を探る」をテーマに、大学による講演や情報提供などが行われたところであり、県としましては、大学等の研究機関の新たな情報なども積極的に共有しながら、引き続き関係者と連携し養殖漁場の環境保全や赤潮対策の技術向上などを図ってまいります。

最後に、今月台風14号の被害を併せて報告させていただきます。お手元に資料2枚ほどお配りさせていただいております。

台風14号の水産業被害でございます。

9月17日に本県に接近した台風14号による水産業関係の被害状況は、9月27日現在で15件が確認されており、被害額については、概算ではありますが、約15億8,000万円となっております。

被害の内訳としては、漁港関係施設で平戸市宮ノ浦漁港、こちらの方は別途写真をつけておりますが、宮ノ浦漁港において、西防波堤が約

120メートル倒壊したほか、長崎漁港で簡易浮体橋2か所の破損や、護岸の基礎の洗掘が確認されております。

このほか、漁船で2隻、養殖施設や養殖魚等においても被害が発生しております。

県といたしましては、引き続き被害状況の把握に努め、漁業活動が支障なく行われるよう、被害者に寄り添った対応を行うとともに、関係市町や関係団体の連携により、速やかな災害復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【久保田委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、45、49、52、53、58、64です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【川崎委員】 陳情番号58番の長崎市からの要望についてお尋ねいたします。

「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組みの推進について、これはなんで水産部なのかなと思っておりましたが、その光が様々な漁業への影響があるということで水産部の所管だという説明をいただいておりますが、まず、県の受け止めをお尋ねしたいと思います。

【吉田漁業振興課長】 交流人口を増やし、長崎地域が魅力ある地区となることは水産部にとっても望ましいことと考えております。

漁業関係につきましては、いろいろ光を点灯

する場合には、競合するケースが他の地区でもあつたりしております。

まず、基本的なところで申しますと、長崎港につきましては漁業権の設定というものはございません。一方、自由漁業や許可漁業あたりは禁止をする海域ではございませんので、航行上いろいろ制約はあるにしましても操業は可能でございます。そうした場合に、開発行為とそういう漁業の調整、基本的には整備する側が、きちりと計画ができた段階で漁業者側に理解を求めるといった手続が必要になろうかと思っておりますが、その際、開発する側はどういった漁業種類が行われているか、そういう情報が不足いたしますので、必要な様々な情報を水産部としてはしっかり提供し、漁業者の理解を得るような協議が進められるように支援といえますか、協力をしてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 そうしますと、まずは基本長崎市、でも長崎県も港湾ですから、土木部の方なのかもわかりませんが、この水際の灯り魅力増進のために県・市一緒になって取り組むというふうに思いますので、そこは情報収集はやるとして、もう一回すみません、水産部として懸念されることを詳しくご指摘といえますか、説明をいただきたいと思っております。

【吉田漁業振興課長】 他地区の事例と先ほど申しましたが、例えば夜に光で魚を集める漁業、そういった漁業が行われる場合に、周囲の光が非常に強くありますと、集魚効果が薄まって漁獲が上がらない、そういうことが想定されるということでございます。

また、港内にはございませんが、養殖施設が周辺にございます。そういったところまで、光の影響が及ぶとしたら、養殖への影響も若干考えられるかというように考えております。

【川崎委員】 そうしますと、今後進める水際灯りの計画について、いわゆる計画をしっかりと情報収集して、ここで精査をして、許容できるところについては認めつつ進めていってもらくと、そういう認識でよろしいのでしょうか。

【吉田漁業振興課長】 あくまで、主体はそこで漁業をなされている皆様でございますので、そういった方々と開発する側の方ときちんと話し合いができるように、私どもは漁業サイドの情報をしっかり提供していきたいと考えております。

【久保田委員長】 ほかに陳情書についてご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

それでは、ここで換気のためにしばらく休憩いたします。

11時ちょうどに再開いたします。

しばらく休憩します。

-----  
午前10時47分 休憩

-----  
午前11時 2分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方でご質問はございませんか。

【西川委員】 私の通告しておりました台風14号による宮ノ浦漁港の被害については、今、資料をいただきました。まれにみる大きな被害で、120メートルの防波堤、西側に向いている防波堤が決壊、倒壊しておりますし、その反対側の荷揚場的なところも表土が流されたり、岸壁に

ひびが入ったり沈下したりしているようなところもありました。地元の漁業の方、特に宮ノ浦地区は平戸のドル箱的な、また長崎県を代表する漁業者のまちでもありますし、一刻も早い修復に着手してもらいたいと思いますが、これも国の査定などを待たなければならないと思いますが、水産部におきましては、早急な対応をお願いしたいと思います。

また、その台風14号の時に、やはり平戸市中で田平地区の一六海岸というところがあります。そこも西向きの港で、漁業者は今少なくなっておりますが、定置網などをやっておられる方もおります。その方の箱網が壊れたという、まだ詳しい情報は入っておりませんが、そういう情報も入ってきておりますので、県北振興局、また平戸市水産課とも連携をとりながら、水産部として実態の把握、そして、速やかな対応をお願いしたいと思います。現状でどのように考えておられますか、お願いします。

【佐古漁政課長】今、西川委員からご指摘をいただきました平戸市田平町の一六海岸の定置網の件ですけれども、本日、私どもの方からご報告した内容の中には記載をしておりませんで、報告自体が昨日時点で上がってきていなかったという状況でございます。

先ほど、地元、県北振興局も含めて確認をいたしまして、地元の漁協の方にも今朝ご報告をいただいているということでございます。共同漁業権内の小型定置ということで、個人の方が設置されている分で、現在のところは修理をして使用されるご意向とは聞いておりますけれども、今後の生産者の方の対応に応じて、県としてできるところがございましたら、対応してまいりたいと考えております。

【西川委員】被害の通知などの仕方もわからな

かったり、途方にくれたりしていたかもわかりませんので、被害の実態を速やかに調査していただきたいと思います。

それでは、あと一つ、1点目に通告しておりました水産加工業についてお尋ねします。

まず、今年の平戸近辺のアゴ漁は不作だという漁師の方の心配の声も聞こえておりますが、長崎県内の加工業は、鮮魚の水揚げは全国でもすばらしいが、加工業は低いという定評があります。先日、私も一般質問でお聞きいたしましたが、あまり時間がなくて詳しくはされませんでした。

そういう中で、いりこ日本一と言ってもいいような九十九島漁協管内の小佐々などのいりこ業者が、最近不調だというような声も聞いておりますし、廃業なされる方も2、3軒あるんじゃないかといううわさも聞いております。

そのようなことで、この水産加工業の振興は、県内漁業の生産高アップのためにも大変必要な事業ですが、その水産加工について、今の現状などわかっておりましたら教えていただきたいと思います。

【齋藤水産加工流通課企画監】まず、委員からいりこの業者のお話ございましたけれども、漁協の方に確認をいたしましたところ、県北地区のいりこ加工業者のうち1業者の方がやはり廃業の方を検討されているという、委員の情報では2業者ということでございましたが、漁協の方からは1業者というふうに聞いていたんですけれども、2業者ということで、そういう情報は伺っているところでございます。

また、いりこの状況といたしましては、コロナの影響等もいろいろあって、まず、今年の春先には原料となるイワシの量は例年並みに捕れておったということで順調だったようでござい

ますけれども、現在は、漁獲の量が減ってきているということで、また、それに加えていりこの取扱い業者の方も漁連等から購入いたしましても、そこから先の売り先がないということもあって、冷凍の保管をしているような状況ということで、なかなか物が動いてないということもあって、そういったところの経費もかさんでいると聞いておりますので、そういったことも含めて買い取りする価格が安くなっているといったような状況を聞いているところでございます。

そういう中で、そういったところに向けての対策といたしましては、一つはいりこの対策としては緊急的なものとして、先ほども補正予算で説明をさせていただきましたけれども、漁協あたりが漁協の直売所でいりこを売るような体制をとるということで、今回の補正の予算を活用するというお話も聞いているところでございます。

また、県内全体の加工業の振興というところにつきましましては、やはりマーケットインという言葉になってくるかと思えますけれども、量販店等のバイヤーと連携して、商品開発や改良、それからそれに必要となる加工機器の整備、そういったところを進めながら、新しい商品開発であるとか、消費者ニーズに合った商品というところを作りながら、強い連携をもって量販店等と販売に力を入れていくというところの支援を我々もそういったところにしていきたいと考えているところでございます。

【西川委員】大体状況がわかりましたけれども、いりこは日本人食生活において、昔から大変重要なカルシウム摂取の材料でもありました。どうか販売不振という原因があるようでございますが、この県内産いりこの販売増進に向けて、

いろいろなアイデアを持った商品の開発とかも含めて、水産部の漁協とタイアップしたご指導をよりお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【堤委員】2点通告をしていました。

まず、水産業就業者の確保についてということですが、2月定例会の当初予算の審査の時に、ひとが創る持続可能な漁村推進事業費ですか、4つのコースを設けて漁業就業者の確保・育成をしていくということを伺いました。

それから、6月議会の時にも、この資料に書いてある鶴洋高校での水産業就業支援フェアのことをお尋ねしました。

同じような質問になるんですけれども、そういうことをお聞きしてきているんですが、この説明資料の中で、これまで県外の漁業就業支援フェアなどに出展をしてきて、いろんな呼び込み、就業者の確保に取り組んできたけれども、依然として厳しいということが書かれているんですが、今回は鶴洋高校だったんですけれども、県主催のフェアが3年目で、いろいろな企業の方が出展をされていましたが、漁業就業確保の県外の漁業就業支援フェアなどに出展をされてきたという、そこら辺どういう状況だったのか、まずお尋ねしたいと思います。

【岩田水産経営課長】県外の就業フェアにつきましては、県として出席をしております。ただ、最近はコロナの関係で、実際出席するのではなくて、ネットといいますか、オンラインで参加しているという状況がずっと続いております。

ただ、それにつきましても、例えば国の就業フェアというのが令和元年にあっておりますけれども、その時の実績は、141名長崎県関係で面接をした後、実際に6名が本県で研修をし、

かなり実績が上がっているという状況です。県内で漁業研修をされる方、それから国のフェアに行く者、それと高校の方で就業フェアをさせていただいて、それぞれである程度実績が上がってきているという状況でございます。

【堤委員】わかりました。コロナの影響というのはいろんなところに出てきているわけですが、141人というたくさんの方が面接を受けられたということで、漁業に関心があって参入したいというところは多いのかなと、そういう方はいらっしゃるんだなとは思っているんですけど、もう一方で、漁業者で後継者がいないので廃業をされるということもあるのかなと思っているんですが、その辺の状況というのはわかりますか。

【岩田水産経営課長】漁業者の減少の数は大体押さえているんですけども、それが廃業によるものかどうかということまでは統計的にはとっておりません。申し訳ありません。

【堤委員】減少というのはどれくらいの数、ずっと推移してきているんでしょうか。

【岩田水産経営課長】漁業就業者の数で言いますと、例えば平成10年で言いますと、本県で2万4,000人ほど漁業就業者がいらっしゃいました。5年毎に統計がありますけれども、平成10年が2万4,000人、平成20年が1万7,000人、平成30年が直近になるんですけども、これが1万1,760人という状況でございます。

【堤委員】本当にどんどん数字が小さくなってきているというのは深刻な問題ではないかと思えます。1次産業の従事者というのは、漁業に限らず減少が続いてきているのかと思えますけれども、そういう中で、今回の鶴洋高校のフェアも、やはりいろいろな関連の、卸売業や加工業等も含めたところの皆さんのいろいろな仕事の

紹介というのがあっているようですけども、これに新規参入についての事業費が、予算が充てられているわけですけども、今後の見通しというか、やっぱり収入が安定しないとか、全く何の知識もないところに参入するのはなかなか難しいとか、そういったところはあるのかなと思いますけれども、今後の見通しというのはどんなふうに立てられているのか、お尋ねします。

【岩田水産経営課長】見通しといたしますか、基本的には平成30年に本県の漁業生産量というのは30万トンでございます。これを現在の水産業振興計画において、令和7年も30万トンを維持しようという基本がございます。

そのためには、今回、令和2年から令和7年までの6年間で約1,200名の新規就業者を確保する必要があると考えております。

それで、細かく、例えば令和3年は190人が目標、令和4年、5年は200人の新規就業者を確保するというふうに計画をして、それにつきましてそれぞれ、例えば経営者育成コースでございますとか、従業者の育成コース、漁家子弟コースというようなものを設けまして、研修の支援をどんどんしていこうと思っております。

【堤委員】令和7年度も30万トンの生産量を確保するためということで目標を掲げられていると。今年度の目標は、新規参入190名というのを前の議会の時にお聞きしていましたが、本当に厳しい中、関係の皆さんのご努力というのは大変だろうと思うんですが、2月議会の時もちょっと触れましたけれども、やはり新しく入ってくる人の住居がないとか、そういうところへの支援がないとか、漁村の地域の皆さんと連携しながら、協力しながら、新しい人が参入しやすいような環境整備を心がけていっていた

だきたいと思います。

次の質問にいきます。

赤潮被害と対策について挙げています。全く初心者でお恥ずかしいんですけども、毎回のように赤潮の被害について資料にも取り上げてあります。この赤潮の被害というのはどういうものなのか、被害の状況とか被害額といったところがわかりましたらお願いいたします。

【渡邊水産加工流通課長】赤潮ですけれども、毎年発生しております、今年度も九十九島、五島、松浦、そういうところで、当初に説明しましたコクロディニウムとか、カレニアミキモトイとか、そういう赤潮が発生しております。これについては、実を言うと毎年のように発生を続けておりまして、近年でいけば、昨年も赤潮が発生しまして被害が出ております。令和2年度でいけば約6万尾ぐらいの魚が死んだという話を聞いております。今年も同様に被害が出ているということで、やはりこの赤潮については養殖業の中で避けては通れない問題だということで、私たちも様々な取組を行って、県としても赤潮対策本部をつくって、毎年情報収集して、速やかに対応できるような形で進めてきているということでございます。

【堤委員】今、地球温暖化とか、毎年のように気温も上昇しているようですけども、そういったことが赤潮の発生を多くしているというようなところはあるのでしょうか。

【中村総合水産試験場長】今、水産加工流通課長から報告もありましたけれども、実は平成元年以降令和2年度まで、この32年間における赤潮の発生の確認件数といいますのは、年を平均いたしますと29件ぐらい赤潮が確認されているということです。

ところが、最近、実は令和元年度が13件、令

和2年度が12件、令和3年度が9月中旬までで16件ということで、件数としては過去の平均値よりは少なくなっていますが、ただ、やはり大きな被害を及ぼす主な3種類の植物プランクトンがあるんですが、今日、部長説明の中にも出てきましたけれども、カレニアとか、シャットネラとか、コクロディニウムといったものが、こういう被害を大きく出すものが比較的多くなっているのかなと思っています。

それから、特に、伊万里湾で最近大きな被害を出したカレニア赤潮というのが、令和元年度には7件、令和2年度には発生しませんでした、今年度は既に10件ということで、こういう傾向があるんだろうと思っています。

今ご紹介しました3種の有毒プランクトンは、いずれも25度以上の高水温で活発に増えるといったような性質を持っているということでございます。そのことと、それからもう一つは最近では、梅雨の前後の豪雨によって低塩分、海水が甘くなるということも目立ってきております。このカレニア赤潮というのは低塩分でも結構増殖するという情報がございますので、我々としてはそういうところが影響しているんじゃないかと推察しているところでございます。

【堤委員】早めに発見をして対処していくという早めの対策が必要だと思いますけれども、こういった手だてを講じていらっしゃるか、お尋ねします。

【中村総合水産試験場長】ただいま堤委員からご指摘ございましたように、赤潮対策はやはり早期発見、早期対策ということが最も重要な方法になってございます。

現在、県では、主な養殖産地10地区において、漁協や市町、それから県などで構成する赤潮を自分たちで監視する体制というのを整えており

まして、赤潮が出る時期には協力して監視をし、情報交換をまずしております。

それから、水産試験場ではそれに加えて、県内の8か所に水温や塩分、溶存酸素、それから植物プランクトンの量を示すクロロフィル量といった指標を自動で観測するテレメーターシステムというのを8か所設置いたしまして、県のホームページ上で、関係者がいつでもリアルタイムで確認できるような体制も作っているところでございます。

いずれにしても、有毒プランクトンを早期に発見して、例えば養殖魚の餌を止めて、養殖魚が活発に動き回らないように少し抑えとか、あるいは防除剤を散布していくといったような対策が少しでも早くとれるように努力をいたしているところでございます。

それから、県内では、過去に橘湾、それから伊万里湾、五島の玉之浦湾で大きな被害が発生しておりまして、その事例をもとに水産試験場の方で赤潮対策ガイドラインというのを作ってございます。これに基づいて現地の方にいろいろ技術的な指導をしながら、協力して対策に取り組んでいるところでございます。

【堤委員】詳しいご説明ありがとうございます。様々なことを講じて対策をされているということですが、人工衛星のデータなどの活用というのもちらっとお聞きしたんですけれども、そういったこともあるんでしょうか。

【中村総合水産試験場長】まず、水産試験場の方で海の状況、海況といいますけれども、そういったものをリアルタイムでお示しするシステムを作っておりますし、それが4日先ぐらいまで確認できるような海の天気予報といったようなものも九州大学や関係県と協力して作っています。海況の方はそういうことでございますし、

それから、その海況の予測を活用して九州大学等と連携して、その発生した赤潮が養殖場にどういうふうに近づいてくるかといったようなところを予測できないかということで、これについては、今、九州大学を中心にして研究をしているところでございまして、なるべく早く実用化できるように我々も努力していきたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございました。

以上で終わります。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】ICT技術の導入状況についてお尋ねいたします。

部長説明でもスマート水産業の推進についての説明がありました。2月議会でも佐世保のアプリの開発とかも質疑させていただきましたが、今回、ドローンに特化してお尋ねをいたします。

水産業に関して、本県が持つドローンの保有台数と操作可能な職員の数について、まずお答えをいただきたいと思います。

【川口漁港漁場課長】ドローンには、空を飛ばす空中のドローンと水中ドローンということで、水中に潜るカメラとかを設置したドローンがございまして。

まず、空中ドローンについてご説明いたしますが、これは土木部の方で取り組んでおりまして、平成29年度から、現在13機が本庁と各地方機関に配置されております。土木部技術職員の方で198名ほどが操作可能となっているところでございます。

一方、水中ドローンについては、令和3年3月に水産部の方で導入をいたしております。漁港漁場課及び地方機関で計6台が配置されております。現在、水産技術職員の方で13名ほどが操作可能ということになっております。

【中村総合水産試験場長】水産試験場でございますが、空中ドローンは所有しておりませんが、水中ドローン2台を導入いたしております。現在、水産試験場の職員3名が操縦できる体制にいたしております。

【川崎委員】ご説明ありがとうございました。土木部と兼用ということもあるのかもわかりませんが、いろんな分野で利用なさっていると思います。

水中に漂うものも水中ドローンと一般的に、空と海とは、また、たて分けが違うとは思いますが、ひっくり返ってご説明いただきましたが、こういった所有しているものを、こういった分野で活用しているのか、主だったものについて結構ですのでお答えいただきたいと思います。

【川口漁港漁場課長】空中ドローンについて、まず説明しますと、主な活用方法としては、事業予定地の空中写真とか災害状況の早期把握、情報収集等に使用しております。

水中ドローンについては、増殖場整備、藻場等の繁茂状況とか、普及指導業務といいまして、イカ等の産卵床とかを設置しますが、その状況の確認とか、ほかの調査業務についても活用されております。

【中村総合水産試験場長】総合水産試験場におきましては、現在、資源を回復するためのマダコの産卵用施設の効果調査、これは漁業者がタコの産卵を促すためにタコつぼを海に沈めて保護をしているんですけれども、そういったものの効果調査、それから、今説明がありましたように、同じく沿岸域の藻場の分布調査等で使用させていただいております。

【川崎委員】いろんな分野で使い始められてきたものと承知いたしました。特に、人が行けない空中、水中、こういったところで活用が十分

に期待できる場所ですので、いろんな分野、スマート水産を推進していく一環として、どんどん取り入れていただいて、職員の皆様はじめ操作をする人材育成にも取り組んでいただきたいと思います。今後新たな取組ということについて、県が検討されていることがあればお尋ねいたします。

【中村総合水産試験場長】今日、台風被害の話もございましたが、今後は定置網の漁場の海底の地形だとか、あるいは定置網の設置状況、これらについては現場の方からご要望もいただいておりますので、こういう活用をしていきたいと思っています。

それから、移動があんまり多くない、移動が少ない定着性魚類の生態調査、あるいは海藻類の増殖試験の生育状況調査、こういったもので調査研究の質的な向上に役立てていきたいと考えております。

【川口漁港漁場課長】災害の話が出ましたけれども、宮ノ浦の方も水中部でなかなか最初に見えない部分がありますので、初期の判断といえますか、最初の確認ぐらいは活用できるんじゃないかと思っておりますので、県北の方にもそういう指示をしているところでございます。

【川崎委員】ありがとうございました。今後の展開を期待したいと思います。

空中を飛ぶのはいろんな情報も持ちながら、大体想像がつくんですが、水中のドローンというのは、いろいろ操作面だとか、潮の満ち引きに左右をされる、そういった機械だろうと思います。

そういった中で、これも2月議会で一つ紹介しながら質疑もさせていただきましたけれども、先ほど来、赤潮の話もありますが、赤潮が発生したところの水をドローンで採水して、現地

原因等を追求するような長崎大学の取組があったと思います。

このように、長崎大学など、他の大学でも結構ありますが、こういった研究機関と連携をして進めていながら、このスマート水産業も進めていくということも非常に重要なポイントかと思いますが、現在、こういった大学をはじめ研究機関との連携をしながら進めているという分野がございますでしょうか。

【渡邊水産加工流通課長】先ほど川崎委員からお話がありました長崎大学との連携ということですが、これは平成30年に長崎大学と連携をしてやったもので、佐世保高専や五島市、ながさき地域政策研究所、KDDI等業者の方を含めて総務省の事業を使って赤潮対策の実証事業を行ったというものだと思います。

これはドローンを使って赤潮の分布状況を把握して、採水して、その採水した海水を取ってその中の赤潮プランクトンを同定する、自動判別するというので、速やかに養殖業者にそういう情報を与えられないかということの実証事業だったということです。これは、県の中では産業労働部が行っていましたが、水産部としても技術的な助言等をこの事業の中で行って支援をしていったところでございます。

現在、このドローンについて、まだまだ改良すべき点とか改善すべき点があるということでございますので、そういうことについて現在鋭意努力をしているという状況でございます。

【川崎委員】ぜひ連携を深めていただいて、実用に向けて、こういったテーマでぜひ検討してくださいと大学等にもご相談をすると、実用に向けた形で研究も進めていかれるんじゃないかなと思っていまして、やはり商業用につながるなければ研究しても、モチベーションというこ

ともあるでしょうし、こういったことで活用できないかという意味で積極的に、待ちの姿勢じゃなくて、テーマを提案しながら検討してもらうということにも、今後、ぜひ力を入れていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、コロナ禍における鮮魚、水産加工品等の輸出状況ということでお尋ねをいたします。

水産物の輸出状況ということで、長崎県の水産業振興基本計画で輸出額が平成30年度27億円を令和7年度には50億円にするということ、これも2月でしたか、議論をさせていただいて、少々高めの目標であるけれども、新たな需要を開拓して進めていくと、こういうご答弁だったと記憶をいたしております。コロナ禍で様々な制限もあっているんだろうと思っておりますが、現在、今年度の目標、そしてその進捗について、まずお尋ねをいたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】輸出につきましては、まず今年度の目標としては40億という額のところを目指して取組をしているところでございます。

現状でございますけれども、まず、ちょっと仕向け地別で申し上げますと、まず東南アジア向けの冷凍品というのは、向こうの経済も動いているということもあって、特にそこに支障が出ているというお話は現状では聞いていないところでございます。

アメリカや韓国向けには、ブリがメインの輸出の商品になってまいりますけれども、ブリにつきましては今からの時期の輸出ということになりますので、それは今から状況を注視してまいりますと考えております。

中国についてでございますけれども、中国につきましては、これまで、コロナ前にやってき

た福岡から上海、北京向けの航空便というのが現在も止まっている状況にあって、今でも関西空港から上海の方に向けているというような現状がございます。便数も少ないという中では、どうしても支障が出るということもあって、送る量的には、コロナ前まで送っていた量の倍を1回で送るような状況で進めております。その中でプラスして日数も多くかかりますので、保冷剤をかなりたくさん入れて対応しているような状況でございます。

そういうところで、中国向けには、今、努力をしているということもあって、厳しい状況にはあるんですけども、進捗の具体的な数値というのはなかなかわかりかねるところもあるんですけども、そういったところでもって目標に向かって進めていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】今、輸出に向けて、とりわけ冷凍品はいいとしても、中国向けの鮮魚ルートが、福岡便が少なくなって関西からと。確かに距離も、反対の方向に飛んでいって、そこからまた長崎を飛び越えて元に戻すので非常にもったいないような気がいたしますが、その辺はいたし方ないということはあるとしても、先ほど40億円の目標に対して、数字はぜひつかんでください。50億円を令和7年の目標にしていますから、40億円というのは一つのステップでしょう。いきなり50億円にはならないわけで、それはよく長崎県内の事業者と意見交換をしていただきたいと思います。

事業者から鮮魚の輸出ができないとか、輸出しづらいとかというお声を直接聞くんですが、今、おっしゃった内容の程度ですか。もっと深刻な制限というものがかけられたりしていませんか。

【齋藤水産加工流通課企画監】まず、中国については、魚種の向こう側の指定というのでもあって、こちらが出したい魚種が出せないといったような現状もあるところでございます。

また、中国国内で、上海空港の方でコロナの職員が発生したということがあって、もう輸出が止まるといった状況もございました。そういった様々なことがあって、やはり鮮魚の輸出というのは難しいというのもあるし、先ほど申し上げましたとおり、やはり関西空港から送ると、どうしても日数がかかるということもあって、鮮度保持というところが非常に問題であって、今後、そういった課題に向けて取組をしていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】明らかに、今の説明ですと事業者には大きな影響が起きているということは事実でしょう。

鮮魚の命は鮮度であり、日数がかかってそれが落ちてしまうということは最悪の状況でして、ここをどう解決していくかということについては検討されているということでしたが、やはり目の前の話でありますし、もう少し具体的にこういう支援でもって輸出額を達成する、そういった強い思いが必要かというふうに思います。具体的にどう対策を講じていくのか、お尋ねいたします。

【齋藤水産加工流通課企画監】達成額に向けては、中国向けの鮮魚というところが非常に単価も高いし、額も取れるということもあって、そこに力を注いでいかなければいけないということもあるかと思っています。

そういった中で、先ほど申し上げた鮮度の問題が非常に大きいということもありますので、そういったところで一つは新しい鮮度保持の技術であるとか、そういったところを踏まえた魚

を仕立て上げるとか、あとは高鮮度の冷凍加工品、冷凍の魚でもってそれを解かしても刺身で食べられるような高鮮度の冷凍のものを輸出することによって、あとは中国、今現在は沿海部である上海や北京、深圳あたりに出している状況にありますけれども、そういったところをもう少し、深圳あたりは南部の方に広げていくとか、あとは中国の内陸部の方を目指してやっていくために、そういった新しい鮮魚の鮮度保持の技術であるとか、冷凍品の開発というのは必要になりますので、そういったところを事業者とともに見ながらやっていきたいと考えております。

また、輸出のルートにつきましても、今現在関空から送っている状況にもありますけれども、もっとほかにルートがないのか、いろいろ試行錯誤しながら、できるところは少し前倒ししながら、試験的に取り組みたいと考えているところでございます。

【久保田委員長】残り3分です。川崎委員、どうぞ。

【川崎委員】しっかり取り組んでください。

先ほど、冷凍は比較的良好な話がありましたが、今、小長井の方でカキがなかなか消費されてないということからストックがあるやに伺っているんですが、こういったものは輸出に向けられないのでしょうか。

【齋藤水産加工流通課企画監】冷凍カキにつきましては、確かに昨年度、シーズン終盤に小型のサイズのカキが例年より多く捕れたということがあって、主に加工用というところで今ストックをされて、その一部を漁協の直売所とか、漁連のネットの販売あたりでも販売しているという状況にあるというふうには聞いております。

ただ、加工品の原料で今ストックをしている

状況ということもありますので、輸出ということになれば、向こうでは恐らく、今現在では深圳向けにいわゆる活魚として出している状況にあって、多分向こうも生食で食べられているような状況にありますので、この冷凍のカキは生食というのはどうかということも含めて、ちょっと輸出のルートとか、そういったところも検討しながら、輸出というお話があればそういったところも相談をしていきたいというふうに思っております。

【久保田委員長】ほかにございませんか。

【山本(由)委員】私の方から、食育に関する水産部の取組についてということで通告をさせていただきます。

本件につきましては、今議会の一般質問で山口(経)副委員長が取り上げられていますので、重複する部分が多いと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

第3次長崎県食育推進計画の実績と第4次食育推進計画の取組についてお尋ねをします。

本県では、平成17年の国の食育基本法を受けて、平成18年に長崎県の食育推進計画を策定し、5年毎に更新をしていって、第3次が令和2年度に終わって、第4次が令和3年度から始まっているということなんですけれども、この中で関係者として県民とか県とか教育とか、農林漁業者、食品関連事業者などということが挙げられていて、それぞれの役割ということで農林漁業者等につきましては、体験活動などが食に関する県民の関心、理解を促進するうえで非常に重要だということで、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供することで自然の恩恵と食に関わる人の活動の重要性について県民の理解が深まるように努めるというふうなことが書いてあります。

この内容については、第3次も第4次も同じと理解をしているんですけども、水産部においても第3次、第4次計画について、関係課という形で施策に関わっておられますので、この施策に関する第3次計画の実績、特に令和2年度ということなるんでしょうけれども、それと第4次計画での新たな取組などがありましたら、ご説明をお願いします。

【岩田水産経営課長】 第3次の食育計画につきまして、水産部の方で私ども水産経営課としましては、魚料理教室や定置網漁業の体験、種苗放流の体験取組というのを実施しております。この取組の令和2年度の実績としましては、延べ96回、2,244人を対象として実施しております。この取組につきましては、第4次につきましても同様に、進めていく計画でございます。

【山本(由)委員】 今度、第4次計画の方ですけども、新たに全ての世代に、県の取組をわかりやすく伝えるということで、6つのライフステージ毎にそれぞれ目標を掲げて、一人ひとりが目標を意識して食育への関心を高めていくという施策になっているんですけども、ここにおいては、当然関係部局が連携をして様々な施策に取り組んでいくという形になると思うんですけども、そのライフステージ毎の取組について、それぞれ具体的に、例えば水産部としてこういうふうに取り組んでいく計画があるというものがありましたらご紹介をお願いします。

【岩田水産経営課長】 一つは、料理教室などにつきましては、低学年から、あるいは中学校、高校まで幅広く実施しております。

それともう一つ、一般の方につきましては、県内に3つの魚市場協会がございますけれども、魚市場協会の方は主に一般の方を対象に料理教室をします。特に、最近是一般の方を対象にす

る場合、お子さんを連れてきてくださいと。例えば赤ちゃんとかを連れてきて一緒にやりましょうというような動きをされて、全年代といえますか、小学校から高校、さらに一般の方、幼児の方も連れて来てくださいというような活動で幅広くやっている状況でございます。

【山本(由)委員】 体験であるとか、幼児教室とか、そういったものはこれまでも取り組んでおられるんですけども、今回、6ライフステージというんですか、その中で、後段の方ですよね、青年期、今は青年期でお子さん連れというふうなお話があったんですけども、もうちょっと上の壮年期とか、老年期、高齢期というんですかね、こういった方に対して水産に関する食育とか、そういうものに関する取組というのは特にあるんでしょうか。

【岩田水産経営課長】 水産教室といいますが、我々の方じゃなくて、魚市場協会が実施される料理教室というのは非常に幅広くて、公民館講座とかの、例えば单身の方が魚を料理するというような研修を対象にされているということで、かなり幅広くやられております。それは今後も当然続けていくという状況でございます。

【山本(由)委員】 わかりました。

今度は県の食育推進計画のベースといいますが、基本的には食育基本法からスタートしているから、当然国の食育推進計画というのがあるわけですけども、これも第3次、期間はだから同じですね。令和2年度までが第3次で、令和3年度から第4次ということなんですけれども、これを見てみたんですが、かなり今回変わっているんですね。基本目標であったり、重点項目であったり、目標というのがかなり変わっていると、基本的な方向は一緒なんですけれども。

例えば、持続可能な食を支える食育であったり、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進ということで、食と環境の調和とか、農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化とか、ICTなどのデジタル技術を有効活用した情報発信という形の取組を進めるという方向性が出ています。

県の第4次計画の中にも一部当然盛り込まれているんだと思うんですけども、新たな目標として、学校給食における地場産物を活用した取組を増やすということであったり、栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすという形で、あと産地とか生産者を意識した、環境に配慮した農林水産物、食品を選ぶというふうな形が新たに出てきているなど感じたんですけども、こういった国の新しい目標とか、デジタル化に対応する県の今後の取組について、ざくっとした話で総論的なことになるんですけども、水産部長のご見解をお聞きしてもよろしいですか。

【斎藤水産部長】やはり魚食を普及させるために、食育というのは一番重要なことだと考えています。それはいろんな、要するに子ども時代を含めて水産物をとって健康な体をつくっていただくといったことは、非常にそれは重要なことであろうかと思えます。

一方で、学校給食に水産物をどんどん打っていくというのは、その水産物自体が単価が高いとか、なかなか量がそろわないとか、いろんな問題が実はあります。その中で、コロナにおいて、国の事業も活用しながら、何回か学校給食に水産物を入れて非常に評判もよかったという経験もございます。

改めまして、ご指摘のとおり、第4次の食育計画ができて、金額ベースで前年よりアッ

プした形でどんどん努力していきましょと、少し取り組みやすい形、今までは要するに3割以上みたいな目的があったわけですけども、そこからもう少し、我々としても上げていきやすいような目標に国の方も設定されたんじゃないかと考えております。

これまでの経験を踏まえまして、我々といたしましても、食育という形、給食もあるかもしれない、あるいは、今やっている水産物の魚教室といったものもあるかもしれない、そういった形を積極的に取り組んで、そういう形で食育基本計画なりの趣旨に沿った取組を進めてまいりたいと思います。

【山本(由)委員】ありがとうございます。まさに、その答えをお聞きしたかったので。

結局、食育というのは、非常に大事なことはあるんですけども、食育基本法自体ができたのが平成17年ということで比較的新しい。昔からやっているだけけれども、体系づけたのは比較的新しいということがあって、さらに社会のあらゆる分野に関わってくるというところだから、どこが主体で、どう連携していくのか、指令塔みたいところがあんまりはっきりしていないようなイメージがまだあるんです。

多分これは、国の所管は農林水産省じゃないかと思うんですね、食育に関して。では、都道府県はどうかと見たところ、農林水産が所管であったり、それから本県みたいに生活とか環境といったところが所管であったり、あるいは、多いのは福祉や健康といったところが所管をしているという形で、所管がまちまち、それだけ幅広いということだと思うんですね。

ですから、こういった事業をしたのが結果的に食育になりますという形ではなくて、先ほど部長がおっしゃったような形で、食育という視

点が最初であって、もちろん食育だけではないんでしょけれども、その視点の中に食育というのがあって、こういう事業をやっていきますというような形で、より主体的に、今までやっていらっしゃる以上に、食育という視点で取り組んでいただければなんと、これは農林部も同じだと思えますけれども、そういったことをお願いしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

【久保田委員長】通告をされた方で、ほかにございませんか。

【外間委員】私の通告については、水産業の所得向上対策について問題提起をし、聴き取りもさせていただいて、その中で一番の問題だと思っているのは、所得向上対策を行っていく際に、2040年問題を含めまして、本当にもうかる漁業や人材育成、漁業に関する様々な施策を講じていったにしても、この2040年問題をどうクリアしていくかという大きな、先のことを考えながら今あるチャレンジ2020、あるいはチャレンジ2025に見られるような総合計画に数値目標を明確に立てて、人を育て、もうかる漁業者を育て、水産における技術やスマート水産業や、様々な考える努力をする施策を講じていくことで、これから長期の水産業の所得向上をどうやって確保していくかということが一番の問題だと思っております。そのことについて水産部として、現状、課題も含めて、これからどのように進めていかれるおつもりか、1点に絞ってお尋ねしたいと存じます。

【佐古漁政課長】現在取り組んでおります平成28年度からの県民所得向上対策におきましては、県全体では5年間で1,028億円、このうち水産業については25億円の増加というのを目指しているところです。

直近の現状を申し上げますと、平成30年度の実績で、平成27年の284億円から平成30年度には316億円と32億円増加をしまして、目標が15億円でございましたので、2倍を超える実績となっております。これを今後も引き続き実績に結びつけていくためには、当たり前の言い方にはなってしまうかもしれませんが、まずは水産資源の維持・増大を図りながら、漁獲された水産物については、とにかく高い価格で販売をする。併せて、生産コストの削減にも力を入れて、結果として収益性を上げていくということが必要になるかと思っています。

一方で、水産業につきましては、現在のコロナ禍の影響が示しますように社会情勢にも影響を受けますし、それから、そもそもの資源の動向、こういったものにも影響を受けやすい、いわゆる外的要因に左右されるところがございますので、そうした環境の変化に強い経営体づくりというのが最大の課題だと思っております。

そのため、今後につきましては、委員からもお話いただきましたけれども、ICT等を活用したスマート水産業に力を入れるということの一つ考えております。

それから、個別の分野毎で申し上げますと、養殖業につきましては、やはり国内については人口減少に伴って市場の縮小というのが予想されますので、国内の競争に打ち勝つ、それから国外への展開というのも視野に入れた養殖魚づくりというのが課題であり、これに取り組んでまいりたいと、マーケットイン型の市場のニーズに応じた養殖魚づくりというのに取り組んでまいります。

それから、輸出につきましては、これは国内あらゆる地域が、様々な地域が輸出にも取り組

んでおりまして、海外での競争というのも激化しておりますので、そういう競争にも打ち勝てるようなしっかりした競争力のある商品づくり、それから新しい販売ルートの確立ですとか、こういったところに力を入れてまいりたいと思っています。

それから、少し長くなりますけれども、やはり今申し上げたような様々な分野別の取組を進めるプレーヤーになりますのは、あくまでも就業者の皆様でございますので、今日の委員会でも就業者数の減少という状況はございましたけれども、水産部としてもいろんな取組を進めながら、まずは水産業が魅力ある業なんだというふうな形をまずつくって、それをしっかり県内外に情報発信をして、水産業に従事してみたいというような思いを持っていただいて、実際に就業していただくと。また、新しく入ってきた方には新たな考えを持って、さらに業としての魅力を高めていていただいて、この産業としての好循環を生み出すことで所得向上を目指してまいりたい。

いろんな分野で部内各課が取り組んでおりますので、部一丸となって力を注いでまいりたいと考えております。

【外間委員】漁政課長、どうもありがとうございました。

4つの質問に対し、答弁も4つに分けてご答弁いただきありがとうございました。しっかりと取り組んでいくことによって、どうか魅力ある人材をどう確保すべきかという大きな課題に向けて、また、2040年問題も、この水産部門における課題も、解決していくには、本当に難解な問題がたくさんあるかと思っておりますので、様々な付加価値や水産資源、収益性向上に向けた環境の変化をしっかりと捉えながら前に進める水

産業、行政体であってほしいと思っております。ありがとうございました。

【久保田委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開をいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 零時 3分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

午前に引き続き、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方でご質問はございませんか。

【吉村委員】 私のために午後まで会議を開いていただきまして誠にありがとうございます。

早速始めさせていただきたいと思います。

先ほど、堤委員から就業者の確保ということについて質問があったんですが、私も県内の水産物の状況とざっくり大枠で書いておるんですが、先ほどの質問の中で、平成10年に2万4,000人あった就業者が、平成30年、20年後には1万1,700人と半減しているわけですね。ここら辺で、働く人が減ると水揚げも減っていくのかなと思うんですが、先ほどはその就業者をどうやって確保していくかということについて集中して聞かれたので、その周辺の水揚げ高、就業者が減ることによってどのように減少してきたのかなと思うんですが、これを比較して、海面、養殖、沿岸、それから沖合と、いろいろ形態があるかと思いますが、そういうところでの特徴的なことがあればお知らせいただきたいと思うんですが、いかがですか。

【岩田水産経営課長】 平成30年に大体30万トン水揚げがございまして、それがそのままトレ

ンドでいきますと、令和7年には25万トン程度まで落ちてしまうということでした。

それは、特にといいますか、養殖業、あるいは漁業、いろいろ細かく漁業種類を分けて見ているんですけれども、どれも落ちています。就業者が減っていきますので、それは同様に落ちていくという状況でございます。

例えば、その中で平成30年と令和7年の目標で掲げておりますけれども、例えば平成30年に養殖業が実績として2万3,000トンございます。それから養殖以外の一般漁業が29万1,000トンの水揚げがありまして、合計で31万4,000トンございます。これを令和7年の目標としても、これを30万トンは確保したいということでトレンドの分析をしまして、それで目標としましては細かく言いますと、養殖業の方は2万トン、一般漁業の方で28万4,000トンで30万トンを何とか維持したいということで目標を立てて、それについて就業者の数も1,200人の新規就業者を確保したいということで考えております。

【吉村委員】今、漁獲量というか、これで平成30年は養殖で2万3,000トン、それ以外で29万1,000トンということで、これを令和7年には養殖で2万トンと、ちょっと量が減ってくる、全体にも1万4,000トン減っているの、その率で減るのかなと思うけど、養殖とそれ以外の割合も変わらんみたいじゃけど、養殖を増やしていくとか、そういう考え方というのは現在のところはどういう考え方を持っておられるんですか。

【渡邊水産加工流通課長】養殖については、これまではプロダクトアウトということで、つくった数量に合わせて養殖業を展開していこうと考えていたんですけれども、これからはマーケットのニーズをつかんで、それに合わせたような形で養殖業を展開していこうと、伸ばしてい

こうと考えております。

また、先ほど、就業者の話をされましたけれども、当然就業者が減ることによって、その従業員とかも減っていきます。そういう中で何をするかということで、ここでスマート養殖と、ICTとかそういうものを使って、いかに経費を落として、また労働力が減る中で、そういうものを補う形でそのような機器を使って、何とか今の養殖業を展開して、やはり様々なニーズが出てきていますので、それに合わせた養殖業を展開して増やしていこうということで考えております。

【吉村委員】今の答弁を聞いておると、養殖の方が伸びやすいというか、そういう感じも受けるんじゃないけど、マーケットのニーズに合わせるとか、スマート養殖をやっていくとなると。この令和7年度に向けての目標値の設定ということでは、この養殖をもう少し増やしていくという何か形が見られたらと思うんじゃないけど。

それと併せて、この就業者が減ると言うんじゃないけど、確認ですけど、平成10年で2万4,000人、平成30年で1万1,760人というのは、これは全就業者数ですか、組合員数とか、そういうのではなくて。

【岩田水産経営課長】それは正組合員とか、漁業者の正・准の合計ではなくて、漁業に就業している方の合計数でございます。

【吉村委員】全就業者数ということでわかったんですが、それとここで量はわかったんですけども、これが金額にしてどうなるのかということも気にかかるわけですが、この平成30年と令和7年の比較の中で、金額的にはどういう動きがありますか。想定しておりますか。

【川口水産部次長】金額につきましては、2月にご説明した、今後5か年の基本計画の中で、

海面漁業におきましては基準年が平成30年で636億円、目標値が平成7年で660億円。養殖につきましては、これは基準年がずれているんですが、平成29年で378億円、令和7年で400億円の目標を立て、合計1,060億円という5年後の目標に向かって推進していくということにいたしております。

【吉村委員】わかりました。金額にすると、目標値設定はちょっと増えるぐらいか。これは減っていくところを維持していくという面も十分あるので、わからんこともないんですけども、目標設定はある程度高くにもっていくような気持ちを持つってほしいと思います。

それで、さっきからこの養殖で、もう少し増えるように取組を進めればいかんぢやないかというのが、昨年も言われておるんですが、このコロナ対策で特に、それと流通対策ということで水産物学校給食活用推進事業という事業を展開されておると思うんですが、これが昨年時には小・中学校等に約103万食を提供するという事に出てるわけですが、これの目標に対しての実施率というか、それと今年は、今回の部長の説明でも、昨年来、流通対策として養殖魚を中心に学校給食への食材提供と、こうなっているけれども、103万食とかの数値設定は出てこんわけですよ。そういうところの中身について、ちょっとお知らせいただけますか。

【渡邊水産加工流通課長】学校給食の昨年度のコロナの実績等になりますけれども、今委員がおっしゃるように目標を立てて実施してきた中で、これまでのコロナの対策事業で、学校給食は養殖ブリ、マダイ、トラフグなどを県内517校に80万1,000食を提供、県外では、東京、群馬、埼玉、佐賀県の334校に対して養殖ブリ、マダイ等を49万8,000食、合計で851校に129万

9,000食の提供を行ったということでございます。

現在はこの事業はないんですけども、今、国の事業を活用して民間の業者というか、漁連とかそういうところが取り組もうということで進めているところです。これは県を通らないで、直接国から民間業者にいくということで、それを使ってやっているという状況でございます。

【吉村委員】今、説明で129万食と言ったかな、確認です。129万食ね、もじゃもじゃ言うけんわからん。103万食を目標値と設定して、129万9,000食というところが実績値として上がったわけね。

そいけん、これは今年はどうなっとやろうかなと思ったわけよね、さっきの説明でも養殖魚を中心に学校給食へ提供していくと。これで養殖に従事する人たちの経営の安定化というのも図れるとよねと思って、去年1年だけの国のコロナ対策で、今年それはもうないというのかな。なからんば、ここの説明に「養殖魚を学校給食に提供する」と書かれんと思うんじやけど、そこら辺は今回の中身はどがんたっとですか。

【渡邊水産加工流通課長】昨年度までは、国の事業を県が受けて、それを使って学校給食ということで出させていただいたんですけども、現在は県を通してやる事業がなくなりまして、国から直接事業主体にお金を通してやっている。県を通らないでやるので、全くなくなったというわけではなくて、やはり同じように漁連等の事業主体が、今現在、学校給食に対して支援を行っているという状況でございます。

【吉村委員】去年は、県を通してやったから数がある程度把握できておるし設定できた。今年度については、国が直接事業主体へと、今、

漁連と言ったけれども、漁連を通じて学校の給食にいくわけですか、そこら辺、もうちょっと説明して。

【渡邊水産加工流通課長】漁連というのは、食材を提供する事業主体ということで、それを学校給食ですから、当然学校の給食会とか、そういうところに食材を提供して、そこがまた学校側に配るとい形になっております。

【吉村委員】わかりました。でも、これはずっとここで説明にも載っとなるように、養殖魚を給食へ提供するんだと、これは県の言葉で言うわけよね。だから、もう国から直接事業主体にいて、それが学校に配給されるということなのでと言うとかんで、その数がどれくらい設定されて実施されるのかというのは把握してもらいたいと思うんですが、これは今後とも続けてもらいたいと思うからそういうふうに言うんじゃないけど、いかがですかね。

【渡邊水産加工流通課長】正確な数字というか、聴き取りでございますけれども、学校給食に対して20万人、トータルでいけば23万人程度の方々に食材を提供しようということまでは聞いておりますけれども、何食ということで正確な数字としては出てこないですけれども、そういう形で目標は持ってやっているということです。

【吉村委員】漁連から出ていくんだらうけんか、そこは、そこに問い合わせればだんだんと数字はある程度つかめていくと思うので、それは数字をつかんでいただきたいと思います。

今、23万人と言ったけど、去年は129万食と言うし、そこら辺大分縮小しているんじゃないかならうか見えるけれども、これは同じように農産物も学校給食に提供していくんだということがあって、明日質問するけど、こういうことで計画的に出せると流通ができるわけよね。だが

ら、それは生産者にとっては非常に見込める数字が具体に出てくるわけやけんか、いい事業と思うので、そういった意味で数字の把握というのを、よそごとのようにせんで、連携をとってやっていただきたいと思うんですが、どうですか。もう一回、その数の把握。

【渡邊水産加工流通課長】委員ご指摘のように、確かに学校給食に対してこういう形で食材を出す。私たちも当然学校給食というのは小・中・高の学生、子どもさん達に対して魚を食べていただいて、これからそういう食材、魚に対して興味を持っていただいて、もっと魚を食べていただくような形でということで進めている部分もございますので、大変重要なことだと思っております。

今、委員がご指摘のように、そういう視点で考えれば、そういうふうな数字とか、そういうことを漁連や関係団体とお話をしながら、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

【吉村委員】そういったことで、販路開拓ということも当然並行して行われていて、先ほどの答弁の中でも中国へ出荷するとかいうのもあるんじゃないけど、中国に食べさせるより日本人にまず食べさせんばいかんと。それで、こういう小・中学校という子どもの時から魚食ということを刻み込んでいくというか、何か抵抗感なく食べれるということの習慣づけをさせるという意味もあるんで、そういった意味で今後とも取組をやっていただきたいと思います。

以上です。

【久保田委員長】ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時47分 休憩  
-----

午後 1時47分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 1時48分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年9月29日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時22分  
於 委員会室 4

農業経営課長 溝口 聖 君  
農産園芸課長 清水 治弥 君  
農産加工流通課長 長門 潤 君  
畜産課長 山形 雅宏 君  
農村整備課長 土井 幸寿 君  
諫早湾干拓課長 安達 有生 君  
林政課長 永田 明広 君  
森林整備室長 高橋 祐一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 久保田将誠 君  
副委員長(副会長) 山口 経正 君  
委員 溝口英美雄 君  
" 瀬川 光之 君  
" 外間 雅広 君  
" 西川 克己 君  
" 山口 初實 君  
" 川崎 祥司 君  
" 吉村 洋 君  
" 山本 由夫 君  
" 堤 典子 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【久保田委員長】 おはようございます。

これより、農林部関係の審査を行います。

【久保田分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】 おはようございます。

私の方から、農林部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の農林部の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第11号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、国庫支出金1億1,025万5,000円の増、諸収入1億6,727万9,000円の増、合計2億7,753万4,000円の増。

歳出予算は、農業費2億614万9,000円の増、林業費1億1,615万4,000円の増、合計3億2,230万3,000円の増となっております。

まず、歳入予算についてご説明いたします。  
(国庫支出金について)

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

農林部長 綾香 直芳 君  
農林部次長 吉田 弘毅 君  
農林部次長 渋谷 隆秀 君  
農林部参事監  
(農村整備事業・諫早湾干拓担当) 鈴木 豊志 君  
農政課長 小畑 英二 君  
農政課企画監  
(スマート農業・技術普及担当) 一丸 禎樹 君  
団体検査指導室長 村岡 彰信 君  
農山村振興課長 村木 満宏 君

病虫害防除対策費に係る国庫補助金の増に伴い、国庫支出金1億1,025万5,000円の増を計上いたしております。

（諸収入について）

国庫補助事業により整備した施設等の財産処分に伴い生じた返還金の受入れに伴い、諸収入1億6,727万9,000円の増を計上いたしております。

2ページをお開きください。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

（園芸振興対策費について）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う需要低迷により厳しい環境にある花き生産者への支援等を実施するために要する経費として、園芸振興対策費4,476万9,000円の増を計上いたしております。

（病虫害防除対策費について）

柑橘類等に寄生する重要害虫であるミカンコミバエを防除するため、誘殺板の設置及び有人ヘリからの散布を実施するために要する経費として、病虫害防除対策費1億1,025万5,000円の増を計上いたしております。

（繰越明許費について）

繰越明許費については、計画、設計及び工法の変更や地元との調整に日時を要したことによる工事の遅延等により、年度内に適切な工期が確保できないことから、農地費2億2,100万円、林業費9億4,145万8,000円、合計11億6,245万8,000円の繰越明許費を設定するものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【久保田分科会長】次に、農産園芸課長より補足説明を求めます。

【清水農産園芸課長】農産園芸課の補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

補足説明資料の1ページをお開きください。

資料に掲載してある分が、今回、補正予算で計上している農産園芸課分の事業でございます。

事業の具体的な内容につきましては、2ページをご覧ください。

持続可能な花き産地づくり事業費について、ご説明いたします。

本事業につきましては、今回の補正予算におきまして、国の臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、需要低迷により厳しい環境にある花き生産者への支援に要する経費として、4,476万9,000円を計上しております。

具体的には、販売実績が、本年の春以降も大幅に低迷している「きく類」、「ストック」を栽培している生産者の経営継続に向けて、上位等級品の生産拡大に必要な設備整備や、新品目、新品種への転換等の取組への支援、また、長崎県花き振興協議会が実施する県産のきくなどの需要創出に向けた、小学校でのアレンジメント教室や生花店での県産きくのフェア開催などの取組を支援するものでございます。

続きまして、説明資料の3ページをご覧ください。

ミカンコミバエ防除対策費について、ご説明いたします。

本予算につきましては、今回の補正予算におきまして、国庫事業を活用し、柑橘類やその他の果菜類に大きな被害をもたらすミカンコミバエの蔓延防止対策に要する経費として、1億1,025万5,000円を計上しております。

この資料には、8月31日時点の数字で、トラップ調査の誘殺頭数を記載しておりますが、昨日も誘殺がありまして、直近の状況では101頭の誘殺が確認されております。

このミカンコミバエの防除に要する経費としまして、ミカンコミバエのトラップ調査において誘殺が確認された地点の半径5キロ以内に誘殺板を手作業で設置するなどの地上防除と、車が入れない山間部等のエリアにおいて、有人ヘリコプターを用いて誘殺板を散布する航空防除を実施するために要する経費でございます。

【久保田分科会長】次に、農政課長より補足説明を求めます。

【小畑農政課長】私の方から、農林部関係の繰越明許費について、ご説明いたします。

お手元にお配りしております補足説明資料「繰越事業理由別調書」の1ページをお開きください。

今回、計上しておりますのは、農林部全体で22件、11億6,245万8,000円となっております。

繰越理由としましては、「計画、設計及び工法の変更による遅れ」によるものが9件、5億7,505万8,000円でございます。

これは、主に予防治山費及び地すべり防止費において、同一地区内の先行工事が、令和2年台風第9号の波浪により再度被災したことや、水抜きボーリングの地質が想定以上に硬いことが確認されたことにより、工法の再検討等が必要となり、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

次に、「地元との調整に日時を要したもの」が11件、4億8,090万円でございます。

これは、主に予防治山費及び復旧治山費において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、工事用道路のルート選定にかかる地元調整に不

測の日数を要したこと等により、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

次に、「その他」の理由によるものが2件、1億650万円でございます。

これは、経営体育成基盤整備事業及び県営自然災害防止事業において入札不調により、年度内に適正な工期が確保できないため、繰越を行うものであります。

また、2ページから4ページに、事業別内訳として、繰越箇所、事業内容等をまとめております。

今後は、残る事業の早期完成に向けて最大限努力してまいりたいと存じます。

【久保田分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山口(初)委員】おはようございます。お尋ねします。

今、ミカンコミバエについての、いわゆる予算についてのご説明をいただいたところでありまして、今、私の地域でもあります多良見町の伊木力においてもミカンコミバエは発生しまして、県当局にもいろいろとご指導いただき、ご迷惑もかけている状況にあるんですが、少し教えていただきたいと思いますが、これまでに95頭が捕獲、誘殺されていますけれども、そのときの状況をもう少し、それぞれの個体がそれぞれの地域においていろいろ、それぞれの地域に与える不安があっていると思うんですが、いま少しご説明いただけますか。

【清水農産園芸課長】ミカンコミバエの本年の誘殺状況についてご説明いたします。

まず、トラップ調査での誘殺の状況ですが、

昨日の誘殺も加えて、直近で県内合計で101頭の誘殺が確認されております。

地域別に申し上げますと、長崎市が35頭、佐世保市が19頭、西海市が16頭、諫早市が13頭などとなっております。

このトラップ調査での誘殺につきましては、特に前線の停滞等による南風が流れ込んできた後、やはり新規の飛来があって、誘殺が見られているような状況でございます。

それから、トラップ調査と並行して寄主果実調査、ミカンコミバエが果実に卵を産んでいないか、産卵等をしていないかというのを確認する調査も行っております。こちらにつきましては、9月21日と26日に、諫早市と長崎市の民家に植わっている柿が落下して腐敗した果実から幼虫が確認されております。ただ、これは出荷用のミカン等の果実ではなくて、防除等はされていない民家の柿の果実からの発見ということでございます。

現在確認されているミカンコミバエの状況というのは、以上でございます。

【山口(初)委員】もう101頭まできたんですね。そうしますと、101頭それぞれの地域で、今、ご説明があったように、捕獲といいますか誘殺といいますか、発見されているわけなんですね。

多良見町の伊木力の関係、みかんの関係、あるいは柿の関係なんですけど、これはこの後に話しますけれども、それまでにそれぞれの地域でミカンコミバエが発見された。その地域におけるいろんな産物があると思うんですね。それに対する対策等も何らかのものがとられたんじゃないかと思うんですが、主なものについていいですから、ご報告いただけますか。

【清水農産園芸課長】ミカンコミバエに対する対策ですが、まず、トラップ調査で誘殺された

地点の周囲5キロにテックス板を設置して、それによって防除をする、そういう対策をとっております。

また、生産者の皆様、あるいは住民の皆様に対しては、やはり発生源、産卵源となりかねない不要果実、食べない、あるいは出荷したりしないような果実については、園地や庭に放置しないでくださいという呼びかけを行ってきております。

また、当然のことながら、生産者の皆様には、通常の防除をしっかり徹底するということをお願いしているところでございます。

【山口(初)委員】それぞれ各地域、それぞれの産物ですから、対処の仕方も違うかと思うんですが、先日発生しました多良見町のみかんの関係、柿の関係からいきますと、私もここにおるもんですから、現場から詳細には報告を受けないんですが、みかん部会の皆さんとか、JAの実行組合の皆さんとかから連絡がきます。そういうことで早急に、最終的には7トンぐらいになったのかな、5~6トンと言っていましたけれども、集めていまして、それを埋設するというところで、埋設場については県の指導があって、指定の場所に埋設できたと思います。物を見に行ったら、もうなかったものですから、できていると思います。

そういうことで、現実にみかん農家の皆さんが今心配しているのは、いわゆる出荷停止にならんごとと思っているわけですね。長崎県有数のみかん産地でありますから、出荷停止には絶対なさない。

そういうことで農家の皆さんの要望、昨日もそういう会合をしているんですけども、夕方電話があって、こういうことだったので、県当局にお願いできんかどうかと。どういうことが

という、このテックス板をそれぞれ生産者農家に、今、それぞれのヘリコプターから、あるいはそれぞれ人力を用いて設置されているんですが、これをみかん農家にそれぞれ、平米当たり、あるいは1反当たりとか、それは判断してもらいたいんですが、もらえんじやろうかと、そうしたら、的確に設置できると。そうすると、いろんな当局の手を煩わすこともなくなってくるだろうと、労力もあるということで、ぜひ相談してほしいということだったので、個別に相談していい案件だったんですが、今ここで申し上げますが、ご見解をいただけますか。

【清水農産園芸課長】まず、諫早市多良見町において落下した柿の果実から幼虫が発見されたことにつきましては、これは国の防除マニュアルに沿いまして、その発見地点から周囲1キロの圏内にある、同様の柿の落下果実ですとか、あるいはみかんの摘果をして落としてある果実を回収し、そこからさらに羽化したりしないように封じ込めるということで埋設処分を行う、これは本日も作業を続けています。この作業に当たりましては、県、市、JAのみならず地元の生産者の皆様にもご協力をいただいで進めているところであります。

その生産者の方からご提案のありました生産者ご自身によるテックス板の設置ということですが、実はこれまでも各JAの柑橘部会の部会員等の皆様とご相談をし、もしご協力いただける場合は、ご自分の園地なり、あとご自宅の庭にテックス板を設置していただくということで、テックス板を配布して設置のご協力をお願いしている経緯もございます。

また、今後、さらにテックス板の設置密度を高めていくということをお考えしても、今、委員からご指摘いただきました、生産者によるテ

ックス板の設置というのも、より活用していく必要があるだろうということをお考えをしております、引き続き、生産者のご協力もいただきながら、職員による設置もしっかりやりますけれども、関係者のご協力もいただきながらテックス板を設置し、しっかり防除していきたいというふうに思います。

【山口(初)委員】ありがとうございます。そういうことで、各生産者農家に作業もやってもらうということで配布をしてもらうと。実際、それを発案したのは、JA関係の実行組合の会議体の中で出た話だそうです。そういうことで、早急にという話でしたので、ぜひきっちり対処していただければと思っています。

ちなみに、どれくらいの規模で配布される状況になり得ますか。物の関係もあると思うんですが。

【清水農産園芸課長】テックス板の設置につきましては、誘殺が確認された地点の周囲で、大体1ヘクタール当たり1枚から3枚の密度で設置をするということになっております。ですので、通常、もし園地が1ヘクタール以内の方であれば、園地に1枚、それからご自宅に1枚というような配布になるかと思います。

【山口(初)委員】分かりました。いずれにしても、今からみかんの出荷時期を迎えます。それで、最終に極早生とか入っていく状況にありますから、早急に対処したいという旨の話がありますから、ぜひ速やかに対応をお願いしたいと思います。

【久保田分科会長】ほかにありませんか。

【西川委員】ミカンコミバエですが、冬は昆虫として乗り越えきるのか、それと、卵とか幼虫とかの関係をどう見ているのか、みかんや柿とか果実類がなくなった季節にどう動いていくの

か、そして、防除対策をどのようにしていくのか。絶対根絶しなければ、また来年も心配だと思いますので、その辺の対策の考え方をお尋ねいたします。

【清水農産園芸課長】ミカンコミバエにつきましては、熱帯原産の昆虫でございまして、生育の適温というのが、最高気温13度以上とされています。それによりまして、13度より下がる冬場については活動しない、あるいは卵や幼虫がそれ以上成長しないというふうに言われております。

ただ、冬を越すかどうかという知見は十分ではないんですけど、少なくともこれまで本県等において冬を越せるといったような話は承知しておりません。

ですので、まずは気温が下がる時期までにしっかりと防除をする、テックス板の設置等によって、冬になる前にしっかりと断ち切ることが重要かと思えます。冬になれば、ある程度もう活動なり成長も止まって、低温が続く時期になれば、餌も食べられなくなってそれ以上成長しないと、死んでいくというふうに考えております。

【西川委員】分かりました。少し安心しましたが、やはり最終的には人力、マンパワーが必要だと思いますので、今、山口(初)委員のお話がありましたように、生産者と関係農業者とよく連携して、撲滅のために頑張っていただきたいと思えます。

【久保田分科会長】ほかにございせんか。

【吉村委員】同じ関連ですけど、死ぬか死なな言うてくれん。結局、越冬すると、餌を食べきらんでも。そこをはっきり言うてくれせんか。

【清水農産園芸課長】越冬につきましては、生

育適温13度を下回ると、それ以上もう成長しない、あるいは活動もしないというふうに言われております。

ということは、そういった低温が続く時期になれば、それ以上成育できない、成長できないということで、恐らくこれまでの知見によれば、越冬はできないものというふうに聞いております。

【吉村委員】何となく奥歯に物の挟まったような言い方で、死ぬと分かれば、それは安心するんだけど、何か冬眠のごたる形で、また気温が上がってきたら復活してくるかもしれん、そういう可能性はあるとかないとか、もう少し言うてくれせんか。

【清水農産園芸課長】申し訳ございません。この休眠、越冬に関する知見が十分でないということも正直なところございまして、ただ、そのため、植物防疫所と協議をしておりますが、念のためトラップ調査につきましては、この冬を越した以降もまだ残っていないかということは、春以降もしっかり確認をしようということで検討しているところでございます。

【吉村委員】そこら辺は知見があるなしとか、詳しいところに聞けばわかるのかもしれんし、今後もしっかりするように調べていただきたいと思えます。

それから、この予算ですけど、1億1,000万円、国が10割の事業なんで、県が出すということもないんですけど、1,000万円以上の契約状況のところを見ると、航空防除が3,570万円、テックス板の購入が4,400万円と出ているわけね。これは契約が6月から8月の間にされているんだけど、どっちも随意契約。

それで、航空防除は佐賀県のエス・ジー・シー（SGC）佐賀航空、テックス板は鹿児島県

のサンケイ化学と、どちらも長崎県内ではないんだけど、こちら辺、県内で対応ができるところがなかったのか。それと、テックス板については長崎県内で取扱い、例えばJ Aとか、そういうところで取扱うということはなかったのか、そこら辺についてお知らせいただきたい。

【清水農産園芸課長】ミカンコミバエの防除に要する航空防除の作業委託、それから、テックス板の購入にかかる随意契約についてのお尋ねでございます。

まず、航空防除につきましては、通常のヘリコプターで薬剤を散布するのとは異なりまして、このテックス板の散布というのは、ヘリを低空飛行して、そこから目視でテックス板を投げ落とすというような作業になります。

ということで、飛行中も投げ落とすことができるようなヘリの改造とか、あるいは、低空飛行して散布するような技術というのが要求される作業になりまして、私ども調べたところ、西日本、特に九州でテックス板の散布作業ができるというのが、このS G C佐賀航空1者であったことから、随意契約をしたということでございます。

それから、テックス板の購入につきましても、本県に今年はこれだけ誘殺が確認されておりますが、これまでは沖縄とか鹿児島を中心に確認をされていた害虫でございます。

全国を見渡しても、鹿児島あるいは沖縄にしかテックス板を供給できる業者がなく、かつ、沖縄の業者が県内限定ということでしたので、本県にテックス板を供給できる業者が、この鹿児島県のサンケイ化学1者であったことから随意契約をしたという事情でございます。

【吉村委員】このミカンコミバエは、長崎県については、この頃急に出てきたような感触があ

るんだけど、沖縄とか鹿児島とかは前からずっとありよったと。今の話で、こちら辺は、北部九州については、昔からミカンコミバエの被害等はあまり聞いたことはないんだけど、そういう中でできるのは、S G C佐賀航空しかないと、もともとなかったのに、どうしてここはそがんでくっとやろうと思っちゃけど、O R Cなんかはヘリコプターを持たんやったとかね。そういうところを活用してやるとかということ、緊急を要するということがあったんだろうけど、検討はされなかったのか、お伺いします。

【清水農産園芸課長】このミカンコミバエの航空防除につきましては、通常のヘリによる飛行、乗客の輸送とは違いまして、やはり低空飛行してテックス板を目視で投げ落とす、散布をするという作業になります。

そのために、まず、国内で防除をしている、薬剤散布と肥料を使った薬剤散布の防除作業ができる業者というのを当たりまして、その中でテックス板の散布が可能な業者はどこかということで確認をしましたところ、このS G C佐賀航空1者であったということでございます。

【吉村委員】それじゃ、この散布の期間というのはどういうふうに設定されているのか、お伺いします。

【清水農産園芸課長】散布の期間でございますが、まず、散布のエリアを決めまして、そこに、先ほど申し上げました1ヘクタール1枚から3枚の密度で散布をするということになります。

あとは、航空会社と相談をして、必要な枚数、必要なエリアに必要な枚数を散布できる期間ということですが、今回、第1回目、8月27日から実施しました航空防除につきましては、9月20日までのおよそ3週間強をもって実施したところでございます。

【吉村委員】今、8月27日から9月20日に散布しましたと。これで契約金額を見ると3,570万円で、予算で見ると6,376万円となっているわけよ。テックス板は4,600万円の予算で4,400万円、ほぼ予算どおり購入しているということになるのかなと思うけど、航空機防除については、まだ今後も、例えば発生したらこれをやるということで、その後の散布期間というのも想定をされているのか、いかがかというところをお知らせいただきたいと思います。

【清水農産園芸課長】今後の航空防除の実施につきましても、まさにトラップ調査での誘殺状況を見て判断をすることになりますが、先ほどの気温13度以下になるまでしっかり対策をとるということで、11月ごろまではしっかり対策をとる必要があるだろうということで、10月及び11月にも、必要になった場合、航空防除はできるような金額を計上しているところでございます。

【吉村委員】多分、そういうことをせんといかんとやろうなと思いますけど、テックス板を散布したり置いたりすると死滅するんだろうから、その範囲については、だんだん狭まっていくとは思いますが、それについて、防除内容で、航空防除が32回で10万4,000枚、今まいておきますと、実績ね。それから、設置の方で、地上防除で16万800枚、合わせると27万枚ぐらいのテックス板をもう既にまいてあるわけね。予算的にも、ほぼほぼ、あと200万円ぐらいしか残ってないんだけど、今後、まだテックス板は在庫はあるのかな。これは1枚、単価は幾らになるんですか。そして、何枚購入しているのか、教えてください。

【清水農産園芸課長】これまでテックス板を設置した枚数であります。地上防除でおよそ16

万5,000枚、そして、航空防除で10万4,000枚というような状況でございます。

テックス板につきましては、先ほどの鹿児島県のサンケイ化学から購入しているわけですが、サンケイ化学には、今年非常に発生が多いということで増産と申しますが、前倒して増産をするように依頼をしているところであります。

また、単価であります。これまで他県も同様の単価と聞いておりますが、1枚約270円ということで、薬剤を浸した板ですね、購入しているところでございます。

【吉村委員】そうしたら、270円を散布した枚数に掛けると、大体4,400万円ですよということで理解していいのかな。まだ在庫が、もう少し残っておりますとか、これ以上に買って、まいたのはこの枚数だけど、まだ在庫はこれぐらいありますというのがあれば、お知らせ願いたい。

【清水農産園芸課長】この1,000万円以上の契約状況に記載している契約金額、こちらにつきましては、既に予備費で購入をさせていただいたものでございます。

今回、補正予算でご審議をお願いしておりますのは、今後の購入分ということになります。

これまでの予備費を活用して購入した分ということですが、これだけ発生が続いておりますので、購入した分は、航空防除なり、あるいは地上防除でほぼ使っているということで、毎週注文をして納品をしてもらっているような状況であります。

【吉村委員】これは予備費で対応して、今回の補正予算はまた別ということ。ということは、これは実績ではなくて、今後、国の予算でまくやつを見込んでいるということか、既に予備費で購入した分を国の補助金で埋め込むというこ

とか、どちらですか。

【清水農産園芸課長】予備費で対応した分につきましても、また今後、補正予算で対応する分につきましても、いずれも国の交付金を使いまして、国庫で10分の10での対応となります。

今回、契約状況に記載してある4,419万8,000円というのは、これまでに購入した金額ということでございます。

【吉村委員】 そうすると、この1,000万円以上のやつとは全く別で、今度の補正が組まれている。これはプラスせんばいかんわけたいね、予算的にも数でも何でも。分かりました。それなら、結構な額になるんだなと思います。

それと最後に、みかんの農園はあらかじめ置いていけば、歩いて入れるところだから防除できるんだと思うけど、柿とこの前から聞いて、柿の木はあちこちに県内にあって、うちの庭にも2~3本あるんだけど、それが途中でよく落ちて、熟したようになってね。それがミカンコミバエだったとなると、大変たいね。そういう落ちたのがあったら、穴を掘って埋めてくださいよとこの前から言われたけど、そういうところにもテックス板を、これが半径5キロに1~3枚だったかな。庭とかやったら、そこに1枚置いておけば、かなりのところができる。そういうところにも頒布してもらえるとということにはならんのかな、いかがですか。

【清水農産園芸課長】 委員ご指摘のように、庭木にある柿の木への対応というのにも必要になるかと思います。

具体的には、先ほど生産者のご協力を得て、ご自宅にもテックス板を設置していただくというのがありますし、また、今回幼虫が見つかったエリア、特に長崎市の方は住宅地でもございまして、落下果実の回収作業と併せて、柿の木

やみかんの木がお庭にあるような住民の方には、ご了解をいただいて、そこにテックス板をつけさせていただくというようなことも、今後やってまいりたいと思います。

【吉村委員】 最後にしますけど、了解をいただいて設置させていただくという丁寧な言葉遣いになるんだけど、町内会連合会とか通じてそういう広報をやって、そういうのがある方は申し出てください、分けてあげますよ、それで置いておってくださいとか、そういうことの周知もやっていただければなと思うので、今後の対策として、そういうことも頭に入れてやっていただければと思います。

以上です。

【久保田分科会長】 ほかにありませんか。

【山口(初)委員】 すみません。当初申し上げるべきところだったんですが、申し上げることができてなかったのが、本件は、農産園芸課長には、一応ご報告というか、ご相談していた分なんです、お金の絡む話なんで。

集荷をして埋めるまでの経費ですね、みかんとか柿を1か所に持ち込むまでは、これは各農家がそれぞれ持ってくると。ここに経費をかけるということはないと思うんですが、問題は、持ってきたのを集めると、当初5トン、6トンと言っていましたけど、どうも7トンぐらいになったようだと述べています。コンテナで560個ぐらい。

そういうことで、それを再度トラックに積み込んで、指定していただいた埋めるところまでまた持ち込んでいるわけですね。それに対する経費は、それは個人の作業じゃないもんですから、しかし、それぞれ寄っていただいて、それなりの有志の方に作業をやっていただいているんです。細かい話をすると、みかん部会部会長

からの指示で、それぞれやっているわけなんです、そこに一定の経費がどうしてもかかっているわけですね。このことについては、県としてミカンコミバエそのものが特殊な関係にありますので、きちんと配慮をしてほしいなと思っ  
ているんですが、このことは部長裁定の、これは部長にお願いせないかん部分になると思うんですが、何かご見解がありましたら、よろしく  
お願いします。

【綾香農林部長】このミカンコミバエは、長崎県だけで、今回、飛来が確認されているものではなくて、熊本も鹿児島も沖縄も佐賀も、今年飛来が確認されて、それぞれ飛来の頻度に応じた対策が今とられているところです。

これは国の重要害虫でございますので、日本国には定着をしていない、そもそも日本にはいない害虫が飛来してやってくるということで、飛来してすぐ駆逐してしまおうということで、全て国のお金で、国の交付金をもってこの対策はとられることになっております。

ということで、今回の集めて持ってきていただいた果実、落ちた果実とかの埋設の経費等については、全て国費をもって対策をとらせていただきたいということで、国の方とも今相談をして、恐らく大丈夫だというふうに考えております。

今後もそういうことで、県費ではなくて国費で対応するように、しっかりと国の方とも協議をしてまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】ありがとうございます。農家の方も緊急性を要するので、そういう理解とかじゃなくて、即対応しようという気構えでいますので、それに要した、いわゆる経費等については、ぜひご対応を、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【山本(由)委員】持続可能な花き産地づくり事業費について、確認をさせていただきます。

このうち、花き生産農家の新たな取組への支援、3,500万円ということなんですけれども、花き農家への支援としては、国の高収益作物次期作支援交付金というのがあったと思うんですけれども、前回取り上げましたけど、第4次についても、切り花については対象になっていたというふうに理解しているんですが、今回の事業は、次期作支援交付金とどう違うのか、この事業とどういう関連性があるのかということについて、お尋ねします。

【清水農産園芸課長】持続可能な花き産地づくり事業費と国の高収益作物次期作支援交付金の違い、あるいは重複についてのお尋ねです。

国の高収益作物次期作支援交付金につきましては、第4次公募しておりましたのは、本年の1月から3月に売上げが減少した農家、切り花等の農家に対する支援ということで実施しております。

今回、9月補正予算で盛り込んでおります持続可能な花き産地づくり事業費につきましては、それ以後、4月以降、本県の花の状況を見ますと、カーネーション、ガーベラ等の花は家庭需要に支えられて販売が回復している一方で、業務用需要中心の「きく」、あるいは「ストック」につきましては、販売が低迷している。同じ花の中でも差があらわれておりまして、特に4月以降も販売の低迷が続いている、きく、ストックの生産者の方が、新しい設備に投資したり、あるいは需要のある品目、品種に転換する経費への支援をするということで、それぞれ1月～3月の影響分の次期作支援交付金と、4月以降の影響分に対するこの持続可能な花き産地づくり

事業費ということで、当然、両方該当する生産者の方には、両方対象になるということでございます。

【山本(由)委員】次期作支援交付金を受けた農家も受けることができるのかということをお聞きしようと思ったんですけども、それは受けることができるかと。

これが、私が勘違いして、転作というのか新しい転換をした人が対象かなと思ったんですけど、そういうわけではないということで、もう既に転換をしている、去年ぐらいから転換している人でも対象にはなり得るといふような理解でよろしいのでしょうか。

【清水農産園芸課長】今回の対象につきましては、今年の転換というよりも、まさに今年の春以降の需要に応じた新しい品目の導入、あるいは品種の切り替え、あるいは同じきくをつくり続けるにしても、上位等級品を確実にとっていくための資機材の導入といったものが対象になります。

【山本(由)委員】最後に、これは金額は3,500万円ということで、10アール当たり25万円が補助上限ということですから、単純に計算すると、これは14ヘクタール分になると思うんですけど、県内の対象となり得る花き農家というのが何戸ぐらいあって、そのうち何戸ぐらいを今回対象にされているのかということをお聞きします。

【清水農産園芸課長】本県におきまして、きくあるいはストックを生産されている農家の数、約140戸ございます。この140戸が全体の母集団になるわけですが、事業の積算上は、この140戸の農家のうちおよそ半分ぐらいの方が、こういう新たな取組をされるということで想定し、平均的な経営規模の3分の1ぐらい、平均的

な経営規模が60アールなので、その3分の1ぐらいの規模で、20アールの規模で新たな取組をされるという想定をし、この所要額を計上しております。

【外間委員】関連してお尋ねしたいんですが、今の持続可能な花き産地づくりの事業費の中の花き生産農家のきく類、ストック生産農家の取組の支援のことなんです。

1月から3月までの売上が減少した花き農家の支援、そしてそれ以降、4月以降、カーネーションやガーベラではうまく取り戻しているけれども、業務用やそういう葬儀での需要があるきく、こういったものがなかなか難しいので、新しい品目、品種へ転換させたり、需要を創出させるということでお話なんですけれども、実は産業労働部の経営支援課の中で、5,000万円のオール国庫で、コロナ禍に影響を受けて新しく事業を展開する際に、こういった農業等も関連して事業転換ということで、相乗りとか、連携とか、ただいまの需要創出という新しい品目というところで、サービス産業の支援と関連して横断的に組織が連携してやれないものかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【清水農産園芸課長】まず、この持続可能な花き産地づくり事業につきましては、既に今年の春の時点で、きくなりストックを生産されていた生産者の方が対象になります。要は、これまで花をつくってなくて、今後新たに花をつくれる方までは対象にしてないというところで、先ほどの産業労働部の事業転換のものとはすみ分けをしているところでございます。

それから、他業種等の連携でございますが、きくについて、葬儀など、あるいは仏花といった需要以外の、例えば家庭用の需要などをつくり出していくことが今後重要だと考えておりま

して、今想定しているのは、県内の花屋さん、生花店にご協力いただいて、県産のきくをはじめとする県産の花を応援していただくというような取組を支援することを考えておりますが、新たな需要創出ということで、委員ご指摘のありましたサービス業といったところへの需要創出という取組がもしあれば、そういった取組を含めて進めていきたいと考えております。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

【山口(経)副会長】先ほどからミカンコミバエにつきましては、各委員から心配いただいております。植物防疫法によって、国の重要害虫であるということで適用で、国庫支出でほとんど賄われるということなんですけれども、これが越冬するかどうかということで、いろいろ議論もあっておりました。卵で越冬する、そういうふうな適応をする可能性も秘めているわけですね。油断はならないと思うんですけれども、九州各県、南西風に乗ってやってくるということなので、九州各県の情報はどう捉えておられますか。

【清水農産園芸課長】九州各県でのミカンコミバエの誘殺状況ではありますが、本年は、九州では、本県のほかには、これは9月27日現在のデータですが、熊本県で32頭、鹿児島県で22頭、佐賀県で2頭、それから福岡県は港での確認ですが、1頭というような状況でございます。

【山口(経)副会長】そうすると、トラップ調査では、長崎県が一番多いということになりますけれども、このトラップ調査によって、101頭ですけれども、生息数といいますか、飛来数ももっと多いということで確認をしておかないといけないと思うんですね。

そういう中で、ミカンコミバエが果実ばかりじゃなくて果菜類、ピーマンとかそういった果

菜類にもつくということなので、これが蔓延してしまえば、農業に対して大きな打撃になってくるわけですね。ですから、今のうちにたたいておかなければならないということなんですけれども、ミカンコミバエの被害に対して周知徹底、庭先の果実とか家庭菜園とか、そういったものにもつくということなので、住民の皆様、あるいは農家、そういったところに十分周知徹底をする必要があると思うんです。そういったことをどう今から協力の呼びかけをやっていくのか、その点についてお尋ねいたします。

【清水農産園芸課長】委員ご指摘のとおり、このミカンコミバエにつきましては、みかん、あるいは柿のみならず、トマトやスイカやパプリカといったような幅広い果菜類を対象として寄生して食害をするような大害虫でございます。

このために周知の徹底ということで、これまで自治会を通じて回覧板等で、こういった防除を行っていますと、テックス板の設置をしておりますということに加えて、園地や庭に不要な果実を放置しないでくださいということ呼びかけてまいりました。

これにつきましては、今、現下の確認状況も踏まえて、さらに周知徹底を図っていく必要があると考えておまして、今回、寄主果実調査で見つかった地域はもちろんのことですが、それ以外の地域、特にトラップ調査で確認されているエリアを含めて幅広く、再度周知徹底をしてまいりたいと思います。

【山口(経)副会長】住民の皆さん方にもそういう協力をいただかんばいかわけですたいね。庭先になっている柿とかほかの果実が落下しているのは、取って集めてくださいよと、そして、ごみ袋に詰めて処分してくださいということをしつかりとその辺も徹底していかんと、みかん

畑だけじゃなくて、そういったところが一番危ないわけで、みかん畑は、みかんの場合は、これからカメムシの防除があります。そうしたら、カメムシの防除と一緒に、同時防除できるということなので、本当は登録農薬じゃないんですけども、ミカンコミバエにも効くということなので、園地はかえって安全なほうなんです。ただ、各住宅に至ってそういったものがあれば広がっていくということなので、そこら辺はもうちょっと周知徹底をやっていただきたい、強力な呼びかけをやっていただきたいと思います。

それから、誘殺板の効果といいますか、これはフェロモンをしみ込ませて、そして雄の成虫だけ呼び寄せて、そしてダイアジノンで殺していくということなんですけれども、その効果です、どれくらいあるのか。そしてまた、皆さんに航空防除するよと言ったら、大々的にやるよという形で、それは安全なのかという危惧があります。

そういったことをいろんな形で呼びかけもせんばいかんとですけど、安全性と効果については、いかがですか。

【清水農産園芸課長】まず、効果ではありますが、効果につきましては、このテックス板、合板に薬剤、ミカンコミバエの雄の成虫を特異的に引きつける誘引剤と、それから殺虫剤としてのダイアジノンをしみ込ませておまして、ただ、これは、特に誘引剤は揮発成分でございますので、大体効果は1か月と言われております。このため、設置した箇所につきましては、必要に応じて更新作業、再度の設置というのも行っているところでございます。

次に、安全性につきましては、このテックス板については、国の農薬取締法上の登録農薬でありますので、その基準に従って使用している

限り安全性は確認をされているということです。

あと、航空防除でヘリから散布をしますという時に、今回、住民の皆様にもご説明をさせていただいたんですが、薬剤を空から噴霧するのではなくて、今回、薬剤をしみ込ませた板を目視で投げ落とすんですということで、何か薬剤が広く広がって民家に入ってくるようなことはなくて、その薬剤をしみ込ませた板を散布して、そこにミカンコミバエの雄がやってきて殺虫する効果があるということで、これにつきましては、今後また、航空防除をする際にはしっかり周知をしてまいりたいと思います。

【山口(経)副会長】安全であるということ、住民の皆さん方にしっかりお知らせをいただきたいと思います。

それから、登録農薬がミカンコミバエに対しては少ないということで、みかん農家では、害虫に対してはいろんな防除も打っていくわけですけれども、登録農薬を増やしていけるように、こういう緊急時に増やしていけるように、国にそういうことはお願いをしていかんばじゃないかと思うんですよ。そのことについては、いかがですか。

【清水農産園芸課長】登録農薬が少ないというご指摘は、まさにそのとおりでございます。

本県にもともといる害虫ではなくて、海外から飛来する害虫であるということもありまして、現状では、登録農薬がテックス板を含めてごくわずか、限られているということでもあります。

ご指摘も踏まえまして、今後、登録の拡大等に向けて、必要などころへの要請等を行ってまいりたいと思います。

【山口(経)副会長】また、みかん農家が一番心配するのは、蔓延して出荷制限に至るということなんです。大きな打撃となりますので、先ほ

ど山口(初)委員も言われておられたように、これは農家の心配事なんです。ですから、蔓延する前にどう防ぐのかということもあるんですけども、出荷制限まで至った場合の予算措置、出荷制限になった時の対応、こういったことも今からしっかり考えておかなければならないと思うんです。そのことについては、いかがですか。

【清水農産園芸課長】今現在は、出荷制限ということではなくて、初動防除の強化という、通常の防除マニュアルに沿った対応の範囲内で対応しております。

仮にですが、今後、出荷制限、あるいは緊急防除という事態に至った場合には、これは5年ほど前、平成27年の秋だったと思いますが、鹿児島県の奄美大島でそういう事態に至った例がございます。このときには、寄主果実の出荷制限と廃棄処分、それから、封じ込めをしている間のテックス板の設置による防除ということが行われたと承知しております。

こういった過去の事例を参考にして、そうならないようにするというのが第一ですけれども、万が一起こった場合には、こういう対応が必要になるという点につきましては、私どもの方でしっかり事前の頭の体操をしてみたいと思います。

【山口(経)副会長】出荷制限に至った場合の予算措置というのはしっかりやっていくということなんですけれども、こういう心配があるわけですね。特に幼虫が見つかったということは、こちらで繁殖がもう行われているということで、それがまた、越冬できるかできないかまだわからないんですけれども、毎年こういうことを繰り返してくれば、虫というのは気候に対して適応してくるわけですね。ですから、そこが、今

はたたいておかんといかんということなんで、しっかりとやっていただきたいと思うんですけども、部長、最後にいかがですか。

【綾香農林部長】このミカンコミバエが飛来にとどまらず、落下果実、防除されてない民家の柿の落下果実の腐ったものからではあるんですが、幼虫が発見されたということで、この事態は大変重く受け止めております。

今後、本県の主要果実であるみかんをはじめほかの農産物に影響を及ぼさないように、まず、初動防疫をしっかりと、今後も徹底をやっていきたいと思います。

それと、万が一そういう出荷の制限とかに入った場合の対応については、そこも農家の所得に直接影響してまいりますので、その辺の対応については、以前、1例だけ発生した県がありますので、そのときの事例の収集とか、あと、国の方ともしっかり協議をして、農家の所得の確保がしっかりできるように努めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、長崎のみかんが、今後も、風評被害も含めてそういうことが発生しないように、情報の発信の方法とかも丁寧にやりまして、それからみかん農家、住民の皆様の不安の解消にもしっかりと努める対策もとりながら、虫もしっかり封じ込めて、長崎のみかんが今年も消費地の方に送り届けて所得を確保できるように、今後も気を緩めることなく、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【久保田分科会長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田分科会長】 ご異議なしと認めます。

予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

ここで、換気のために、しばらく休憩をいたします。

11時15分から再開いたします。

-----  
午前11時 3分 休憩

-----  
午前11時15分 再開  
-----

【久保田委員長】 再開いたします。

次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項説明後、陳情審査、所管事項について質問を行います。

農林部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【綾香農林部長】 農林部関係の議案等について、ご説明いたします。

農水経済委員会関係議案説明資料 農林部並びに同資料の追加1及び追加2をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、令和3年8月大雨による農林業被害について、ながさき農林業大賞について、「いちご」の過去最高の販売額達成について、県内における「ミカンコミバエ」の誘殺と防除の実施について、肉用牛の分娩間隔日本一について、「ながさき森林環境税」に

ついて、諫早湾干拓事業の開門問題等について、令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用の検討について、長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直し実施計画案についてでございます。

そのうち主な事項につきまして、ご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係議案説明資料 追加2の1ページをお開きください。

（令和3年8月大雨による農林業被害について）

令和3年8月11日から17日にわたる大雨での農林業の被害状況は、県全体で、農作物・ハウス等が9,426万円、農地・農道等が50億8,800万円、林地・林道が29億5,925万円、合計で81億4,151万円の被害額となっております。

県としましては、大雨に対する事前・事後の技術対策について、関係機関や農家への周知に努め、被害発生後は、林野庁とともに被害の拡大防止や早期復旧に向けた技術的検討のほか、市町と連携した農地等の復旧対策の検討、更には共済金の早期支払い要請、被害を受けた農産物の技術指導を行ってまいりました。

また、去る8月21日には、棚橋内閣府特命担当大臣に対し、激甚災害への早期指定、災害復旧事業の早期実施、営農被災者向け金融支援等の実施など、緊急かつ重点的な支援について要望を行ったところであります。

ここで、大変申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。説明書には、「8月31日に激甚災害に指定する見込みである」と記載しておりますが、昨日、9月28日、正式に激甚災害として指定する旨閣議決定されたと、内閣府より公表をされております。

さらに、葉梨農林水産副大臣による現地視察が9月9日に行われた際にも、同様に災害復旧事

業の早期実施、営農被災者向け金融支援等の実施、災害対策に係る財源措置について要望を行ったところであります。

今後とも、関係市町や関係団体と連携し、速やかな災害復旧に努め、産地の1日も早い復旧・復興に取り組んでまいります。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の3ページ目をお開きください。

（「ながさき森林環境税」について）

県では、平成19年度に「ながさき森林環境税」を創設し、これを財源として「環境重視の森林づくり」と「県民参加の森林づくり」の視点に基づいた施策に取り組んでまいりましたが、今年度をもって第3期の事業期間及び課税期間が終了することから、これまでの事業成果の検証に加え、今後の「ながさき森林環境税」のあり方等について、県政モニターを対象としたWEBによる県政アンケートや、外部の有識者からなる「ながさき森林環境基金管理運営委員会」にご意見をお伺いしたところです。

県政アンケートでは、森林の公益的機能の重要性や「ながさき森林環境税」の継続への理解が約8割を占め、また、「ながさき森林環境基金管理運営委員会」においても、社会情勢の変化に対応し、継続した取組が必要などのご意見をいただいたところです。

加えて、県としては、近年のSDGsやカーボンニュートラルなどの社会的要請に対応し、未整備森林の解消や里山林の整備、木育の推進、県産材の利用促進など各種施策を引き続き推進していく必要があると判断し、令和4年度以降の取扱いの方向性を示した「「ながさき森林環境税」についての基本的な考え（案）」を取りまとめたところです。

今後は、県議会をはじめ、パブリックコメン

トを通じた県民の皆様のご意見を賜りながら、次年度以降の「ながさき森林環境税」のあり方について検討してまいります。

詳細につきましては、後ほど担当課長より補足説明をさせていただきます。

次に、農水経済委員会関係議案説明資料の5ページ目をお開きください。

（令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用の検討について）

諫早湾干拓農地については、平成20年4月から本格的な営農が開始されており、環境保全型農業のモデルとして先進的な営農が展開されているところです。

入植している営農者に対しましては、5年間を単位として農地の利用権の設定を行っており、現在、平成30年度から令和4年度までの第3期の期間中で、35戸の方々が営農を行われております。

この契約期限が令和5年3月までとなっていることから、令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用等についての基本方針を策定するために、農業関係者の代表や法律の専門家、学識経験者11名の外部の有識者からなる「諫早湾干拓農地の利用権再設定等に関する検討委員会」（仮称）を10月に設置し、ご意見をお伺いすることといたしております。

今後、検討委員会からの提言を踏まえ、利用権の再設定等に向けた基本方針（案）を作成し、県議会からのご意見をお伺いしたうえで策定してまいります。

詳細につきましては、後ほど担当課長より補足説明をさせていただきます。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

【久保田委員長】次に、諫早湾干拓課長より補足説明を求めます。

【安達諫早湾干拓課長】令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用の検討につきまして、補足説明いたします。

お手元の補足説明資料、「令和5年度以降の諫早湾干拓農地の利用の検討について」、ご覧ください。

1枚おめくりください。

まず、諫早湾干拓農地の概況でございますが、耕地面積が666ヘクタール、耕地区画については、標準区画が100メートル掛ける600メートルの6ヘクタールとなっております。この農地を、所有者である長崎県農業振興公社が、営農者へ5年間の利用権の設定を行っております。

法人、個人ごとの経営体数、平均面積、主な作付は、記載のとおりでございます。

次に、（2）の営農の特徴でございますが、営農者はエコファーマーの認定を受けるなど、諫早湾干拓農地では環境保全型農業を推進しております。

次に、（3）の耕地の利用状況及びリース料の納付状況についてでございますが、係争中の農地41ヘクタールを除きまして625ヘクタールは、全て営農されており、耕作されていない農地はなく、また、現在、営農されている方にリース料の未納はないという状況でございます。

次に、2のリース事業にかかる、前回の営農者選定の流れでございますが、平成29年時の際は、まず、ですが、農業関係者の代表や法律の専門家、学識経験者11名の外部有識者からなる「諫早湾干拓農地の利用権設定等に関する検討委員会」を設置し、第三者からの意見に基づき、県及び長崎県農業振興公社がリース事業の

利用権再設定の基本方針を定めました。

次に、検討委員会とは別組織として、ですが、農業技術、財務、法律の専門家など外部有識者の15名からなる「審査委員会」を設置しております。

審査委員会の審査は、ですが、まず、現在営農している営農者を対象に、利用権再設定希望者の審査を行います。外部有識者による審査委員会が、「経営面」、「技術面」等について分析して審査を行い、現在の営農者との契約の更新の有無を決定しております。

その上で、次のページの ですが、再設定を希望しない土地などが出た場合には、現在の入植者で規模拡大の意向を持っている方も含めて、一般に公募を行い、審査を経て、営農者を選定しております。

3の今回の今後の利用の検討についてでございますが、現在の営農者との契約期限は、令和5年3月までとなっていることから、令和5年4月以降の利用について、前回の と同様に、県、長崎県農業振興公社が基本方針を策定する予定であります。

この基本方針の策定に当たっては、前回と同様に、外部有識者による検討の場、仮称となりますが、諫早湾干拓農地の利用権再設定等に関する検討委員会を設置して提言をいただきたいと考えております。

検討委員会での主な協議内容につきましては、記載のとおりでございます。

今後、検討委員会からご提言をいただき、これをもとに基本方針を作成したいと考えております。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

【久保田委員長】次に、林政課長より補足説明

を求めます。

【永田林政課長】私の方から、「ながさき森林環境税」について、補足説明をさせていただきます。

令和3年9月定例県議会農水経済委員会補足説明資料の「ながさき森林環境税」についての基本的な考え方（案）概要版の方をご覧ください。

1ページをお開きください。

ながさき森林環境税創設の目的ですが、かけがえのない森林を守り育て、次世代に引き継いでいくため、森林の公益的機能による恵みを享受している県民に対し、森林整備にかかる費用を広く負担していただき、森林を社会全体で支える仕組みとして、平成19年度に導入させていただいたところでございます。

その下 になりますが、第3期事業、5か年間の実績につきましては、6月議会の当委員会においてご説明させていただきましたが、「環境重視の森林づくり」として取り組んでいる事業の中で、環境保全林緊急整備の荒廃した里山林の整備、「県民参加の森林づくり」として取り組んでいる事業の中で、ながさ木・なごみの街づくりによる県産材の利用促進の取組などの進捗率が低い状況となっております。

2ページをご覧ください。

これまでの事業実績につきましても、前回の委員会でご説明させていただきましたとおり、「環境重視の森林づくり」につきましては、森林整備の面積が増加し、森林の公益的機能の発揮が図られるとともに、「県民参加の森林づくり」につきましては、森林ボランティア活動の参加者が増加し、森林保全に対する県民参加と理解の促進につながっているところでございます。

3ページをご覧ください。

残された課題でございますけれども、左側、「環境重視の森林づくり」につきましては、間伐を実施することで整備された森林は年々増加し、下の円グラフのように、整備された森林、水色の部分になりますが、令和3年度末見込みで約5万2,000ヘクタールとなっており、今後は、残りの未整備森林、赤の部分になります、約8,000ヘクタールの計画的な整備が必要となっております。

また、過疎化、高齢化により、人口減少が進んでいる山村集落の生活環境保全のための里山林整備の促進や、高齢級化している人工林資源のうち、循環利用が可能な箇所での主伐・再造林が必要と考えております。

その右側になります「県民参加の森林づくり」では、県政モニターを対象としたWebによる県政アンケートの結果として、森林環境税が導入されていることの認知度が2割と低いことや、木育の教材作成や指導者の育成を図ってまいりましたが、活用はこれからとなっていることなど、木とふれあい、木材を使う意義を広く知っていただくための活動やPRについて、さらなる取組が必要となっております。

4ページをご覧ください。

県民意識アンケートでは、森林を守ることへの応援や参加については約9割、森林環境税の継続については約8割が理解を示されていること、外部有識者からなる「ながさき森林環境基金管理運営委員会」においても、社会情勢の変化に対応し、継続した取組が必要などのご意見をいただいているところでございます。

こうしたことに加え、県では、近年のSDGsやカーボンニュートラルなどの社会的要請に対応し、未整備森林の解消や里山林の整備など、

多様で健全な森林づくりを進めるとともに、木育の推進、県産材の利用促進など、各種施策を引き続き推進していくことが必要であると考えております。

5ページをご覧ください。

ながさき森林環境税の第4期における施策の方向性（案）でございます。

今後の施策の方向性としましては、「環境重視の森林づくり」では、新たな取組として、身近で親しみやすい里山林整備の拡充、公益的機能の維持に配慮した計画的な主伐・再生林の推進を新規とし、多様で健全な森林づくりの推進を図るとともに、「県民参加の森林づくり」では、自然体験施設と連携した森林教育や木育活動の支援を通じて、森林や県産材とふれあう場を創設するなど、都市と山村との交流にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後は、県議会をはじめパブリックコメントを通じた県民の皆様のご意見を賜りながら、次年度以降のながさき森林環境税のあり方について、検討してまいります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

【久保田委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、40、43、45、49、52、53、58、60、68です。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うこと

といたします。

事前通告された委員の方で、ご質問はありますか。

時間は、1人当たり20分を目安に、よろしくお願いたします。

【川崎委員】通告に従い、質問させていただきます。

記載の順番と違いますが、まず、有機農業の推進についてお尋ねをいたします。

まず、有機農業と環境という点でお尋ねをいたしますが、環境には非常に優しいということは共通の認識と承知をしておりますけれども、まず、慣行農業が環境に与える影響について説明をお願いします。

【清水農産園芸課長】まず、環境への影響ということで、全世界の温室効果ガスの排出量、全体のうち農林業由来が23%、農業由来が12%というふうに言われております。また、農業の中でも過剰な施肥は温室効果ガスの一つであります一酸化二窒素の発生源となるほか、国内の地下水の基準超過の9割が過剰施肥が原因であるというふうに言われております。

また、農薬につきましては、化学農薬に依存した防除体系では、病害虫や雑草の薬剤抵抗性が発達し、防除が困難となっている事例もございます。

こういったものが慣行農業だけに限られるものではないですが、特に化学肥料、化学農薬への依存が高い栽培体系では、こういった懸念がされるところでございます。

【川崎委員】温室効果ガスの約4分の1ぐらいが、おっしゃられた農業の方で出ていると、まさに食ないし人間の命を維持するための産業が、環境に大きな負荷を与えているという状況でございました。

そういった中で、有機農業のバイブルみたいなものがあるんですね、「有機農業の技術と考え方」と。この中に、やはりぴしゃっと書いてあるんですね。「有機農業とは、自然との共生を求める農業である。有機農業技術の基本は低投入、低栄養と内部循環の追求であり、それには技術と時間の蓄積が必要で、次第に豊かな自然共生の世界へと成熟をしていく」と、これは研究者にも農業者にも共通の認識ということで学ばせていただいております。

では、こういったことから、環境負荷の軽減に向けてどう取り組むか、県の認識をお尋ねいたします。

【清水農産園芸課長】本県におきましては、閉鎖性水域が多く、また、水源を地下水に頼っている地域もあることから、特に本県では水質保全のために農業生産現場での化学肥料、農薬の低減が求められているところであります。

また、消費者が求める安全・安心な農産物の生産供給をするとともに、生物多様性の保全ですとか、地球温暖化防止に貢献していく必要があると考えております。

このような観点から、本県の農業について環境負荷低減に取り組んでいく必要があるものと考えております。

【川崎委員】環境負荷の低減に取り組む、ほんと当たり前かもしれませんが、そのとおりです。

じゃ、具体、この農業の分野において、この有機農業がどの程度の状況なのか、地域や農家数、作付面積、その占める割合についてお尋ねいたします。

【清水農産園芸課長】まず、有機農業につきましては、これは「栽培当年を含めて3年以上、化学肥料、化学農薬を使用せずに、それから遺

伝子組換え技術を利用せずに栽培された農産物」ということで定義されています。

本県の有機農産物の栽培面積は、令和2年度末で195ヘクタールとなっております。これは10年前の平成22年の77ヘクタールと比較して2.5倍ということで伸びておりますが、県内の経営耕地面積の0.7%の割合にとどまっているところでございます。

また、農家数につきましては、こちらは有機JASの第三者認証を受けた戸数がございしますが、令和2年度末57ということで、全国の有機JAS認証農家戸数3,790戸に対して1.5%の割合となっております。

また、県内の地域別に見ますと、野菜につきましては諫早市、雲仙市、南島原市、水稲や果樹は長崎市での取組が見られ、近年伸びているのは、五島のカンショの取組が伸びているところでございます。

【川崎委員】詳しくありがとうございました。国においては、「有機農業の推進に関する法律」というのを平成18年に制定をされて、その中には、「都道府県はこの基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策について計画を定めるよう努めなければならない」という記載があって、それに基づいて、平成22年7月に、長崎県も推進計画を立てておられます。

資料を拝見いたしましたら、先ほど説明いただいた有機栽培農家の割合ということについて、平成20年が0.5だったのを、10年後、だから平成30年、もう3年前でしょうか、ここには2%に上げるという目標でありましたが、そこについては、やはり到達をしていないという状況かと思えます。必然的に作付面積についても、おのずと比例をしていくんだらうと推測をいたします。

そういった状況の中において、なぜこれが目標を達成できず、普及になかなか至らないのか、お尋ねをいたします。

【清水農産園芸課長】有機農業が十分に広まっていない理由ということですが、生産面、販売面ともにあるかと認識しております。

まず、生産面では雑草を防除する除草などに非常に労力がかかる、労働時間が長いということ、それから、収量や品質が必ずしも安定しない、不安定な場合が多いというようなことが課題として挙げられます。また、販売面におきましても、コストがかかる分、付加価値をつけて販売する必要があるわけですが、必ずしもこの販売価格が期待している水準になっていないこと、あるいは販路の確保が必ずしも十分できていない、個別に取り組む場合には、特に困難な場合が多いというようなことが課題であるというふうに承知をしております。

【川崎委員】数多くの課題があるということは、今説明いただきましたし、そうだろうなど。

一方で、環境負荷の低減、さらには安全・安心な食を求めているという需要、こういったものがあるのも事実でして、県がつくった有機農業推進計画では、やはり取り組みたい、積極的にやりたいという農家の方もいらっしゃるんです、意識はですね。しかしながら、やはり今おっしゃられたような内容でなかなか具体的に一步踏み出せない、そのような状況かというふうに思います。

そういった中に、国も当然、この環境負荷に向けての動き、報道で知りましたけれども、2050年には有機農業をかなりの比率に上げていくという目標も立てられております。ヨーロッパ、EUに負けないようにという取組目標だと思いますが、相当な高い目標かというふうに

思います。

そういった意味で、国、そして長崎県、こういった支援を行いながら推進していかれるのか、お尋ねをいたします。

【清水農産園芸課長】有機農業に対する支援策についてでございます。

まず、既存のこれまでにある支援策としまして、環境保全型農業直接支払交付金という支援策がございます。これは化学肥料・農薬を5割低減と併せて温暖化防止や生物多様性保全の取組を行った場合に支援をする、国2分の1、県4分の1、市町4分の1の負担で支援をするものがございます。この中で有機農業の取組につきましては、10アール1万2,000円の支援を行っているところでございます。

それから、国の有機農業推進総合対策という対策がございます。この中で有機農業を指導する方、指導員の育成、それから有機JAS認証の取得に向けた費用の助成等を行っているところでございます。本県におきましても、この指導員の育成に取り組んでまいりました。

それから、今後ですけれども、国が本年5月に「みどりの食料システム戦略」という戦略を策定いたしまして、この実現に向けた新たな予算といたしまして、令和4年度概算要求におきまして、みどりの食料システム戦略推進交付金というものが盛り込まれております。この中で環境に優しい栽培体系への転換支援や有機農業のモデル的先進地区の創出支援等を支援することになっておりまして、本県といたしましても、こういった交付金等の活用を視野に入れて支援を行ってまいりたいと思います。

【川崎委員】そういう制度も活用しながら普及に努めていただきたいなと思います。

前回の委員会だったでしょうか、有機野菜を

学校給食に活用してはどうかという質疑もさせていただきます。様々なケースを、機会を利用して促進をしていくというご答弁もいただいたところですが、先日、化学物質過敏症の方とお会いすることがありました。香りの害「香害」という方が、今、よく一般的に言われますが、まさに香り、いわゆる柔軟剤とか香水とか、そういったものの匂いに過剰に反応して、まさに体調不良、ひどい時には起き上がれないような状況、重度の方もいらっしゃる。私がお会いしたのは、まさにそういう方でした。食事はどうされているんですかと聞いたら、普通量販店で販売している野菜等を購入すると、やはり受け付けられないんですよ。だから、どうしているかということ、有機野菜をインターネットで注文して取り寄せていると。相当なコストということをおっしゃっていました。しかし、生きる上ではそこは避けられないので、そのようにされておりました。これは肉も魚も、やはりそんな状況なんだそうです。聞いていてかわいそうではありませんでした。

やはり需要はあろうかと思えます。まだまだよくわからないだけで、需要はたくさんあろうかと思えます。ぜひそういったところも考えていって、そして、新たに取り組んでいこうという若い就農者も励ましながら、制度も紹介しながら、ぜひ促進に努めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、県産材の活用状況についてお尋ねいたします。

ハウスメーカーさんと意見交換をさせていただいた時に、まず、県産材の状況もさることながら、木材が高くなって大変ということで、いわゆるウッドショックのことも冒頭おっしゃられました。どういった構造で発生をしているん

でしょうか、まずお尋ねいたします。

【永田林政課長】ウッドショックでございますけれども、アメリカにおけるコロナ対策による金融緩和、低金利政策が打たれております。それと、コロナに対して、今まで都市で働いていた方が地方へ流れていって家を求めるといった住宅ブームが起きて、アメリカの方で木材価格が高騰しているというのが1点。

もう一つは、木材輸送に使われるコンテナが滞留し世界的に不足し、日本に対して木材が入ってきにくい状況、なかなか入ってこないという状況、そういうこともありまして、日本への輸入材の木材価格が、いわゆる外材の価格が高騰したと。木材が高騰したのもありますけれども、量も減ってきていますので、それを補完するために、国産材に代替え需要が発生し、国産材の価格が上昇していると、そういった状況でございます。

【川崎委員】県内経済の影響についてどうかということも、大体分かるので、今の答弁でいろんな影響が起こっているということも承知をしておりますが、できれば国内産、そして、ひいては長崎県産材で安定供給でもって、そういった住宅にしる様々な需要に向けて供給体制がとれれば、これは望ましい形であろうかというふうに思います。

そういった中に、これは議会でも随分多くの方が質疑をされておりますが、CLT（直交集成板）についてお尋ねいたします。

まず、県産材を使って県内で製造といったものが考えられるものなのか、お尋ねをいたします。

【永田林政課長】国においては、CLT工法を普及させるためには、鉄筋コンクリート構造物と対抗できるCLTの価格にすることを

目指しております。現在、1立方当たり約15万円しますが、国においてはこの価格を7万円から8万円まで引き下げたいということ。その価格に引き下げるためには、一つの工場で年間5万立方ほどを製造する必要がある、それにかかる、いわゆる原木については、13万立方程度の原木が必要になるということでございます。

本県の素材生産量は、令和元年度で15万立方であり、うち7万立方が対馬ということで産地が分散していることから、CLT用の県産材を集約するという事はなかなか難しいということ。また、15万立方の中にはバイオマス材も含まれていますので、全てがCLTに使えるものではないということ。

それと、CLTの工場の建設費でございますけれども、年間3万立方ほどを製造する工場を建設した事例がございますが、それで約36億円かかっておると聞いております。

本県では、産地が分散している関係から、CLTの材料となる板を生産できる原木取扱量年間1万立方程度の中核となる製材工場は県央に一つ、対馬に一つということで、板を供給するのも県内の製材工場はなかなか厳しいという状況でございます。

以上のことから、原木の供給面、CLT製造面からも、本県単独でのCLT製造工場を建設するのは困難であるため、広域で検討する必要があると考えております。

【川崎委員】なかなか難しいお話でございました。

そうしますと、導入コストの低減に資する公的支援というものはあるんでしょうか。

【永田林政課長】CLTのコスト低減のための公的支援ということでございますけれども、林

野庁所管の補助事業として、林業・木材成長産業化総合対策事業というもののなかで、CLTなど先駆的な材料を使ったり、PR効果の高い公共建築物については、木造の部分になりますが、2分の1の補助ということで補助上限、補助金が2億円という事業がございます。

そのほかにも、国交省関係でCLTを活用した建築物実証事業であったり、サステナブル建築物等先導事業等、補助率が3割とかありますけれども、そういったものも活用できる事業がございます。

【川崎委員】要するに、そういったものがあれば、CLTの導入も検討していただきたいなと思うんですが、先ほど県内の工場を建ててCLTを生産ということは、現実的にかなり難しいということでありましたが、県産材をCLTをつくっている工場に持って行って加工していただいて、そしてそれをまた、長崎県の公共事業、今からいっぱい出てくると思いますが、そういったところに利用することができないのか、もし実績等もあれば、ご紹介ください。

【永田林政課長】これまでで県産材を用いたCLTの活用事例につきましては、県内では、ハウステンボスにあります「変なホテル」で、県産スギが全体の2割ほど使われています。

それと、波佐見町の西原の方に住宅がございますが、そこにつきましては、県産のスギ・ヒノキが100%という形でCLTが使われているという事例が2例ございます。

それと、県外の事例になりますけれども、108メートルのトンネル型の空間を持つパラリンピアのトレーニングセンター、これは新豊洲市場の真正面にございますけれども、その壁や天井にCLTが使われているという事例がございます。

【川崎委員】長崎県産材を他県で加工してCLT化して、そして、今おっしゃられたハウステンボスや波佐見や、また、東京のパラリンピックの施設に利用されるということがありました。

そういったことが可能であれば、県庁も大分頑張ってくださいていますけれども、いわゆる構造体というところで県産材が活用できるように促進を図っていただきたいと思うんですが、一つ提案なんですけど、県庁跡地に情報発信交流支援施設が整備されるように計画がされています。今、パブコメを求めているような状況がありますが、ぜひそういったところでも採用を検討していただきたいなと思うんです。関係部局とぜひ検討を進めていただきたいと思いますが、ご見解をお尋ねいたします。

【永田林政課長】県庁跡地でのCLT活用につきましては、普及性や先駆性が高いCLT建築物に対する国の補助などの活用も含め、担当である県庁舎跡地活用室とも情報共有を図りながら、検討してまいりたいと思います。

【久保田委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開をいたします。

-----  
午前 11時57分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

午前に引き続き、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

事前通告をされた委員の方で、ご質問はございませんか。

【西川委員】私は、3つ質問しておりますが、1点目の今夏の天候不順による米作とか露地野菜への影響の状況はどうか、簡単にお願いたします。

【清水農産園芸課長】この夏の米や露地野菜の生育ですが、この夏、8月の大雨、それから9月の台風等がありました。

まず、米についてですけれども、8月の大雨及び9月の台風で、倒伏が一部ありましたが、いずれも早期水稻の面積割合で0.7%、普通期的水稻の面積割合で1.4%と、倒伏自体はごく限られておりました。ただ、普通期的水稻では、日照不測の影響で、ややもみ数が不足するのではないかという懸念がございましたが、その後9月、秋以降天候も回復してまいりまして、その後の生育は回復しつつあるという状況です。今後、10月に入りましたら、今週末頃から収穫が始まるという時期にきております。

それから、露地野菜ですけれども、8月の大雨でニンジンですとか大根、こういった作物の種をまいたものが流れてしまう、あるいは種まきの準備作業が遅れるといった影響がございました。それによりまして、流れた種のまき直しはされておりますが、やや時期が後ろにずれ込むといったような影響が懸念されるところでございます。

【西川委員】農産園芸課長、ありがとうございました。

続きまして、2点目の林業についてお尋ねします。

木材の販売につきましては、午前中の説明でも幾らかあっておりましたが、やはりウッドショックなど、先ほどの説明のアメリカ、それに中国、また国内も一戸建て住宅などの需要が高まって、木材価格の上昇や品不足が聞かれておりますが、県内産の販売量とか金額とかについてどのように把握されておって、見通しなどはどうなのでしょう。

【永田林政課長】まず、ご質問いただいた丸太

価格でございますが、8月の丸太価格、伊万里木材市場になりますけれども、昨年がコロナの影響でかなり下がってしまいましたので、一昨年と比べまして、ヒノキで約90%高の2万9,000円、通常ヒノキは1万6,000円程度ですけれども、それが2万9,000円で、スギが26%高の1万6,000円、通常1万2,000円程度ですので、それからすると、依然として高い状況でございます。ただ、7月に比べますと、生産量も増えてきていますので、一定下落してきているということで、スギにおきましては、前月期からしますと17%下落しているという状況でございますけれども、まだまだ高い状況が続いているところです。

森林組合系統とか林業公社については、協定販売ということで、協定価格を定めてやっていますけれども、それについても市場の価格が上がっているということから、3割から6割程度上昇しているという状況でございます。

供給量につきましてですけれども、令和7年度の木材生産量を20万立方を目指して、今生産をしています。令和2年度における木材の生産量が、平成27年度と比較して143%、15万5,000立方と伸びており、年度年度を見ますと右肩上がりに上がっているという状況で、しっかりと木材の生産に取り組んでいるところでございます。

また、令和3年度のウッドショックにより丸太価格が上昇したことから、各林業事業体は、事業計画に基づき、積極的な出材を行っているところであり、聞き取りで把握している限りでは、例年以上に木材がしっかり出てきているということでございます。

あと、製材工場等につきましては、一時品不足、原木が入ってこないということがございましたけれども、9月に入って、原木の価格も高

い、そのかわり製材費も高いという状況で、品薄感はなくなってきていると、一定安定してきているという状況だということをお聞きしております。

【西川委員】 ありがとうございます。

それでは、林業振興のため、また充実のためにも、就業者、マンパワーの確保が大事ですが、皆様からいただいております「長崎の林業」とか新聞、テレビなどの情報でも、高校生、若者対策、また、地域でいろんなフォーラムなどをしたりして、林業に親しむようなことを努力されておられるのは知っておりますが、就業者確保について、一番手っ取り早いというか、目先にあるのは、高校の林業的な科のあるところだと思っておりますが、そのようなところに対しての働きかけ、また、Iターン、Uターンしている人たちへの就業の働きかけはどのようになされておりますでしょうか、お尋ねします。

【永田林政課長】 林業の就業者対策でございますけれども、まず、高校に対しましては、県立諫早農業高校、県立の北松農業高校及び離島の高校に対して、林業の仕事がどのようなものであるかということの理解を深めてもらうことで、地元就業規模を拡大させるとともに、林業就業者の若返りを図る目的で就業説明会を地元市町、県農林部局、林業協会、あと、関係団体の協力を得ながら、そういった説明会を行っているところであります。

令和2年度におきましては、新上五島町の県立上五島高校で9月に、参加者が102名でございます。諫早農業高校につきましては10月、40名が参加、県立北松農業高校については12月に20名参加をいただき、説明会を行っているところでございます。

その説明会を行った後になりますけれども、

諫早農業高校の林業コース40名に対しましては、高性能林業機械の操作の体験の実習を行い、また、伊万里木材市場や中国木材市場の見学をしていただいて、県産材の流通状況を学習していただき、林業についての理解を深めてもらう取組を行っております。

また、一般の方におきましては、県内の林業事業体や林業労働力確保支援センター、県森林組合連合会が主催します森の仕事ガイダンスにおきまして、林業に関する情報、林業作業の内容や就業までの流れについて説明、参加者からの相談に応じております。

令和2年度の実績でございますが、佐世保と諫早において、昨年9月にガイダンスを開催し、46名の方が参加していただいております。東京、福岡はウェブになりますけれども、これについては、それぞれ4名の方が参加していただいているという状況でございます。

森の仕事ガイダンスで森林・林業へ興味を持っていただいた方を対象に、林産の現場で機械化されている間伐作業の説明や作業体験の見学なども行う「お試し林業体験」というものを行っております。林業へ興味のある方へ職業として林業の選択の機会を広げ、新たな林業就業者を増やしてまいりたいと考えております。

お試し林業体験の令和2年度の実績でございますけれども、見学会に2名が参加していただいております。お試し林業体験で、県央地区で5名、県北地区で6名、計11名参加していただき、そのうち実際に就業につながった方が3名という実績でございます。

【西川委員】ありがとうございます。最近、NHKの朝ドラで、モネちゃんが森林組合に就職したというようなことで、一躍林業について、山についての理解や関心が上がったと思います。

そしてまた、テレビも最近、林業について、特にNHKなど特集するようになっておりましたし、林野庁の高性能林業機械という機械が、名前を言えば、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワード、タワーヤード、スイングヤードとか、面白そうな機械があって、今はもう体力じゃない、ちょっと言えばオペレーターでいいんだ。そして、ある林業関係の会社というか企業は、週3日制を目指しておるとか、そういうきつくない、汚れない、そして楽しい、高収入という働く場所ということで、だんだんと広まっているんじゃないかと思いますが、この高性能機械の導入によって、大分若者の関心が深まったり、また、若者じゃなくても高齢者なども楽になったりして、安全・安心な仕事がされるんじゃないかと思いますが、高性能機械の導入については、農林部としてはどのような考え方を持っておられますでしょうか。

【高橋森林整備室長】県では、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画におきまして、先ほど委員がおっしゃいました、生産性の向上、事業量の拡大、それから就業者の確保ということで、令和12年度までに木材生産量26万立米、林業専業作業員を420名、平均年収520万円確保を目指しております。

そういった目標を達成するためには、作業道などの路網整備や、高性能林業機械の導入を通じて、生産性を上げてコストを削減すると、そういったことが重要になってきますので、国の補助事業、合板製材というTPP対策といった事業がございます。それから、林業成長産業化といった補助事業のメニューがございます。それに加えて、県の森林環境税を活用いたしまして、機械が高額なものですから、リースと

ということで高性能林業機械導入の支援をさせていただいているところでございます。

県といたしましては、林業機械を導入して生産性の向上とコスト削減に取り組む林業事業者が中心になってきますけれども、そういったところを積極的に支援してまいりたいと考えております。

なお、現在103台の、先ほど委員がご紹介いただきました高性能林業機械が各事業体に導入されている状況でございます。

【西川委員】そういう高性能機械の導入によって、就業者が増えるということがありますし、また、先ほど言いましたように、安心、そして効率がいい作業につながるし、また、路網の整備にもつながりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

営農型太陽光発電について、県内の設置状況、または申請が今出ているのか、そういう設置状況と、それから、営農型でありますから、農産物を生産しなければならないと思いますが、その状況についてお尋ねいたします。

【村木農山村振興課長】営農型太陽光発電につきましてですが、営農型の太陽光発電については、農地に支柱を立てまして、上部空間に太陽光パネルを設置しまして、そこで売電を行うということと、その下部では農業生産を行うという形態のことでございます。

お尋ねの設置状況につきましては、本県においては、平成28年度から始まっておりまして、件数といたしましては、平成28年度が2件、平成30年度が1件、令和2年度が3件と、現在のところ合計6件となっております。

太陽光パネルの下部で営農する面積については、幅はございますが、約500平米から、多いところでは1万7,000平米となっておりますけ

れども、作物については、シキミ、ハラン、ブルーベリー等が栽培されている状況でございます。

次に、生産高につきましては、先ほどの作物については、例えばシキミであれば6～7年、ブルーベリーであれば5年程度、収穫するまでに期間を要するというところで、現在のところ、まだほとんど収量がないという状況でございます。しかしながら、例えばブルーベリーであれば、10アール当たりの収量が357キロとなっておりますので、その達成に向けて、市町の農業委員会を通じて県の方から指導をしているところでございます。

【西川委員】栽培の品種、種類によって、そういう5年から7年もかかるということですが、農水省の指導とか、または営農型太陽光発電という縛りの中で、そういう条件を満たしているのだらうと思いますが、ぎりぎり満たしきれないというような難しい状況の設置者のところとかはないんですか。大丈夫ですか。

【村木農山村振興課長】営農の状況については、毎年県の方に農業委員会を通じて報告をさせていただくようになっております。

現在のところ、例えば雲仙市の方でシキミを栽培されておりますけれども、やはり遮光率もありますし、年数もたっていないところなんですけれども、地域の平均収量が約1,000キロに対しまして、現在のところ、5年目で300キロ程度ということで、まだ3割程度になっているんですけれども、通常の営農で肥培管理等が適切に行われているかというふうなところが大事な視点になってきますので、収量確保というのも大事なところなんですけれども、そういったところも含めて指導を行っているところでございます。

【西川委員】最後にしますが、やはりパネルの下での生産体制ですので、難しいところもあるかと思しますので、農林部としましては、市町の農林課とか農協とか農業団体などと連携を取ってご指導のほど、よろしくお願ひします。

終わります。

【久保田委員長】ほかに、通告をされた方、ありませんか。

【堤委員】3点通告をしていましたが、本県の有機農業の現状と推進についてというのは、午前中に川崎委員が聞かれて、大体のところはご答弁いただいたと思っています。

今年、農水省が化学肥料や農薬を使わない有機農業を、2050年までに国内の農地の25%、100万ヘクタールまで増やすという「みどりの食料システム戦略」を取りまとめたということなんですけれども、2050年という、今から約30年かけて取り組んでいくという目標になります。

今、本当にSDGsということが言われて、脱炭素社会の実現とか環境に配慮した持続可能な産業への移行というのが大きな動きになっていますが、この有機農業について、大体のところは分かったんですけれども、やはり温帯モンスーン気候で雑草や害虫も多い日本ではなかなか難しいというご答弁でしたけれども、いろんな資料などを見ても、土づくり、身近にある有機物をたくさん利用して、土壌の微生物を増やしていくことによって健全な生育ができるような土ができて、そして病害虫も減るといようなことを知りました。

そういう栽培技術というか、そういったところを取り組む農家さんで共有して推進していくということは大事なことはないかなと思ひますけれども、県内でそういった栽培技術の向上

とか情報交換をするような組織、団体というのがあるのかどうか、お尋ねします。

【清水農産園芸課長】本県におきましては、有機農業に取り組みされる農家さんを集めてネットワーク化して、有機農業推進ネットワークというものを組織化しております。

こういった農家グループの中でそういった情報共有をしたり、あるいは一緒に販路拡大にも取り組んだりというような活動がなされております。

また、県といたしましても、有機農業の指導員ということで育成を図っておりまして、その地域の有機農業に取り組みされる農業者の方に技術の情報提供等を行っているところでございます。

【堤委員】ネットワークがあるということですが、大体そこに参加していらっしゃる数というのはどのくらいかわかりますか。

【久保田委員長】しばらく休憩します。

-----  
午後 1時52分 休憩

-----  
午後 1時52分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開します。

【堤委員】後で教えていただきたいと思ひます。

今、1次産業に従事する人たちがどんどん減っていったって、本当に後継者不足というようなことも問題になってはいますけれども、耕作放棄地が増えていったりする中で有機農業をやってみよう、新規参入をしてみようというような、Uイターンの人とか、そういった人も出てくるのではないかと考えています。そういうことを考えますと、やはり情報を共有してスキルアップを目指していくというのは大変有効だと思ひますし、この有機農業の推進には効果があると思ひますので、ぜひそういったところに支援をし

ていただいて、そして、積極的に推進をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

「ながさき森林環境税」についての基本的な考え（案）が出されました。6月定例会の時も質問したんですけれども、里山林の整備などが目標に達しなかったのは、不在地主がいたり、共有名義が多くて、事業を進めるのがなかなか困難だったというようなご答弁がありました。所有規模が小さくて、あるいはたくさんの方が所有しているようなとか、あるいは登記しないでずうっと長く経って、どんなふうになっているかわからないとか、そういう困難はたくさんあると思うんですが、今後の進め方の中で、高性能機械を使って進めていくというようなことも書かれていますが、逆に私はそれとともに、小規模な林業というのも進めてはどうかと思っています。

他県において自伐型林業とか、あるいは副業型の林業というか、そういう小規模の林業の振興を図っている例があります。そういうものを使って生かした、小規模の林業者向けの取組というのも進めてみてはどうかと思っていますが、いかがでしょうか。

【永田林政課長】自伐型林業、自伐林家を進めてはどうかということのご質問でございます。

自伐型林業と一言でいいましても、ボランティア的なものから森林の管理や造成など専門的な技術や知識が必要な、いわゆる専業、兼業的なものまで幅広い取組を指して自伐型林業と言っております。

自伐型林業につきましては、委員ご指摘のとおり、一般的には、林業事業体に比べ、自家労働が中心となることや、事業規模が小さいこと、このことによって労災保険への加入、あと、社

会保険への加入ができないなどの問題があります。

また、高性能林業機械の導入によるというのは、生産性を高めるだけではなく、現場の労働環境の安全性の確保ということからも必要となっていますが、規模が小さければ、高性能林業機械を使うというのもなかなか難しい状況にあるということ。

あと、自家労働とはいえ、継続的な取組を行うためには、経営や管理への従事者が収入が得られる仕組みが必要となり、通常、収穫された木材収入の一部を充てている、木材はあくまで森林所有者のものでありますので、作業した人はその一部をいただいているということでございます。

県といたしましては、対馬の方に自伐林家、まさに自分の山を持って自分の山を経営されている方がたくさんいらっしゃいましたけれども、先ほど述べたような問題点を考えながら、認定事業体という形に引き上げる。認定事業体になると、高性能林業機械のリースもできますし、社会保険への加入の補助とかもありますので、自伐型林家というよりも認定事業体に引き上げて、小規模な部分もやっていただいていますけれども、そういった形で育成を図ってまいりたいと考えております。

【堤委員】労災保険や社会保険の加入ができないというところ、どんなふうクリアしたらいいのかというのは、私も研究をしてまいりたいと思いますけれども、林業とサラリーマンであったり、そういうことを兼業で、週末だけの林業に取り組んだりとか、あるいはほかの仕事と半々で取り組んだりとか、単独でされる方もあると思うんですが、いろんなところ、情報を集めてみると、様々な取組が進められています。

それから、高性能機械を使うためには、やは

り大がかりに作業道をつくらないといけないですが、小規模の林業で取り組むならば、作業道も小さくてつくることのできる、高性能機械を入れなければですね。そういう林業であれば、作業道なんかそんなに大がかりにする必要がない。しかも、そういう自伐型林業の皆さんが持っている技術で、災害などの時も、大雨で道路が流出したりとか、そういうことがなくてしっかり保たれているとか、そういうこともいろいろお聞きをしています。

また、戦後に植えた木がどんどん大きくなって伐採の時期を迎えていると。それで、主伐・再造林の必要がきているというお話も聞いていますけれども、大きく育てる、間伐をしながらもっと長い期間育てる栽培をする。そして、間伐に少しずつ取り組んでいながらということで、ちょっとずつ収入を得ながらというようなやり方もあるんだというような、そういうお話も聞いたりしています。主伐でまた再造林といいますと、収益を上げるまでがものすごく長く期間がかかって、その間に獣害に遭ったりということもあるかと思うんですが、そういった面で検討をする余地があるのではないかと思います。改めてお聞きいたします。

【永田林政課長】主伐ではなく、間伐を繰り返すことで木を大きくして育てていっては、そういう施業をしてはどうかというご質問だと思いますが、県が経営する県営林や林業公社につきましては、森林の育成について、契約期間、土地所有者と契約を結んでおりますが、それを50年から80年に延長し、長期にわたって間伐を繰り返す長伐施業により、木を大きく育てるばかりではなく、太陽光が地表に届き、次の世代となる多様な樹木等の育成を促すことで、森林の公益的機能の持続的な発揮に努めているところ

でございます。

また、県全体の人工林においても、搬出間伐を中心に森林の整備と木材の生産を併せた形で行っており、その面積は、令和元年度でいきますと、搬出間伐が2,081ヘクタール、主伐面積が59ヘクタールということで、30倍もの面積が、主伐に比べると多いということで、毎年整備されている状況であり、未整備森林の解消に向けて、引き続き搬出間伐を繰り返して行うことで、森林の公益的機能の発揮に努めてまいりたいと考えております。

一方で、委員ご指摘のとおり、人工林の46年生以上が7割を占めているということで、高齢級化しています。もうかなり大きくなって成熟しているということから、持続可能な森林経営・管理を進めるためには、切って植えて育てるといった森林資源の循環を図る必要もあり、例えば主伐・再造林の適地において、計画的に小面積伐採や植栽を行うなど、環境や防災に配慮した主伐についても、一定程度取り組む必要があるかと考えているところでございます。

【堤委員】搬出間伐の方にたくさん取り組んでいらっしゃるということで、そして高齢級化した木についても、小面積の伐採を進めていらっしゃるということで、よく分かりました。

自伐型林業という小規模な林業を進めることで、農山村地域への新たな移住者を招いたり、あるいは林業に携わる人口を少し増やしたりとか、様々な面があるかなと思っています。納得のいくようなご答弁はあまりいただけなかったんですが、また研究しながら質問させていただきたいと思います。

最後の質問です。コロナ後を見据えたグリーンツーリズムの推進ということで、本当に今、コロナ禍で農家民泊とか修学旅行の教育の面も

全く止まっていますし、県内各地にそういうツーリズムの団体があって、体験的なものは進められていますけれども、だんだん縮小していつているのではないかと考えています。

そういう中で、やはり引き受けて受入れるところがどんどん少なくなっている、あるいは高齢化してきている、そういう問題があるのではないかと考えているのですが、コロナ後はまたさらに、そういった取組が活発になるのではないかと考えています。そういうに担い手の確保というか、そういったところをどう進めていかれるのか、ご質問します。

【村木農山村振興課長】まず、県内でグリーンツーリズムを実践されている農林漁業体験民宿につきましては、令和3年4月1日現在で912件ございます。令和2年の4月1日に比べまして、約10件減少はしております。

その実績につきましては、近年、修学旅行とか一般客の宿泊体験などによりまして、年間10万人を超える実績となっております。

しかしながら、委員からご指摘がございましたように、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、受入側として受入れ中止を判断せざるを得ないと。また、修学旅行の学校側からもキャンセルや延期が発生したということで、約3万人ということで大幅に減少したところでございます。

まずは、コロナ後を見据えて、一層の誘客拡大を図る必要があるということで、農泊の魅力満載したパンフレットをつくりまして、今年度は県内の小・中学校にも配布をいたしまして、その結果、県内の学校から、例えば松浦の方に体験をしに行っていたりとか、そういった実績も上がっておりますし、今後は、体験プログラムをさらに充実していくような支援とか、

あるいは、近年、外国人も増えてきておりまして、聞き取りによりまして、平成28年が1,600人だったんですけれども、令和元年度については8,200人ということで、約5倍に増えております。このインバウンド需要をさらに取り込んでいくということも必要になってきますので、そういった受入側の体制整備の研修会なり、例えばパンフレットについても、中国とか韓国に配布する時に、外国語に翻訳したパンフレットを作成しまして、旅行会社等を通じて配布したりというふうなこともやっております。

併せまして、人材育成という観点からは、新規開業のセミナーあるいは手引を作成しているんですけれども、今、地域の中でも、うちも農泊をやりたいというふうな声も上がってきておりますので、そういった現場の声をしっかりと捉えながら、先ほど言いましたセミナーとか手引をご紹介することで、市町あるいは関係団体と一体となって、グリーンツーリズムをさらに推進してまいりたいと考えております。

【堤委員】ありがとうございます。本当にコロナがなければ、もっともっと拡大していけたのではないかと考えていますし、外国人がこんなにたくさんインバウンド需要で増えてきているというのは、私もびっくりしています。

日本人にとっても、外国人にとっても中山間地域、あるいは長崎のしまであつたりの魅力というのは、私たちが感じるよりもものすごく皆さん感じていて、そういうところに私たちがもっと目を向けて、それを観光の資源として生かしていく必要があるのではないかなと考えていますので、ぜひしっかり受入先の確保とか、そういう声にも応えていただいて取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【清水農産園芸課長】先ほど有機農業の推進ネットワークについてのお尋ねがございました。

長崎県有機農業推進ネットワーク、こちらは個人で参加されている方と、あと、組織で参加されている方がおられますが、構成員としては個人、組織合わせて24が参加しております。

【堤委員】ありがとうございました。まだまだ少ないですね。そういうネットワークをもっと大きくというか、参入する人たちを受入れて有機農業を進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

【外間委員】県民所得向上対策の農業所得向上対策について、お尋ねをいたします。

今回、農水経済委員会の所管である産業労働部、水産部、そして農林部とそれぞれに、中村知事が平成25年に力強い産業を育てるべく数値を明確に目標化させて、それぞれの産業部門で所得の向上に向けたそれぞれの生産性を高めることによって、県民の所得を向上させること、それは肝いりでやられたということで、もうかれこれ10年近くになるんですけども、いまだそのチャレンジ2020、次のチャレンジ2025にもそれぞれの農水部門で目標を数値化して打ち出して、そしてそれぞれの分野別に目標を立てて達成に向けて努力をした積み上げの結果が、様々な農産物の売上向上にもつながっております。

ただ、問題提起として、これから2040年問題、もう目の前にきた、20年先のこういう時代に、果たして農業分野だけで人を確保して、そして、技術だけを高めていって、本当に所得向上が保たれるのかどうか、本当にみんなで考えていかないと大変な問題になるということで、それに向けてもそれぞれ全庁的にやっておられることだと思いますので、どういう方法、もうかる農

業が必要なのか、担い手をどうやって守っていくのか、そういったところについて、後ほどお聞かせいただきたいと思います。

平成25年に所得向上対策として、農業部門の目標、そしてその達成率、そして2020における農業部門の目標、達成率、増加目標でも結構でございますので、改めてこの10年間における目標に対する達成、そういった数値をお示しいただきたいと思います。

【小畑農政課長】委員からご指摘がございました、県民所得における農業所得の状況でございますけれども、おっしゃったように、県の総合計画におきましても、農業分野のKPIといたしまして、生産農業所得を増大させる目標を設定しているところでございます。

今回の県の総合計画におきましては、平成30年において570億円をベースに、令和7年に686億円まで増やすというような目標を掲げておりました、現状についての直近のデータで申し上げますと、生産農業所得につきましては、令和元年で593億円と、これは10年前と比較しまして62%の増と、とても大きな伸びを示しているところでございます。

これらの伸びの要因といたしましては、ハウス、畜舎、集出荷施設、基盤整備など、そういった生産基盤整備事業の実施ですとか、優良品種の導入、肉用牛の導入事業、ブランド化、そういった生産性向上の取組を進めたことによりまして、規模拡大や多収化、高単価化、低コスト化が図れたからというふうに考えております。

総合計画の目標達成に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【外間委員】ありがとうございました。総合計画は、まさに県民に対する農水部門のマニフェストでありますから、約束した数値計画がどう

行き渡っていったかということの結果が、ただいまの目標達成に対する農政課長の結果報告につながっていくものということで、ここ数年、その伸び率は全国的にも3本指に入るくらい、農業の生産部門は伸びてきているというのは、やはり県民に向けてどう目標を設定して、待たなしでその事業に取り組んでいくかということが、まさに民間企業も同じように、経営利益を、計画を立ててどうやって利益を上げるか、売上よりもむしろ利益を上げて、その利益計画を立てることが大切なことだと。売上は後からついてくるわけですから、やはり矛先も考えて、そういう計画が実施できていっているのではないかというふうに、農林部のそれぞれのセクションにおける生産の計画についての実行度は非常に評価できるものだと私は思っておりますが、さて、問題提起の中で、どう担い手を確保していくかということについて、農林部門でその担い手確保についての目ざといお話等お聞かせいただければと思います。

【小畑農政課長】先ほど、一定生産農業所得については伸びているというようなお話をさせていただきましたが、委員からも問題提起がありましたとおり、本県では、全国よりも早いスピードで少子高齢化、人口減少が進むという中で、農業従事者の減少というのは当然ございますので、今後、産地の縮小が懸念されます。

併せまして、近年頻発する自然災害や気候変動への対応ですとか、新型コロナウイルス感染症の影響というのがございますので、農林・農山村地域における生産基盤の縮小ですとか、活力低下などが危惧されているのが課題だというふうに捉えております。

これらの課題解決に向けて、先ほど委員がおっしゃった後継者といいますが、新規就農者を

どうやって確保していくかということにもつながるんですが、農林部におきましては、第3期ながさき農林業・農山村活性化計画を策定いたしまして、スマート農林業の導入、生産基盤整備の加速化等を通して、生産性の高い産地の育成と所得の向上を図るということを産地ぐるみで行いまして、そういった効果を発現することによって、若者をとどめる、もしくは呼び込む、さらに呼び戻すといった流れを強化することにより、今後、産地の維持拡大を図っていかうというふうに考えております。

具体的に取り組を申し上げますと、農業所得の向上ということでもありますので、中山間地域や離島の多い本県の地理的特性を踏まえまして、農地の基盤整備をさらに進めまして、大型機械の導入による省力化、効率化、規模拡大に取り組んでいきます。そういったものですとか、露地野菜などではICTやAIを使った生育予測システムや無人トラクター、そういったスマート農業の導入を促進いたしまして、省力化、高品質化、規模拡大を進めるとともに、外国人材などの労力確保を図っていかうということも考えております。

また、施設園芸におきましては、高規格のハウスの整備ですとか、ハウス内の気温、湿度、二酸化炭素濃度などの環境制御技術の導入によりまして、単位当たりの収穫量の向上、品質向上を進めてまいりたいと考えております。

併せまして、肉用牛などではICT技術を活用しました分娩期間の短縮、放牧技術の普及、さらにはヘルパー組織活用など、労力軽減を進めることといたしております。

これらの取組を着実に展開していくことで、本県の農業の生産性向上を図り、所得向上につなげていくと、その上で若者を呼び戻していく

といった流れを今後つくっていかうというふう  
に考えております。

【外間委員】農政課長、どうもありがとうございました。幅広い分野においていろんな問題、課題解決に向けた取組をお話いただきました。その言葉の中に、「若者をどうやって呼び戻すか、とどめるか、呼び込むか」というこのフレーズ、実にいいフレーズで大切だなというふうに聞かせていただきましたけれども、この第3期ながさき農林業・農山村活性化計画、スマート農業等がどれだけ収益性を高める農業に展開していくものか、大変楽しみでありますし、農家に関わる以外のどういう若者を、外国人を、移住政策を、いろんなものも含めて、他所管とも連携を図りながら、農業に取り組む人、関係者をしっかり魅力あるものに導いていくための手助けをどうぞしっかりと行政でやっていただきたい。

そして、来るべき20年先の大変な問題に対して、長崎県がせっかく今までつくってきた様々な魅力あるブランド製品を、いっぱい抱えているものが、この人口減少によってなくなってしまうということのないように、どうかこの問題に向けても、計画は計画としてしっかりとやっていただきながらも、大きな問題に向けての取組というのをも併せてご検討していただきたいということをお願いして、終わります。

【久保田委員長】ここで換気のため、しばらく休憩します。

再開は、14時35分からです。

-----  
午後 2時20分 休憩

-----  
午後 2時34分 再開  
-----

【久保田委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

【山本(由)委員】 それでは、食育に関する農林部の取組について、お伺いをします。

この件については、今議会の一般質問で山口(経)副委員長が取り上げられていますので、重複する部分が多いかと思えます。また、全く同じ質問を、昨日、水産部でしております。よろしく願いいたします。

第3次長崎県食育推進計画の実績と第4次食育推進計画の取組についてということで、本県では、国の食育基本法の制定を受けて、平成18年に長崎県食育推進計画を策定し、5年ごとに更新という形で、令和2年度までが第3次、本年度から第4次計画を策定しておられます。

その中で、関係者として農林漁業者、それから農林漁業者等の役割としては、多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、県民の理解を深めるように努めると、それから、食育の推進に関する活動を行うように努めるというふうになっておりまして、内容的には、第3次、第4次同じかと思えます。

農林部におかれましては、第3次、第4次計画、さらっと見ましたけれども、4つ、5つ、複数の課が関係課ということで関わっておられますので、これらの施策に関する第3次計画の実績と、第4次計画の取組について、概略ご説明をいただければと思えます。

【村木農山村振興課長】 第3次県食育推進計画におきましては、農林業体験による生産者との交流や食の情報提供、食への感謝の気持ちの醸成、地産地消の推進、特色ある食文化の継承など、農林業者や関係機関と一体となってこれらの取組を進めてまいりました。

実績につきましては、農林部の目標としまして、子どものほか大人の方々も農林業や食の体

験をすることで、農林業への理解促進とともに、地元農産物への関心と消費拡大などにつながるものと考えまして、農産物直売所とグリーンツーリズムの売上額としているところがございます。令和2年度の売上額につきましては、目標の117億円に対しまして、実績は109億円となっております。達成率は93%となっております。

未達成の要因につきましては、農産物直売所については売上額の目標を達成しましたけれども、農泊につきましては、高齢化等によります農林漁業体験民宿の件数の減少に加えまして、昨年度は新型コロナウイルスの影響によりまして、受入側として、農泊はホテル等と異なって、人と人との接触機会が多いということで慎重な対応が必要であったこと、地元の方々の理解を得るのが難しかったこと、加えて、修学旅行の学校側からもキャンセルがあったことなどによりまして、令和2年度の売上額については、目標を達成できておりません。

第4次の計画につきましては、昨年度からのコロナの影響もあるんですけども、コロナ後を見据えて、先ほどの低下要因でございましたグリーンツーリズムの売上額もしっかりと回復できるような取組も含めて、第3次計画と同様の取組を継続してまいりたいと考えております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。今回の4次計画の中では、全ての世代に県の取組を分かりやすく伝えるという観点から、新たに乳幼児から高齢期まで6つのライフステージに分けて、それぞれ目標を掲げて、県民一人ひとりが目標を意識して食育の関心を高めるということで、関係部局が連携して取り組んでいきますよというふうな、少し新しい内容になっているんですけども、このライフステージごとというのは非常に重要なんだろうと。子どもさんで

あったり、小さな子どもさんのいる親御さんだけじゃなくて、少年期といいますか、それから高齢期というところに対して、どういうふうに食育という形で取り組んでいくのか、いわゆる農水産物に対してですね。

その辺のところについて、ステージごとに具体的に農林部としてどういうふうに取り組んでいかれようとされているのかをご答弁お願いします。

【村木農山村振興課長】 第4次食育推進計画におきましては、6つのステージにおいて設定されておりますけれども、農林部としましては、乳幼児期を除く全世代を通じまして、地産地消や郷土料理、体験などを通じて、農林業に関わる人々への感謝の気持ちの醸成、あるいは食文化の理解促進と継承など、それぞれのライフステージに応じて果たしていただきたい役割ということを位置づけながら、この取組を進めていくこととしております。

具体的には、県では地域に密着した農林業体験の充実、あるいは生産者と消費者をつなぐために地域で開催されます「ながさき収穫感謝祭」への支援、学校給食での地場産農畜産物の活用促進、直売所における持続的な生産体制の整備、あるいは、直売所がSNSなどを活用した情報発信といったところを、農林業者や関係機関一体となって進めてまいりたいということで考えております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。それから、県の食育推進計画のベースといいますか、国の食育推進計画も同じ時期に第3次、第4次というふうな形になるわけでしょうけれども、それで、国の食育推進計画もさらっと見たんですけども、基本的な考え方は同様としても、健康とか食を取り巻く環境の変化とか、社会のデ

デジタル化というふうな流れの中で、重点課題の表現の方法であったり、それから基本目標というのがかなり変わっているなというふうな印象を持ちました。

例えば新たな目標として、栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすことであるとか、産地とか生産者を意識した農林水産物、食品、それから環境に配慮した農林水産物、食品を選ぶ国民を増やすというふうな目標が挙げられております。県の方も、当然それに沿って動かれると思うんですけども、食と環境の調和とか、多様な主体とのつながりの深化であるとか、ICTなどのデジタル技術を有効活用した効果的な情報発信、今お話がありましたけれども、そういったものの取組を進めていくというふうな、ここに少し踏み込んでいる感じがするんですね。

ですから、こういう国の新しい目標であったり、デジタル化に対する県の今後の取組について、ちょっと総論的になるかと思しますので、農林部長の見解をお願いします。

【綾香農林部長】私どもは、食は人が生きていく上で一番大切なものであるというふうな考えをしております。そのため、農林部といたしましても、食育を通じてしっかり各世代において食の大切さや生産を行っていただいている農林業そのもの、農業者の皆様の暮らし、そういうものまで含めて理解を深めていただきたいと考えております。そういうことを通じて、本県の農林畜産物への関心と消費にもつなげていきたいと考えております。

また、食育の取組、数ある取組の中でも、特に農林業の実際の現場で学ぶ農林業体験が私は一番大切だと思っております。自ら農作物を育て、そして収穫して、それを実際に料理をし

て食する、伝統料理とかも含めてですね、食していくと。そういう喜びを通して食の大切さ、農林業への感謝の気持ちを、「簡単には、そう食べられんと」というのを分かってもらうということも含めて、しっかりと体験を通じてしみ込ませていただければなというふうに考えております。

また、そういう体験の現場は、今までの慣行農業の現場だけにとどまらず、先ほどから話題となっております有機農産物でご苦労されている現場であったりとか、あと、栄養バランスにもしっかり気をつけてつくっておられる、機能性とかも含めた農産物であったり、それを料理されている婦人のグループだったり、そういうところのお力も借りながら、総合的に長崎でずっと育まれてきた農、食、食文化、そういうものを含めて、小さい頃から大人の世代まで、しっかりと実際に体験して身につけて、そして、長崎を離れても長崎の食が恋しいと思ってもらえるような人が一人でも増えるように、しっかりと頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【山本(由)委員】ありがとうございました。食育というのは非常に重要な内容ではあるんですけども、こういう食育基本法自体が平成17年ということで、比較的新しいということもありますし、何せ社会の変化でどんどん、これも食育に関係ある、これも食育に関係あるということで、どこが最終的に、いわゆる役所とかで主体になるのか、どういうふうに当事者意識を持って連携していくのかというところが、まだ確立してないのかなというふうな印象を持っております。

私も今回調べていて分かったんですけども、国の所管は農林水産省が食育をしていて、都道

府県ベースで見た時に、例えば福岡県とか宮崎県とか鹿児島県は農林水産部というか農政の方がやっているし、長崎県みたいに環境とか生活がやっているところもあれば、健康とか福祉とか、そちらの方が所管しているというところがあります。もちろん、そこだけがやるということではないんですけれども、ともすれば、今までの取組が結果的に食育につながっているとかということにもなりかねませんので、今、部長のお話を聞いたら、すごく主体的に考えておられるということが分かって安心したんですけれども、結果的になるということじゃなくて、それぞれの事業が食育のためにというふうな視点をこれまで以上に持って取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、振興局の見直しの件なんですけれども、今回の振興局の見直し実施計画案というのは、ご承知のとおり、長崎、県央、島原の3つの振興局を令和8年度ごろに諫早に設置されます県南振興局に集約しようという計画案になります。このうち島原振興局については、その中でも農林部門については、原則として県南振興局に集約をしますと。ただ、農業普及機能とか家畜保健衛生所は島原地区で、現在と同様の体制を継続、配置をし、また島原地区には新たに、農業土木のうち現場で事業推進のための機能を行う、島原農村整備推進室を配置するというふうにされています、今回の計画案では。

当初の昨年までの案では、農業普及機能と家畜保健衛生所以外は全て県南振興局に集約されるという計画になっていましたので、その部分について、農業土木関係が一部残るというふうな形で、少し安心をしているところであります。

そこで、当初案、昨年までの案からこれまでの経緯と、今回の計画案に対する農林部として

の見解をお聞かせください。

【小畑農政課長】振興局の再編に伴います農林部門におけます島原農村整備推進室配置につきましてのご質問ですけれども、委員おっしゃったとおり、当初につきましては、先ほどおっしゃった内容で再編を進めるということで進んでおりましたけれども、その後のやり取りといたしますか、当然、島原半島地域は、農業産出額が県全体の4割を占めるという農業地帯でもありますし、まさしく島原半島、3市を含めまして地元の声といたしましては、農業土木部門の集約による農業農村整備事業への影響といったものに対する懸念が多くご意見として出されておりました。

そういったご意見等も踏まえまして、今回、今後の半島地域の農業農村整備事業の推進のために、島原地区に、先ほど申し上げました島原農村整備推進室を配置することとしております。機能といたしましては、市町担当部局や施工地区の農業者の皆様との総合調整ですとか、計画策定に向けた新設される県南振興局本所と地元をつなぐ役割と、そういったものを担う組織として新たに配置をするということで、今回、案の中に出させていただいたという状況でございます。

今後は、新しくできる室と集約された本所の農業土木部門とが十分連携した上で、併せまして、島原地区に存置します農業普及部門と一体となって、島原半島地域の農業振興にしっかりと取り組んでいきたいということで進めることを考えております。

【山本(由)委員】 ありがとうございます。

次に、この県南振興局への集約の規模についてなんですけれども、今のところ、全体の規模として、トータルで30人程度の減員というのが

出されているぐらいで、細かいところというのは、もちろん出ていないところなんですけれども、ざっと試算した時に、島原振興局については、明らかに集約をするというところと、残すというところがある程度見えてきているんですね。そうなってくると、農林であったり、要は農林部門と建設部門になるんですけれども、ここが、多分3分の1ぐらいになるだろうなというふうな感覚があるんですね。その中で、新たに設置予定の農村整備推進室の、機能については、今、農政課長がお話しされたんですけれども、規模感というんですかね、そういったものが、もしお考えがあれば、お示しいただきたい。

【小畑農政課長】新設する推進室の規模感でございまして、具体的な人数とか、どういった体制かというのは、まだ今後もいろいろ検討が必要でございますので、今この時点で正式なものは申し上げられませんが、先ほども申し上げたとおり、基本的には専門性を備えた県南振興局の農林部門と連携を図るという中で、この推進室が担う内容というものが、今後の事業計画の申請ですとか、島原半島3市や地元等との調整、そういった事業を主とします。併せまして、団体や事業の指導監督といったものに特化してやるような形になりますので、規模感からいきますと、当然、今の規模からかなり縮小される形になろうかと思っております。

【山本(由)委員】なかなか数字的なところは難しいかなと思うんですけれども、最後に、もっと細かい話で恐縮なんですけれども、今回の案の中で、「当分の間、島原農村整備推進室を配置する」という書き方があって、それが句読点で挟まれて、わざわざ「当分の間」というのがえらい強調されているような感じがしまして、それで、今お話があったとおり、県内随一

の農業地帯でありますし、今現在、多くの基盤整備事業が実施され、あるいは計画をされて、当然令和8年度頃の集約以降も、引き続き農地の基盤整備というのを継続的に、強力的に進めていく必要があるというふうに考えるんですけれども、そこでわざわざ「当分の間」といったような気がして、ここが何か引っかかるところがあるんですけれども、期間について何か意味があるのか、そういったところを最後にお聞きしたいと思います。

【小畑農政課長】「当分の間」という文言につきましては、この実施案の中に農業普及機能、家畜保健衛生機能については、引き続き継続して島原市に残すといったものが、まず一つあります。

原則といたしましては、県央、県南振興局の方に再編・統合するというのが大きな原則でございまして、先ほども申し上げたとおり、新しく設置します整備推進室につきましては、委員もおっしゃったとおり、今後も島原半島地域においては、農業農村整備事業で既に計画されている地区ですとか、推進組織が発足して、計画が今後進んでいくものといったものもございまして、それについては、当然、着実に推進していく必要があるということで、期間を限定するものではございませんけれども、今後の事業箇所や進捗状況、将来的な事業量を見ながら検討していくという意味合いを含めて、「当分の間」といった表現を使わせていただいております。

【山本(由)委員】ありがとうございました。この件については、まだ流動的な部分といたしますが、大まかな方向性はもう決まっているかと思っておりますので、やっぱり地元の状況であったり、いろんな意見をまた聞きながら要望していきたい

いと思いますので、よろしく願いいたします。

【久保田委員長】ほかにありませんか。

【吉村委員】毎回最後に質問になって、気が弱いもんだから、なかなか手を挙げきらんで最後になりますが、お疲れのところ、最後までお願いいたします。

まず1点、和牛共進会の準備についてということで、これは毎回質問があっているかと思うんですが、いよいよ来年、鹿児島全共ということを抑えて、その進捗状況についてお伺いをしたいところです。

【山形畜産課長】和牛共進会については、5年ごとに開催される和牛のオリンピックと称される、非常に注目度の高い大会でございます。これが来年10月、鹿児島の方で開かれるということで、あと1年というところになっております。

現在、鹿児島大会に本県から、出品部門が1区から8区までありまして、その20頭、それから、新たに創設されました農業高校・農業大学の部に1頭、合わせて21頭の出品を予定して、今、準備を進めております。

具体的には、肉質や肉量を競う肉牛の部というのがありまして、ここについては、今年の4月に、県内各地で育成された60頭を、優れた肥育技術を持つ肥育農家15戸に引き渡しをして、現在、順調に発育をしているところで、最終的には、ここからさらに7頭に絞り込んで大会に持っていくと。

それから、牛の外貌とか体形を競う種牛の部というのがございますけれども、これについては、計画的な交配をしながら、昨年10月以降、子牛がずっと生まれてきておりまして、その生まれた子牛の発育状況を確認しながら、地域への保留促進というのに取り組んでおります。今後、各地域での選考会を経て、来年の7月に

県の代表牛選考会というのを予定しております。そこで、先ほど申しました肉牛の部と合わせて20頭、それから農業高校・農業大学の部の1頭、合計21頭を選抜して、鹿児島県の方に持って行って、第10回全共の時に、長崎であった時に日本一をとりましたので、ぜひ鹿児島大会でも日本一をとりたいというところで頑張ってもらいたいと思っております。

【吉村委員】そういう一体の流れのことはわかるんだけど、ここにスケジュール表をもらっとるんだけど、令和3年9月という段階で、第1区が候補牛直接検定調査、それから3区が候補牛のリストアップ、6区はもう8月で終わっているのかな。4区、5区もそこら辺がもう始まっていくんだと思うけど、ここら辺のスケジュール的には、進捗としては順調に進んでいるということで判断していいのか、お尋ねをします。

【山形畜産課長】各区ごとに出品の月齢であるとかがずっと決まっておりますので、その基準に合っている中から最高の牛が出せるようにということで、地域の方でも取組を進めていただいているところであります。

【吉村委員】大体順調に進んでいるということで、非常に期待をするところですが、この中で、これまであまり聞いたことがない言葉があって、SCD遺伝子型検査、ゲノミック評価採材というのがあったけど、ここら辺は新たに取り入れられた技術かなと思うんですけど、そこら辺の説明、これによってどういうところがよくなるのかというところが分かれば、お知らせください。

【山形畜産課長】この鹿児島全共から、肉の脂肪の質というのが非常に重視されると。前回の宮城大会の時、長崎県が「交雑脂肪の形状賞」を獲得し、脂肪の質が非常に評価されました。

前は特別賞だったんですけども、鹿児島大会からはそれを区としてしっかり評価していこうという区ができます。要は、脂肪のおいしさであるオレイン酸とか、こういったものを評価していこうというところで、先ほどその中で、いかに精度の高い牛を選び出すかというところで、SCD遺伝子というのは、オレイン酸等をつくる能力があるかというのを血液検査をして、その遺伝子を持っていれば、そういう能力があるということでありまして、ゲノミック評価についても、さらに肉の質とか量とか、脂肪交雑、さしの入り具合とか、そういったものを遺伝的に調べて比較対照することにより、遺伝的に優れたものを選び出すことによって、精度をより高くして、他県より一歩でも二歩でも上をいけるようにということに取り組んでおります。

【吉村委員】今の答弁で大体わかったんですけども、遺伝子を調べるというのは何かと思って聞いたんですけど、というのは、この前から、九州の枝肉共励会で、長崎の牛が肉質とか脂肪交雑はいいんだけど、いわゆる取れ高というか、骨が大きいとか、全体的に1頭当たりの肉の量というのが少ないというので、少し評価が下がった時があったやに聞いたもんだから、そこら辺で、こういう遺伝子を検査して調べて掛け合わせをやっていくということでレベルを上げていきよるのかなと思ったんですけど、今の説明は大体そういうことと理解をして、期待をしたいと思えます。今後とも、事故がないように進めていただきたいと思います。

続いて、県内農産物の状況についてですが、今まさに山本(由)委員から食育の質問で出たのを聞いて、それと同じような感じです。学校給食に、これはコロナ対策もあって、令和2年度で長崎県産の牛肉等の学校給食活用促進事

業というのがあったと思うんですけど、これは令和3年度についても同じような事業がされているのかなと思うんですけど、いかがですか。

【長門農産加工流通課長】委員お話にありました、令和2年度に実施いたしました「長崎和牛」の学校給食への提供ですけども、これにつきましては、令和2年度の緊急経済対策補正ということで、国の経済対策を活用して実施した事業でございます。

これにつきましては1年限りということで、令和2年限りの事業になっておりまして、令和3年度からは、新たに事業者が取り組む場合に、そういう新たな販路として学校給食に供給できるということで国の事業が変わっておりまして、実際、県でその事業には取り組んでいない状況でございます。

【吉村委員】事業者直で国との間で同じようなことが、県を通さないでやって、学校給食に令和3年度も使われているという実態とかというのは把握しておりますか。

【長門農産加工流通課長】この令和3年度の事業が開始されるに当たって、食肉の卸さんとかに、こういった事業も始まりますよということのお話をさせていただいたところでございます。その状況の中では、令和2年度の事業の効果というものもあるのかと思いますけれども、一定枝肉価格がコロナ前から回復してきているという状況、それと、卸の在庫自体も、その時点は適正な在庫量で推移していたということで、事業者としては、今のところ取り組む予定はないと、実際、事業はされてないというふうにお聞きしております。

【吉村委員】それは残念ねと思うけど、学校給食に、こういう県産の牛肉等をどんどん使ってほしいと思うたいね。だから、昨日も水産部で

も聞いたんだけど、県内の水産物の学校給食への利活用ということで、令和2年に103万食を目標にやって、合計851校に対して129万食の実績でしたと、こう言うわけです。

それなら、今度はここも、結局令和3年度は事業主体が国から、漁連とかを通して直接納入されるというような話で、23万人ぐらいかなとかこういう話が出ていたんだけど、それに何か出ると、またこうと、同じような事業がある程度続いていくと。だから、県としてもそこら辺は把握しとってねということをお願いしたんだけど、農林部としても、去年が和牛と地鶏が納入してあるみたいだけれども、基本的に予算が3億5,000万円で、その半分ぐらいしか、9月時点で消化してないと。そこは何の問題があるかと聞いているんだけど、そこら辺で食育とかいうことから考えて、やっぱり事業主体とも話をしながら、そこら辺の商品についても継続してやれるようなことを考えていただけたらなと思うんだけど、いかがですか。

【長門農産加工流通課長】特に今回、学校給食に関しましては、長崎和牛自体の在庫量が滞留していたということで、令和2年度は緊急的にやらせていただきました経緯もございます。

やはり学校給食の中では長崎和牛自体が単価が高い、肉自体が単価が高いということと、やっぱりカロリーが高いということでなかなか使われてないと、量的にも使われてないという部分があるかと思えますけれども、今回の事業の中でも活用されるような事業者がいらっしゃれば、そういった形で、こういう事業が活用できますということを推進してまいりたいと思います。

実際、令和3年度が、第3次募集までは終わっているものですから、第4次以降、またそうい

う事業が出てくれば、事業者の方々にも、こういう事業も活用できますということをお話ししてまいりたいと考えています。

【吉村委員】さっき聞いていて、食育は、なるほどそういうもんだと、やっぱり県内でできた農水産物を県内の子どもたちに給食として食べさせて、自分たちの地元でこういうのができよるということを学んでもらうとか、親んでもらう。それが将来の食べ物の考え方にもずっと残っていくということになるだろうと思うので、そこら辺は前向きに捉えて、水産物と同じように考えてもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。

それともう一つ、農産物の状況と書いているんですけど、農産物に対する影響と考えると、鳥獣被害が、令和2年の佐世保市の要望にも出ているし、その後、ちょっと忘れていたけれども、この要望は、県の負担分を復活してくれという要望なんですけど、これは国の特交がついて、特交の分、市町の負担が減るのでこうこうということで、いきなり県はゼロにしようとしたけど、1頭当たり500円か残してくれた。非常にありがたかったんだけど、その事業が鳥獣被害防止総合対策事業で、令和元年から3年まで、一応期限を切って予算をつけてあるわけね。それで、今年3年度が終わるんだけど、今後についても、県単の補助事業というのは継続されるべきと考えるけど、どのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

【村木農山村振興課長】今、委員からご指摘ございましたように、この制度につきましては、平成30年度をもって、市町の方には特別交付税、特交措置を最大限生かしていただくということで、県と市町の役割分担の中で、今後進めていきたいと思いますというので設けた制度なんですけど、

やはり報奨金を廃止することによって、市町の真水負担が増えるということで、先ほど委員からご指摘ございました措置をしているところでございます。

今後の考え方につきましては、事業の期間上、令和3年度というふうになっておりますけれども、市町あるいは猟友会、農林業者一体となってイノシシ対策も含めて進めていく必要性がある事業でございますので、予算継続に向けて、まずは予算要求をしまいたいということで考えております。

【吉村委員】これは、結局、市の支出が増えるところ、市の支出も増えてないわけよね。だから、復活するというよりも、私らとしては、そこに市の負担分が増えないように、この500円というのを県が出してよとお願いしているところだから、ありがたいという話にはなるんだけど、まだまだ被害があって農家は困っているので、予算要求をしまいたいですじゃなくて、予算を獲得しますと言ってほしいんだけど、いかがですか、部長。

【綾香農林部長】1頭当たり500円の市町負担の軽減の部分については、しつかりと予算を獲得して、県と市町が一体となって鳥獣被害対策に打ち込めるようにしっかりと努力をしまいたいと思います。

【吉村委員】ありがとうございます。そのように言っていたかかないとね、最後は、しっかりと努力になったけど、獲得してくださいね。お願いします。

もう一つ、鳥獣関係で、防護柵整備というのがある、シカ、アライグマあたりの捕獲報奨金も新設してくださいよと要望は出ているんだけど、なかなかそれは難しいところもある。それでも、県北の方もシカがどんどん増えてき

て、ワイヤーメッシュを張ってある、これの更新時期もきているということもあるし、そのワイヤーメッシュの1メートルぐらいの高さは、シカは簡単に飛び越えて田んぼの中に入るわけよ。だから、その上にもう一枚、ワイヤーメッシュを継ぎ足して張るということは、これは国で認めてもらって、メニューに入れてもらってできるようにはなっているんだけど、そのためには、結構補強もせんといかんだろうし、この前も鹿町で、農家の人たちが竹を切ってきて、そしてひもを張って、ぴらぴら光るのを下げて、これで効果があるんじゃないかと、実証試験みたいなもんでやろうよとあって、県北の課長も出てきて、一緒に手伝ってやりましたと自慢しよったけど、後、終わってから一杯飲ませるぐらいの予算をつければとぞと言うたっちゃけど、農家の人はそうやって頑張っておられるんですね。

だから、それを後押しをしてやらんと、生産意欲が湧かなくなりやすもんだから、それで、防護柵の令和3年を見ると、当初割り当て率が75%と、ちょっと少ないんだね。だから、これで取り残された部分がずうっと後押しになって、上にもういっちょ足せるとですよと言っても、回ってこないということもあったりするんで、そこら辺は気がけて、地元とかそういう関係者の話を聞いて対応していただきたいと思いますが、いかがですかね。（「時間がない」と呼ぶ者あり）そうしたら、それはお願いします。

次、JA改革なんですけど、これは国がJA改革、自らの改革をやらないといかんと。それは誰のためですかと、農協のためでもあるし、農業者のためでもあるし、地域のためでもあるとあって進められよるんだけど、身近なところで、JAながさき西海は、去年か一昨年か総代

会があって、6票差で改革案が通ったんだけど、私は反対の方に応援していたんだけど、それは手数料を上げるとか言うからさ。ただ、農協の経営も非常に厳しいというのはよくわかる。

そういう中で、JAながさき西海はその後、そこは通ったけど、今度の総代会で役員が全部交代したんだよ。それで、組合長もみかん農家の方がなられて、経営に長けておられるのかなと思ったりするんだけど、専務は商売をしている人で、そういうことでいいんだろうかと、ちょっと考える部分があったものだから、このJA改革ということが、県がどれくらい関わってできているのかなということを聞いたかったんですが、いかがですか。

【村岡団体検査指導室長】農協改革に関するご質問でございます。

ただいまご指摘がありました令和元年度のながさき西海農協の総代会、かなり紛糾したというのは、私も承知しております。支店の統廃合と手数料を上げるということで、かなりの反対意見が出て、議論も長時間に及び、たしか6時間ぐらいかかったと記憶しております。最後は、投票の結果、多数決でかろうじて、僅差で、6票差で、組合提案が承認されたということでございます。

もとより協同組合は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助を基本理念としております。このため、より多くの組合員の方が相互に理解、納得した形で事業が進められることが本来のあり方ではなかろうかと思っております。

そのため、県としては、反対意見を持つ組合員の方にもしっかり理解してもらえるよう、総代会終了後においても、引き続き丁寧な説明を尽くしていただくよう、組合に働きかけてまい

りました。組合も、かなり紛糾したということは大変重く受け止めておりました、その後組合は地区に出向いて行って、地域座談会ということで、常勤役員、組合長をはじめ出向いて行って意見交換を重ねております。そういった理解を得られる努力もしてきております。

県としましては、今後も、組合員との徹底した話し合いに基づいて組合運営が円滑に推進されるよう、農協の自己改革も含めて、組合員と徹底した話し合いをしていただきたいということで、しっかりと後押しをしていきたいと考えているところでございます。

【吉村委員】最後のお願いになりますけど、今の答弁で大体、県もある程度そういう中に関わってされているというのは分かりました。

今後とも、そういうことを傍観するのではなくて、積極的に県も関わって、いわゆる農協がよくなること、農家の所得向上にもつながっていくわけですから、そういった意味で関わりをずっと続けていただくようお願いをして、質問を終わりたいと思います。以上です。

【久保田委員長】これで、事前通告をされた方、全員終わりました。

ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時17分 休憩

-----  
午後 3時17分 再開  
-----

【久保田委員長】これももちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時18分 休憩  
-----

-----  
午後 3時19分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

これより、決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

-----  
午後 3時20分 休憩  
-----

-----  
午後 3時20分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会農水経済分科会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしております「審査日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時21分 休憩  
-----

-----  
午後 3時21分 再開  
-----

【久保田委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【久保田委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 3時22分 閉会  
-----

分科会長 久保田 将誠

副分科会長 山口 経正

署名委員 外間 雅広

署名委員 吉村 洋

---

書記 平古場 俊一

書記 武次 潤

速記 (有)長崎速記センター